

平成28年第2回定例会

(6月2日招集)

山都町議会会議録

平成28年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期決定の件	4
日程第3 諸般の報告	4
・議長の報告（配付のみ）	
日程第4 行政報告	4
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）	9
散会	11

○6月7日（第2号）

出席議員	12
欠席議員	12
説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した事務局職員	13
開議	13
日程第1 一般質問	13
11番 田上 聖議員	13
12番 中村益行議員	25
1番 吉川美加議員	37
4番 後藤壽廣議員	51
散会	65

○6月8日（第3号）

出席議員	67
欠席議員	67
説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した事務局職員	67
開議	67

日程第1	報告第1号	平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	68
日程第2	報告第2号	平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	70
日程第3	報告第3号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	70
日程第4	報告第4号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	72
日程第5	報告第5号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	73
日程第6	報告第6号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	75
日程第7	報告第7号	有限会社「清和資源」の経営状況について	77
日程第8	議案第44号	専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を 求めることについて	78
日程第9	議案第45号	専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を 求めることについて	79
日程第10	議案第46号	専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第8号）の 報告並びにその承認を求めることについて	80
日程第11	議案第47号	専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第 4号）の報告並びにその承認を求めることについて	85
日程第12	議案第48号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその 承認を求めることについて	86
日程第13	議案第49号	専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めること について	88
日程第14	議案第50号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告 並びにその承認を求めることについて	89
日程第15	議案第51号	専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の 報告並びにその承認を求めることについて	92
日程第16	議案第52号	専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第 1号）の報告並びにその承認を求めることについて	101
日程第17	議案第53号	山都町職員の退職管理に関する条例の制定について	104
日程第18	議案第54号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	106
日程第19	議案第55号	平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につい て	119
日程第20	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	120
日程第21	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	120
日程第22	諮問第5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	120
日程第23	発委第2号	九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿 蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議	122
日程第24	議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出につ	

	いて.....	124
閉会.....		125

6 月 2 日（木曜日）

平成28年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年6月2日午前10時0分招集
2. 平成28年6月2日午前10時0分開会
3. 平成28年6月2日午前10時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和支所長	増田公憲
蘇陽支所長	江藤宗利	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	田中耕治
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	環境水道課長	佐藤三己
健康福祉課長	玉目秀二	そよう病院事務長	小屋迫厚文
老人ホーム施設長	藤原千春	学校教育課長	荒木敏久
生涯学習課長	工藤宏二	地籍調査課長	山本祐一

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会議務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

本日の会議を開く前に、このたびの熊本地震により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

（ 黙 禱 ）

○議長（中村一喜男君） ありがとうございます。御着席ください。

ただいま黙禱を行いましたが、今回の熊本地震において被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。また、本町においても、全国自治体及び各団体、また個人の方々より多大な御支援、御援助いただき、また議会におきましても、御支援、激励等いただき、あわせて感謝申し上げます、お礼申し上げます。一日も早い復興、復旧を願うところです。

では、4月1日付職員人事異動により、新たに課長に任命された6名の方から、挨拶の申し出がっております。順番に発言を許します。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） おはようございます。健康福祉課、課長の玉目でございます。昨年度まで課長補佐をしておりましたので、健康福祉課2年目になります。どうぞよろしく願いいたします。

このたびの熊本地震によりまして被災された方に対しまして、一日も早く震災前の生活に戻れますよう、健康福祉課として担う被災者の生活再建支援などさまざまな支援を全力挙げて取り組んでいきたいと思っております。

なお、少子高齢化の進む山都町におきまして、少子化対策を初め、子育て支援から高齢者支援に至るまでの福祉の充実、健康づくりに重点を置き、この住みなれた町で誰もが健康で安心して暮らせることができるまちづくりを、議会の皆様初め、各種団体、住民と一緒に、今後取り組んでいきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次に、建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。4月1日から建設課長になりました後藤誠輝と申します。蘇陽出身です。

今、毎日緊張して災害復旧に奔走しております。一日も早く復興するように頑張っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 次に、環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） おはようございます。本年4月1日より、環境水道課長を拝

命しました佐藤です。

初めてこの席に立って、身も心も気も引き締まる思いです。また、緊張もしております。正直、私自身まだ未熟な中で、また、この環境衛生、水道の分野での業務経験も少ない中、正直、不安のほうが大きい中でのスタートでした。そこに熊本地震が発生したわけですが、この対応を通じて、町民の皆さん方からはお叱りの言葉、また、激励——励ましの言葉もいただいたところ です。改めて、この業務の町民の日常生活における影響の大きさを実感したところでもございます。

また、通常業務の中においても、現状、課題、少しずつ見えてきたところ です。待ったなしで取り組まなければならないもの、また、じっくり時間をかけて検討していくべきものもありますけれども、この課題の解決、解消に向けても、環境水道課一丸となって、また、議員の皆さん方の御意見をお聞きする中で、しっかり取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいいたします。

○議長（中村一喜男君） 次に、老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） おはようございます。4月1日付で浜美荘施設長を拝命しました藤原です。よろしく願いいいたします。

山都町におきましても、高齢化率が40%を超えて、老人ホームへの入所相談も多くなってきております。また、入所されている方におかれましても、高齢化に伴う心身の状況の変化で介護の比重も高くなり、多種多様なニーズが求められているところ です。

今後におきましても、複雑な事情の入所者も増加すると考えられ、ソーシャルワーク機能の必要性も高まり、関係機関との連携やネットワークも大切なものになっております。高齢者の方々が人としての尊厳を守り、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、地域や家庭、関係機関との連携を強化し、養護老人ホームの機能、役割を十二分に果たすことができるよう努力してまいります。どうぞよろしく願いいいたします。

○議長（中村一喜男君） 次に、学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） おはようございます。学校教育課長を拝命いたしました荒木敏久と申します。

児童生徒を取り巻く環境は日々変化していると思います。山都町における学校教育の諸課題に一生懸命取り組みますので、よろしく願いい申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次に、生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 生涯学習課長の工藤宏二です。

山都町民の全てが生涯にわたりさまざまなことを学べることができるよう、環境の整備、拡充を図り、住民一人一人が豊かな心を育まれるよう、山の都づくりを目指して頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいいたします。

○議長（中村一喜男君） 皆さん方には、公僕として使命感、スピード感を持って、今まで以上に町民の福祉のため、御尽力いただくよう願いいいたします。期待しております。

それでは、ただいまから平成28年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、工藤文範君、10番、稲葉富人君を指名します。
-

日程第2 会期決定の件

- 議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
今定例会の会期は本日から6月10日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの9日間に決定しました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長の報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりで。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第4 行政報告

- 議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。これを許します。
老人ホーム施設長、藤原千春君。
○老人ホーム施設長（藤原千春君） おはようございます。ただいま新任の挨拶をさせていただきました藤原です。よろしくお願ひいたします。
老人ホームの民営化について行政報告をさせていただきます。
浜美荘の民営化につきましては、平成28年3月の第1回定例会において、平成29年度から社会福祉法人に運営を移管するということと、そのスケジュールについて行政報告をさせていただきました。しかし、このたび、4月14日、16日に発生しました熊本地震により、浜美荘において建物、設備などに大きな被害を受けました。このことから、行政改革幹事会、行政改革推進本部会議等で協議を行い、民営化を1年延期することとしました。その概要について行政報告させていただきます。
お手元の資料をごらんください。
1、山都町立養護老人ホーム浜美荘は、平成29年度から社会福祉法人に運営を移行することとしましたが、熊本地震により被災した施設の災害復旧を最優先で行うこととし、移行年度を

平成30年度に延期することにしました。

2、熊本地震により、建物・設備等に大きな被害を受け、入所者の保健衛生及び防災の万全を期すため、早急に災害復旧に取り組みます。平成28年度中に災害復旧事業を完了することとします。養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第3条で、養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気と入所者の保健衛生に関する事項及び防災について、十分考慮されたものでなければならないとなっており、入所者が健全な生活を送れるよう、早急に災害復旧工事に取り組みます。

3、災害復旧工事終了後、運営主体となる社会福祉法人を公募し、移管法人を平成29年7月までに選定することとしています。

4、選定までの予定は次のとおりです。平成29年3月、公募要領の配布を行い、同年5月、1カ月間を応募法人の受付期間とします。さらに5月までに、学識経験者や入所者、福祉関係者による移管法人の選定委員会を設置します。

5、入所者及び家族や身元引受人には、今後も機会を設けて丁寧な説明を続けてまいります。入所者への説明及び御家族、身元引受人の方へは、文書での通知を平成27年9月、平成28年3月の2回行っておりますが、今後も機会を設けて行っていきます。

6、老人ホーム職員の処遇については、本人の意向を踏まえ対応します。これまで、総務課人事給与係とともに説明会や面談を行ってきましたが、今後も職員に不安が生じないように、さらに面接等を行っていきます。入所者の方々の生活を健全に維持するため、早急に災害復旧に取り組むとともに、よりよい環境、運営を提供できる社会福祉法人を選定できるよう、準備を進めてまいります。

以上、報告いたします。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 提案理由の説明を行います。

平成28年第2回定例会を招集しましたところ、御参集賜り、ありがとうございます。今議会に提案しております議案についての御説明に先立ち、震災関係の状況について御報告申し上げたいと思います。

平成28年熊本地震と命名された4月14日夜遅くの前震と、16日未明のマグニチュード7.3の本震は、布田川、日奈久断層帯周辺地域を中心に、郡内各町はもとより、熊本市及びその周辺市町村、さらには阿蘇地域の各市町村に甚大な被害をもたらしました。被災された住民の中には、いまだ復旧に手をつけられない方もおられ、その被災状況は想像を超えるものがあります。震災に遭われた住民の皆様や関係者の方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第です。

本町には緑川断層帯がありますが、今回の地震との関係や連動は報告されていません。しかし

ながら、罹災証明申請に基づく家屋被害認定調査結果につきまして、中間集計の段階ではありますが、全壊21戸、大規模半壊32戸、半壊94戸、一部損壊144戸となっております。今申し上げた全壊から一部損壊の数値は5月26日現在のものであります。このほか、宅地や裏山の亀裂による住民からの不安の声も上がっています。

発災直後は、家屋損壊とともに長期にわたる停電、上水道・簡易水道の断水や濁り水のため、一時は2,000名を超える避難者のほか、車中泊される方も多数ありました。特に原地区では、集落単位での家屋被害が発生し、現在も避難生活を送っておられます。この地区においては、応急仮設住宅の設置による支援を計画しております。既に建設に着手しており、今月完成の見込みであります。

道路においては、津留地区の大崩落や、蘇陽、滝下地区の大規模落石を初め、急傾斜地での落石被害や地割れが発生し、町道の通行どめが27路線に上り、公共土木施設災害は98件を把握しています。通行どめの路線や崩落・陥没被害のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所からの応急復旧工事を進めております。

農地・農業施設災害については、田畑、かんがい施設、農道、計202件の被害となっております。浜町商店街では、店舗や蔵の被害が出ており、これからの経済活動へ大きな影響を及ぼしています。農林関連の施設等については、査定が終了したところから、順次、復旧工事を進めてまいります。

教育施設については、学校施設についてかなりの被害が心配されましたが、構造的な損壊には至っておらず、連休前から授業再開を図ることができました。一方、社会体育施設については、多くの地区体育館が使用できない状況となっております。

老人ホーム浜美荘については、外構や壁面の大きな亀裂や床の傾きの被害がありました。専門家による調査の結果、改修措置で対処できる見通しですが、来年4月1日を予定しておりました民営化については1年先送りせざるを得ないと判断いたしました。

観光施設については、国民宿舎通潤山荘のホールが使用できず、一部客室での営業となっております。他の施設は比較的小さな損壊ですが、例年多くの観光客でにぎわう5月の大型連休もお客様はまばらで、営業面で大きなダメージを受けています。

国の重要文化財通潤橋は、通水路の破損による漏水で橋本体への深刻な影響が懸念される状態となりました。現在、文化庁の現地調査を終えたところであり、今後、国・県や地元土地改良区と対応を協議し、速やかに復旧を行うこととしています。

町では震災直後に災害対策本部を設置し、緊急を要する事案については、応急復旧措置を図るとともに、極力避難者に寄り添った対応をとるよう指示してきました。余震が続く中、住民の皆様のお不安解消や相談を含め、でき得る限りの対応をしているところであります。

自衛隊からの災害派遣を初め、国・県、隣接自治体や公的機関、各種団体から人的支援をいただいております。救援物資についても、町内はもとより全国各地から御支援をいただきました。

民間支援活動については、町との協定により、社会福祉協議会から災害ボランティアセンター総合相談窓口を開設し、町内ボランティアの受け入れを行っています。ほかにも町内外への支援

のため、NPOや個人でのボランティア活動が行われております。

今回の震災に当たり、国は災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用し、また、激甚災害及び非常災害の指定を行っています。これらに基づく各種支援策を講じ、被災された住民や事業者の再建を推し進めていきます。

また、義援金については、被災状況の把握ができ次第、配分額を決定し、速やかな支払いを実施していきます。

なお、年度当初に発生した災害であるため、新年度事業で未着手のものがありますが、おくれを取り戻すべく対処していく所存です。

イベント等については、中止や延期、他市町村へ会場変更になったものもございますが、一日も早い復興を図るためにも、可能な限り実施に向けて取り組んでいくこととします。

関係団体の総会等については、事情に応じて延期や書面決議の措置がとられております。私に御案内をいただいた町内の各団体・組織の総会についても、出席できないものが多くありましたが、御理解を賜りたいと存じます。

今後、本町の復興業務のめどが立てば、「上益城は一つ」の思いから、甚大な被害を受けた郡内自治体への職員の派遣も視野に入れているところです。

このような大規模かつ広域な地震災害は初めての経験ではありますが、復旧、復興に向けて精いっぱい取り組んでいるところです。いまだ余震が続く中、終息のめどは立っておりませんが、今回の震災対応について、しっかりと検証し、確固とした防災対策や適切な支援体制の構築を図り、住民が安心できる行政執行を目指していきたいと考えています。

次に、今定例会に提案しております議案について、御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告9件、報告7件、条例1件、補正予算2件、その他案件4件です。

議案第44号は、平成28年3月定例会において議決された上鶴橋上部工工事の工事請負契約の変更に伴う専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第45号も、平成28年3月定例会において議決された上鶴線道路改良工事の工事請負契約の変更に伴う専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第46号は、平成27年度山都町一般会計補正予算（第8号）です。これは、さきの3月定例会において提出しました補正予算（第7号）議決後に判明、確定した事業及び町税や交付金等に係る補正予算につき専決処分を行ったため、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第47号は、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）です。さきの3月定例会において提出しました補正予算（第3号）議決後に判明、確定した事業につき専決処分した補正予算について報告並びにその承認を求めるものです。

議案第48号は、町民税、法人町民税及びたばこ税の延滞金の計算方法の見直しや軽自動車税の環境性能割の導入等を内容とした地方税法等の一部改正に伴い、山都町税条例等の一部改正の専

決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第49号、山都町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、行政不服審査法の施行に伴い、山都町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第50号は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についての見直し等を内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第51号は、平成28年度山都町一般会計補正予算（第1号）です。熊本地震に伴う災害復旧事業等、緊急に実施する必要があるため編成した補正予算について報告並びにその承認を求めるものです。

議案第52号は、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）です。熊本地震に伴う簡易水道の給水事業等、緊急に実施する必要があるため編成した補正予算について報告並びにその承認を求めるものです。

次の報告第1号は、平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費のうち、実際に同28年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は9億7,572万2,000円です。

報告第2号、平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費のうち、実際に同28年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は91万7,000円です。

次の報告第3号から第7号については、町が2分の1以上を出資している株式会社や財団法人等に係る経営状況の報告です。

議案第53号、山都町職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するため新たに条例を定めるものです。

次に補正予算ですが、議案第54号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）については、10億1,600万円を増額補正し、補正後の額を135億7,600万円としています。

歳出の主なものとして、熊本地震により被災した公共土木施設や農林業施設等の災害復旧費に5億9,258万円、通潤橋保存修理事業に1億3,382万円、老人ホーム浜美荘の修繕工事に4,471万円を計上しました。このほか、被災に係る支援制度として、被災家屋等の解体工事費に6,480万円、被災住宅の応急修繕料として5,241万円、罹災者見舞金1,610万円を計上しています。

議案第55号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、被災した簡易水道施設の漏水調査及び漏水工事費1,387万円を増額補正し、補正後の額を6億7,076万円としました。

議案第56号、工事請負契約の締結については、矢部地区統合保育園建設工事に係る工事請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定

により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

諮問第3号から第5号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員7名のうち3名が、平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の候補者について推薦し、諮問を行うものです。

なお、今定例会に提案を予定しておりました山都町教育委員選任について同意を求める件につきましては、諸般の事情により提案を見送ることといたしました。今後、調整がつき次第、提案を行う予定ですので、御了解をお願いいたします。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第56号「工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 議案第56号につきまして御説明を申し上げます。

議案第56号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成28年6月2日提出、山都町長。

- 1、工事番号。山健保工第1号。
- 2、工事名。矢部地区統合保育園建設工事。
- 3、工事場所。山都町城原地内。
- 4、契約金額。2億3,652万円、税込みです。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役尾上一哉。
- 6、契約の方法。指名競争入札。

提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。工事請負契約概要でございます。3項までは省略させていただきます。

4、入札年月日。平成28年5月26日。

5、工事概要、施工概要。園舎、木造・平屋建て793.51平方メートル。渡り廊下26.32平方メートル。園庭1,863平方メートル。駐車場314平方メートル。

6、参加業者は以下のとおりでございます。

次のページをお開きください。公共工事請負仮契約書でございます。3項までは省略いたします。

4、工期。平成28年6月3日から平成29年3月31日まで。

5、請負代金額。2億3,652万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,752万円。

6、契約保証金。2,365万2,000円。

7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。平成28年5月31日、発注者山都町代表者山都町長工藤秀一。受注者、住所、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、商号または名称、株式会社尾上建設代表者氏名、代表取締役尾上一哉。

次のページをごらんください。入札結果一覧につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

次は資料をつけておりますけれども、この詳細につきましては、3月定例議会におきまして前課長が御説明されたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

4ページが位置図でございます。今の同和保育園の広場のところに設置いたします。

5ページが配置図でございます。

6ページが平面図でございます。

最後に、7ページが立面図となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 総務課長にお尋ねですけれども、56号議案、その他の議案で請負契約は通常、議会の後のほうに順番で出てくるんですけれども、開会日に持ってきた理由をお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 日程の件ですかね。

○7番（江藤 強君） いや、議案もばってん、開会日に持ってきた理由をです。

○議長（中村一喜男君） 各課で説明しますか。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。

まず、議事日程につきましては、ただいま議長も申しておられましたが、議長が作成をされまして、その日ごとに会議に付議する事件としてその順序等を記載をされると。また、会期日程につきましても、議会運営委員会の協議を経て今回提案をしていると。もちろん、これは議長が決定をして提出をされるということでございますけれども。

ただいま江藤議員のほうから、早く、初日に持ってきた理由ということをお尋ねということで、お答えいたしますけれども、御案内のとおり来年4月には統合保育園の開園ということになっております。こうしたスケジュールを考えましたときに、不測の事態等にも備えて、一刻も早い着手が必要であると、そういった判断から、今回、開会日に上程をお願いしたものでございます。通常とさっきおっしゃいましたけれども、最終日によく私どもも工事請負契約の締結についてを上程しております。これにつきましては、会期中に入札ですとか仮契約の手続がどうしても食い込んでしまうと、そういったこともありまして、確実に議決に付すために、最終日に提案をしているというのが現状でございます。今回は会期前に仮契約が整いましたので、本日上程ができるというようなことになりましたので、先ほど申し上げましたスケジュール等の観点から、当日に持ってきたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時42分

6 月 7 日 (火 曜 日)

平成28年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年6月2日午前10時0分招集
2. 平成28年6月7日午前10時0分開議
3. 平成28年6月7日午後3時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 11番 田上 聖議員
- 12番 中村益行議員
- 1番 吉川美加議員
- 4番 後藤壽廣議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|----------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 副町長 | 岡本哲夫 |
| 教育長 | 藤吉勇治 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和支所長 | 増田公憲 | 蘇陽支所長 | 江藤宗利 |
| 会計課長 | 山中正二 | 企画政策課長 | 本田潤一 |
| 税務住民課長 | 田中耕治 | 健康福祉課長 | 玉目秀二 |
| 環境水道課長 | 佐藤三己 | 農林振興課長 | 藤島精吾 |
| 建設課長 | 後藤誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 地籍調査課長 | 山本祐一 | 老人ホーム施設長 | 藤原千春 |
| 学校教育課長 | 荒木敏久 | 生涯学習課長 | 工藤宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

本日の日程は一般質問であります。当初、6名の方から質問の申し出がございましたが、2名の方から辞退の申し出がございます。通告前ではありましたが、日程等の調整もあり、一般質問の申し出においても、極力慎重に行っていただくよう、お願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） おはようございます。冒頭でございますが、今度の震災でお亡くなりになられた方々の御冥福を祈り、そして、被災に遭われた方、今なお避難生活を送っておられる方に対しても、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

地震、震災、本当に大変なものでございます。益城、西原、それから南阿蘇、熊本市の一部、家が壊れて、こんなことになるのだろうかと思うほどの傷みよう、激しさでございます。東日本のときは波がさらって、きれいになって、跡が割ときれいでしたが、今度はそのまま残骸が残っておりますので、被災に遭われた方々、この我が家がいつまでも目の前にあってということで、悲しみが絶えないのではないかと思います。本当に大変なことでございます。

そういう中で、先日、エミナースにお風呂に行きました。そのエミナースが避難場所の一つになっているということを知りませんでした。行ったとき、車の中で生活されておられる方、テントを張っておられる方、そのほか、避難された方々に御飯を配られている、そういう場所もございまして、被災地の避難場所の一つをつぶさに見たという感じでございます。

さて、お風呂の中でございます。場所柄、益城、あるいは西原の人たちが大半だったと思っておりますが、お風呂の中で、うちは潰れたもんとか、うちも同じこったいとか、隣の人が家の中に閉じ込められたけん助けに行ったとか、車がペしゃんこになってつまらんごとなつたばってん誰もけがせんだったけんよかったたいとか、それから、うちんとは車ば出そうって大ごとしましたばいとか、そういうふうな話が、被災者の方の直の話がいっぱいあっておって、私もただ茫然として聞いているだけでございました。

その中で、行政に対する不満がいっぱい出てきておりました。

まず、そのまま話をしていきますと、職員が何もわからんで、もたもたして、大体仕事はできんというようなことで、ふなれだからということですが、こぎゃんとになれてもらわんでよかと思っておりますが、ふなれだからということのようでございます。

県に対しても同じようで、復興予算ということで、7,800億ぐらいだったですかね。特別に組まれたが、その執行というのが事前に県にはわかっていたようです。ところが、県のほうは何にも対応していないので、予算が来ても対応ができず、町のほうもそれによって執行ができないということへの不満もあっておりました。

それから、罹災証明ということでも話があつておりました。外から見て、わきやあどんが外から来て、写真ば撮つとるばかりだけん、罹災証明に行ったっちゃ、あたぎやいはごぎゃんして家が建つとるもんなどという話しか出てこんでです。中ば見てみらんことにはわかるかということで、再度検査をしてもらったとか、うちはもうつまらんけん、そのままうっちゃつとるがなとかというような話があつておりました。我が町はどういうふうなことかということも尋ねておきます。どういう調査をされておるのかということですね。

それから、子供が家に帰れば泣くから、もう車の中におらんとしよんなかという話もあつておりました。その話は、私たちの町でも二、三聞きました。家に帰れば、地震の後だから、子供が泣いてしよんなかって。そういう中で、罹災した子供たちにケアが必要だという話まで出ておりました。それで、我が町は、うちの学校の子供さん方、小学校の子供さん方、そういうことケアについてはどうなのか。これもお尋ねしておきます。

それから、ベッドタウン的な部分もございますので、うちの隣は急におらんごとなった、どっかにはっていった。極端に言うなら、そういう話でございます。地震が怖くて、よそに引っ越されたということでございまして、子供連れで、子供も転校だということですが、本町においてはそういう傾向があるのかどうか。地震によって、生徒の数が変わったのかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

我が町も、原村を中心にして、いっぱい被害が出ておりますが、その我が町の被害の状況というのをお尋ねします。私たちには、その都度、資料が配られて、いろいろと説明があつておりますが、町の人たち、一般の町民の人たちはなかなかわからず、どぎゃんなつとるとか、総体的なことも含めて、どぎゃんなつとるとかという話が多うございますので、私の質問に答弁する形で、防災無線あたりを通じて流れますので、町民の方にいろいろと説明といたしますか、こういうふうなことですということでのことを答えていただければと思つております。

あとは自席からでございますが、質問した部分よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） いいえ、答弁からお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。田上議員の質問に対してお答えをしていきます。まずは私のほうから、地震被害の実情ということで説明をさせていただきます。

今回の地震により本町も大きな被害を受けました。幸いにも人的な被害の報告は受けておりませんが、住家等の被害は、提案理由で報告しましたとおりでございますが、5月26日の現在の数値であります。全壊が21件、大規模半壊が32件、半壊が94件、一部損壊が144件ということで、合計291件という報告を受けております。

14日の地震直後から、阿蘇方面からの送電を受ける蘇陽の一部の地区が停電する状況となり、4月23日によりやく普及をいたしました。

水道では約2,500戸もの世帯が断水状態となり、加えて濁り水、これが約4,000戸発生をいたしました。多くの住民の方々に御不便をおかけいたしましたわけでありますけども、懸命の復旧作業で4月24日には断水が解消をいたしました。濁り水については、5月2日に解消をいたしたところであります。この間、消防団や自衛隊、多くのボランティアの方々に給水活動に携わっていただきました。このことも御報告をいたしたいというふうに考えております。本当にありがとうございました。

道路については、今なお、国道445号線が御船地内の土砂崩れにより、全面通行どめの状況にあります。土木部のほうに確認をいたしましたところ、年度内には復旧を済ませたいと。できれば、年内に普及したいという見込みであるようでございます。県道も、清和砥用線が全面通行どめのほか、片側通行どめ等の規制のある路線が5路線ございます。町道においても、26路線の全面通行どめの区間がございます。現在、全力を挙げて復旧作業に当たっているところであります。

これらを含む公共土木施設災害も、現時点では、これは町の公共土木施設災害でありますけども、100件の被災を確認しております。農地については、通告にもあっておりましたので、後ほど詳細に担当課長から報告をさせます。

このほか通潤橋も通水管が被災し、漏水しておりますので、現在、修復方法等の調査検討を文化庁等々、関係機関と一緒にになって検討しているところでございます。また、通潤山荘や清和天文台、そよ風パークも、甚大な被害を受けております。被災直後に、利用の可否等を含めて調査を行い、現在では、一部でありますけども、営業を開始しているところであります。

管内の学校施設のほとんどが被災をしております。また、27の体育館やグラウンド等の社会教育施設及び老人ホーム浜美荘も被災をしております。それぞれ復旧へ向けて、調査やそれぞれの設計を始めているところであります。

また、被災直後の17日は、最大39カ所の避難所に約2,200名の方が避難されておりましたが、現在は原地区のほか、2カ所に約20名弱の方々が避難されている状況であります。これに加えて、議員からも御指摘があったとおり、車中泊、それから、屋外でのテント生活、これも見受けられました。その数については、把握をしておらない状況でございます。こうした方々への対応も適宜行いながら、特に原地区の応急仮設住宅は今月中の完成を見込んでおまして、できるだけ早く、仮設住宅へ住めるように、私どもも一生懸命頑張っているところでございます。

以上、実情について概略を述べさせていただきました。罹災証明の件、それから、子供たちを含む心のケア、それから町外からの転入者の状況、それから先ほど申し上げました農災等の状況については、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 御質問にお答えしたいと思います。

教育に関する部分につきまして、2点あったと思いますので、まず一つは、子供たちの心のケアのことについてお話ししたいと思います。地震発生後に、すぐに、まずは子供たちの安否確認

をそれぞれの校長、学校のほうにお願いをいたしました。そうしまして、その安否確認の後に、学校の状況等も把握したわけですが、4月21日の時点で、町内で5名の子供たちが、非常に心のことについて心配があるという、そういった状況がありました。例えば、夜眠れないとか、あるいは、一人でトイレに行けないとか、そういう状況が見られるということがわかりました。

それで、学校のほうは、結果的に6日間、休校措置をとりましたので、その間に、まず、それぞれの担任、もちろん学校の職員含めてですが、家庭訪問をしていただくようお願いしました。そして、詳細な状況を把握したわけですが、やはりスクールカウンセラー等の対応が必要であろうというふうにも考えましたので、そういったところを教育事務所等にも要請したわけですが、その間は学校で対応していただいたわけですが。

そうしまして、25日に授業のほうは再開をいたしました。子供たちも、久しぶりにお友だちと会ったり、学校に来たことで、随分安心した様子がありました。子供に笑顔も見られたということも聞いておりました。

それから、県のほうもアンケート調査をしまして、その結果が5月31日の熊日のほうで新聞報道されたわけですが、その結果では、山都町で小学生が8名、中学生が6名、心のケアが必要だというような報道でした。既に把握をしておりましたので、小学生の8名、小学校の数で言いますと四つの小学校だったんですが、既にその時点では、カウンセリングもしておりました。ですから、カウンセリングも受けながら、様子をまた継続的に見ていくということです。それから、中学生の6名につきましては、まず、学校での対応があったわけですが、カウンセリングのほうも今週に受けるということになっております。そういった状況であります。

それから、町内で被災した子供さんたちがおります。先ほど、原地区の話も出ましたですが、避難先の公民館から通学しているような状況ですが、今週には借家のほうに移るということで、そういった状況にはなってきました。

それから、もう一つの子供の数がどうなったのかということについてなんですけども、現在、町外から21名の子供たちが、本町のほうに一時受け入れということで来ております。小学生が18名、中学生が3名おります。そうしまして、その中の6名は、もう本町の学校のほうに席を移したいということで、そういう手続もされました。ですから、その分、本町のほうは児童数がふえておりますけども、そういった状況にあります。

それから、先ほど、カウンセリングが必要ということで、小学生の8名ということの中に、現在、一時的に受け入れをしています子供たちの中で、2名の子供たちがその中に入っております。先ほど言いましたように、今、カウンセリング等を受けている、そういった状況です。

それから、本町に一時的に来ています子供たちですが、保護者の方が本町の出身であったりとか、そういうことで、今、祖父母のところであるとか親戚の家に避難をしている、そういった状況にあります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。私からは罹災証明についてお答えをしたい

と思います。災害が発生しました場合、市町村長が被災事実を確認の上、住家等につきまして、被害程度——全壊ですとか半壊等、こういったことを記載した罹災証明書を交付するというものがございます。

この罹災証明書の用途としましては、税の減免ですとか猶予、それから、義援金の分配、応急仮設住宅や応急修理等に活用されるというものでございます。詳細につきましては、国の基準に従いまして、住宅の屋根や壁等の被害、これが全体に占める割合に基づきまして、被害の程度を認定するというものでございます。

冒頭、議員からありましたように、今申し上げました屋根や壁等の被害程度の調査というものは、これは1次調査というものでございます。いわゆる外観目視によるということでございますけれども、この1次調査の判定につきまして、結果に納得をしない被災者の方があれば、再度、調査依頼というものを受け付けております。この場合は、内部の立入調査を行うというものでございます。いわゆる外観目視と内部立ち入りによる2次調査を行うというものでございます。

なお、昨日現在で1次申請を本町では500件受け付けております。調査を既に451件済ませておるところでございます。それから、2次調査の申請が35件あっております。これにつきましては、20件調査を済ませております。今月中には1次、2次とも調査を終了する予定といたしております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 被災者に対して、対応はどうだったのか、被災された方々の話のように、もたもたして、大体何もうちあわんもんという話があっておりましたが、我が町はどうだったのか。とてもなれてはおられないと思いますが、それなりの対応はされたのか。地震に対して、こういう大規模な災害に対して行政側はどういう対応をされたのか。敏速にされていったのか、されなかったのか、お尋ねしたい。

それから、議長、時々時間ばとめちくれんな。いっちょんいかんで足らんごたるけん。よろしく。

○議長（中村一喜男君） 職員の対応ですか。

○11番（田上 聖君） 対応はしたかっていうこったい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回のような大規模災害、特に地震につきましては、余り使ってはいけない言葉なのかもしれませけれども、想定外というような状況でございました。いろんな初動の対応ですとか、応急の体制等が十分であったかというのは、これからしっかりと検証してやっていきたいというふうに考えております。

なお、職員の対応につきましては、職員も昼夜分かたず、しっかりと対応しておりますので、そういった点では、私も職員に対しては非常に感謝もいたしておるところでございます。

なおまた、今月から、庁舎の1階に総合窓口案内ということで、来客者の方に迅速に、それから丁寧に、御自分の要件が済まれるように、そういった配置もしたところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 6月1日付に、皆さんも御存じになったと思いますが、熊日にこういう記事が出ておりましたね。罹災証明発行おくれるということで、県内36市町村、職員育成怠るということでございます。我が町も、この36の中に入っているのか。かね日ごろから防災に対して訓練というといけません、職員育成に当たられていたのかどうかお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま申された新聞報道、6月1日付の件でございます。この39市町村の中に本町も入っているということは、これは紛れもない事実でございます。ただし、平成25年にこれは災害対策基本法が改正になっておるところでございますけれども、この改正法の概要は承知をしておったんですけれども、その詳細の規定までは承知をしてなかったということで、担当のほうも答えたというようなことでございます。

3月22日には、図上訓練等の実施も行ったところではございました。今後も、震災の関連法務ですとか対応策に関する勉強会というものが開かれてまいりますので、こういったものには積極的に職員の参加を促していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 時間の関係もでございます。いっぱい追及ができないことが残念でございますが、子供がふえるということは大変うれしいことでございます。我が町の基幹産業である農地について、被害状況はどうなのかということです。大体、私たちの地区は田植えも終わりに近いと思いますが、田植えもできないというような被災地の実情も出ております。我が町はどうなのか。田植えができない、されないというような地区もあるのかどうか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。農地の被害ということで御質問を受けております。

まず、今回の地震によりまして被害を受けられました町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

当農林振興課におきましては、町民の皆様からの御相談等を受け、災害復旧事業等を活用した手続を行い、早期に通常の農作業につながるよう、関係機関と連携し、事務事業に滞りがないよう取り組んでいる状況でございます。

現在は、対象箇所の測量に向けて準備を行っているようなところでございます。特に、今回は規模が大きかったり、特殊災害等も起きておりますので、国から専門官等を招き、現場指導を願ったところでございます。

御質問の農地の被害についてでございますが、これは農家の皆さん方からの申し出総数が284件、農林振興課のほうでお受けしております。地域別では、矢部地区が238件、清和地区が31件、蘇陽地区から15件の申し出がっております。そのうち農地分としましては、田に係る申し出が118件、それから、畑が28件でございます。そのほか、農業用の施設の被害で主なものが、水路

が44件、そして、道路が74件となっております。

今回の被害の特徴的なものは、議員も御承知のように、地震による大きな落石の被害が多く発生したという特徴がございます。それから、農作物等の被害の概要の中で、水稻の作付地がないかということでのお尋ねございましたが、現在、水田において、ちょうど播種、それから育苗が始まっていたときでございまして、植えつけ前で、荒田おこし作業などの水張りもまだ行われておらず、準備中の段階でございました。

被害としましては、水田等に並べられました育苗箱が移動したり、それから、ポット苗が飛び出したり、覆土が剥がれたりなどの被害が一部に見受けられましたが、苗の成長への影響は少なかつたと聞いております。それで、水田においての一部、畔が崩れたりとか、被害が小規模で起きておりますけれども、農道等の落石により行けなかったところ等を含めまして、水田で22件、176アールの作付不能田が発生しているところでございます。これにつきましては、農業共済組合等の関係機関からお伺いした状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 次に、九州全体が、あるいは熊本、特に阿蘇地方が観光客が激減しているということが報道されております。実質的に、南阿蘇あたりを走ってみますと、国道沿いのお店屋さんあたりが、もう店を閉められたままになっておりますが、我が町の観光事情はどうなっているのか、観光で立っておられる方々の被害状況はどうなのか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 観光関連施設の状況について御説明を申し上げます。

震災の発生直後から観光関連施設のキャンセルが相次ぎました。1年のうちでも集客が一番見込めるゴールデンウイークの前ということで、観光客が来ない状態に陥ったということで、各施設とも収入に大きな影響を受けております。宿泊や宴会のキャンセルだけでも、通潤山荘が1,639万円、そよ風パークが1,720万円、清和文楽の里が696万円の損害と報告を受けております。また、11の観光施設全体では、4月と5月の2カ月間で、対前年度比約4,167万7,000円の減少というデータの御報告を受けております。

今後1年間の収入見込みを試算したところ、低く見積もっても、約2億円以上の減収が見込まれるということで、観光業全体にとっては大変深刻な事態に追い込まれるということで、認識をしております。

先般5月30日に、阿蘇市で行われました国土交通省主催の、九州運輸局の主催でございましたけれども、阿蘇・九重・高千穂観光圏の緊急会議が開催されました。その会議の報告の中で、各市町村から現状の報告がございました。ちなみに、現時点での損害見込み額として各市町村から報告されたのを見てみますと、まず、阿蘇市が15億円、南小国町が4億円、小国町が2億円、南阿蘇村が10億円、お隣の高森町が2億5,000万円ということで報告がありました。また、高千穂町は入込客がこのゴールデンウイーク期間中に対前年度比で70%の減、消費額に至っては80%の減ということで報告がありまして、阿蘇との一体的な観光施策の重要性を実感しているという

報告がございました。

地方総合研究所の職員によりますと、1995年の阪神・淡路大震災、それから2004年の中越地震、2011年の東日本大震災など、過去の例から見ても、観光関連の回復には最低5年はかかるという予測が出ておりますので、このことを重く受けとめて、早急な対策をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今、施設等でございますが、町内、商店街の皆さん方の売り上げの減あたりはどうか。調べてありますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 商店街の被害額につきましては、商工会のほうで、早速17日以降、調査に入っていただきました。商店街の店舗の被害につきましては110件で、8,700万円の被害ということで受けております。ただ、収入につきましては、今後、それぞれの商店街の皆さんの状態にもよりますけれども、個々の収入につきましては、なかなか把握が難しい面がございます。ただ、現在、この約2カ月間になりますけれども、やはり日々のやっぱり収入が必要でございますので、商店会の自粛ムードの中で、やはり生産調整あるいは雇用調整をしなければならぬ商店街が、事業所がですね、多数、今、報告を受けておりますし、商工会のほうでは、資金の融資、そういったものの相談が多数、今あっているということで、商工会のほうでは、今、その相談窓口を開設して、対応をしているというところでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 町全体が、観光事業を含めて、人が来なくなれば、町全体が暗くなって、売り上げが減ってということになってしまう。人が、そのことによって、子供がふえたことはうれしいことですが、人が減っていくおそれがありますし、また、雇用をされているところは、雇用の不安、働く人たちにも不安が出てくるわけです。三つの第三セクター、三つの施設、特にそういうところは、地域の中で、町内だけでなく、雇用の場としても、それから、農産物の販売、使用、そういう面においても不安が出てくるわけで、不安がられます。何らかのそういうところに対して、不安のないような施策を何かできないか、考えていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 主要3施設につきましては、個別に今、協議を行っているところでございます。後に27年度の経営状況報告をいたしますけれども、主要3施設で約7億円から8億円の売り上げを年間見ております。

それから、雇用につきましても、各主要3施設、臨時、パート含めて約40人ずつの120名の雇用がありますので、この3施設が経営状況が難しくなるということは、非常に山都町にとっても重要なことだと思っております。

また、それに納品する業者、あるいは農産物を納品する農家の方々、いろいろな方々に影響を及ぼしますので、そのことについては、施設の迅速な復旧もそうですけれども、運転資金あたりの協議あたりも含めて必要だというふうに思っております。ちなみに、阿蘇圏域の協議の担当者

会議の中でも、各それぞれ阿蘇地域にも指定管理施設をいろいろ持っております。新聞報道等でも雇用調整のことも出ておりましたけれども、そこらあたりはしっかり対応する必要があるというふうに認識しております。

また、今回、九州観光支援旅行券ということで、国のほうが約180億円を投資して、九州管内に150万人の観光客を誘致するというので、閣議決定がありまして、きのうから、各旅行会社への説明会等もあっております。この事業につきましては、各旅行会社に旅行プランをつくっていただいて、そのプランを旅行者に売るということで、そのプランを旅行者が受ける場合に、最大70%の割引をするということで、旅行の喚起を促すということでございますので、これについては、大手の第一種旅行業でもありますJTBとかHISあたりだけではなくて、第三種旅行業についても対象となるということで、第三種になりますと、山都町の場合には幾つかの旅行業がございます。通潤山荘も持っております。ですから、そういった通潤山荘あたりも、自前の旅行プランをつくりまして、通潤山荘宿泊、それから近隣の阿蘇地域、高千穂との観光プランをつくって、それを旅行者に売るということも可能でございますので、そういったアイデアをしっかりと出していきたいというふうに思っておりますし、いずれにしても、この主要3施設の浮揚を図ることは非常に重要だというふうには認識しております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 先ほど、回復するまでに5年かかるという統計ですか。その話がありました。企業として、商店街も含めて、5年もてますか。5年頑張っていけますか。5年以内に潰れるところが大分できはしないかと思いますが、それに対する対策は考えておられますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 手をこまねいては、5年ももちませんし、3年ももたないというふうに思っております。やはり、今、九州に、熊本に人が来ないということであれば、やはりこちらから打って出ると。物産販売なり、情報発信なり、阿蘇は元気ですというようなことで、やっていく必要があるのではないかとということで、阿蘇・高千穂・九重観光圏の会議の中でのそのことが出まして、この関係町村が一体となって外に打って出る施策をやって、また、県、国のほうにもその応援をいただきたいということで、実は、物産販売につきましては、もう既に山都町の場合も、福岡の市役所前の広場、あるいは、延岡のイオンモールに6月3日から、そして、北九州のほうにもいろいろと出店計画をしております。実際に3日間の出店を延岡市のイオンモールでも行いまして、宮崎のほうから協力をいただきまして、3施設で60万円の売り上げも上げておりますけれども、やはり生産を行い、それを外に売っていく、あるいは、通販をするとか、そういったことが必要になってくると思います。

また、主要3施設については、いち早く完全営業を行って、宿泊、それから宴会の部分の収益を上げると。それが商店街の収益につながるということに思っておりますので、そこらあたりの対応については、極力急いでやりたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 町長、町債でございますが、町の借金が合併時190億ございました、3

町村の町債が。きょう資料を見ますと、85億まで減っているようです。この際でございます。町も二、三十億借金して、被災された方、あるいは、商店、一般商店街、観光業界、そういうところのこ入れに、支援に使われてはいかがですか。いつものときの借金ならば、町民の方からも批判が出ると思います。しかし、こういう非常時に町が借金をしてということになれば、町民の人たちは批判はされない、むしろ手をたたかれると思います。そういうふうなことを考えていただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今度の補正予算でも上げておりますとおり、制度事業をまずは、激甚災害ですので、普通の場合とは違います、高率の補助事業になります、それを最大限生かしながら、そしてまた、これまで中越だとか東日本大震災だとか、いろんなときに国から特別なこ入れをしていただいております。それをこの熊本地震にも適用していただけるとは思いますけれども、そういうことを願いつつ、それでも、やはり一番心配しているのは、コミュニティーの維持、これあたりにかかるやつが、どこも公共的な災害復旧工事だとか農地等の災害復旧事業、今の現制度では救えない部分について、何とかできないかということは今考えているわけでありまして。復興基金ということも前例ではあります。その辺も踏まえつつ、まずは、できることをやっていくということがありますので、今度の補正も出しておりますとおり、そしてまた、今、不明な点については、今後、9月の定例会議の前まで、できれば早く、臨時会でもお願いをして、早い対応をしていきたいというふうに考えております。

全体的なそういうふうな借金ということも、これは当然、考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 防災対策、これも熊日だったですかね、新聞に、矢部町が、危険箇所が17カ所ということになっております。そういうふうなことも出ております。防災対策についてもですが、その前に、時間の関係で、矢部阿蘇公園線のほうを次にさせていただきます。ようございませうか。

○議長（中村一喜男君） どうぞ。

○11番（田上 聖君） 主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備をということで出してあります。主要地方道というのは、建設大臣が認可し、建設省が告知する特別な道路であるというふうに聞いてあります。どうか答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、議員がおっしゃったように、建設大臣が指定するということになっております。これは、道路法56条により、主要な県道、また、市道ということで、通常は起点、終点どちらかがインターチェンジ、あるいは飛行場、あるいは港に接続するというのが位置づけられているようでございます。以上です。

（「まちっと答弁してください」と呼ぶ者あり）

あ、そうですか。

通常は、二つの町村を通っていくような道路でございますが、今もう、町村合併が進んで、それが一つの町村、あるいは市になったりしるところもございますけれども、そういった状況で、今は広域的な交通を担うというふうなことが主眼に置かれているようでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 矢部阿蘇公園線は、50年以上、もっとなると思いますが。地元の期成会をつくって、御所のほうに、沿線で期成会をつくって、ずっと活動を続けております。御承知のように、稲生野の一番上まで生活道路として、2車線の歩道もつきたい道路ができ上がっております。

いよいよ阿蘇のほうにほがす段階ですが、県のほうがなかなか動いてくれない。私も、期成会、20年会長させていただいて、毎年、県のほうにも阿蘇のほうにも陳情をお願いに行っておりますが、その中で、国立公園だから、クマタカがおるから、環境についての調査がまだ済んでいないからというような言い逃れだけでございます。当時の児玉県議あたりも、台をたたいて県職にかみついておられましたが。そういういきさつがあってもなお道路ができ上がっておりません。今度の震災で、避難道路として、ぜひ開通に向けて運動していただきたい、取り組んでいただきたい、そう思います。阿蘇のほうでも、避難道路、あるいは、そのほかとして、矢部阿蘇公園線を早期開通ということで、議会を挙げて運動されているようですし、今度も何か陳情をされたというようなことも聞いております。

そのことも含めて、ひとつ、わかっているだけ、南阿蘇側の対応についても説明願います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今のことでございますけれども、避難道路としてはどうだろうかということですが、実は、今までは観光道路としての道を重視しておりましたが、昨年からは、防災、減災を表に出して強く要望してきたところがございます。今回の熊本地震では、避難道路のみならず、物資の輸送、あるいは救援の基幹ルートとしての必要性を再認識したところがございますので、強くそれは意を、また引き続き要望していきたいというふうに思います。

それから、今後のその要望の活動、あるいは、南阿蘇村の現状でございますけれども、南阿蘇村は4月30日、国交省が視察に来られました、大臣含めてですね。そのときに、議会から、この矢部阿蘇公園線の必要性は非常に痛感されておりますので、強い要望書を提出されたところでございます。ですから、私ども山都町としましては、言い方は悪いですが、実際に激しい被災を受けられた南阿蘇村のほうからそういう要望が出されたということを受とめて、一緒になって、地域には期成会等がございますので、期成会、あるいは議員の方々、県議、国会議員の方々も含めて、さらに強く要望していきたいというふうに思っております。早くこれが実現することを望んでいるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 国が、国土交通大臣が認可し、国土交通省が告知する、建設費用も国が全額ではないですが、負担をするということが書いてありました。これは高速道路、九州自動車道路が、国土交通大臣が4月29日に開通させるということを東京でマスコミに発表されてお

ました。ここも、4月29日に開通だということでございますので、私も用がありましたので、松橋から植木まで走りました、その時間帯に。ところが、御船から熊本インターまでですかね、2時間半以上です、もう渋滞で動けません。それもそのはずです。一つの車線を交互に高速道路で使っております。道路も、高速道路も波打って、ジェットコースターに乗ったごたるねと。こう波打っております。それでも開通は開通です。国への働きかけ、大臣があそこを通せと言えば、すぐ通ると思います。それで、国への働きかけを強力にしていってはどうかという提案も含めて、意見でございます。お考えを。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、議員がおっしゃられたように、今ある九州自動車道、確かに、あれは御船から松橋の間だったかなと思います。せんだって、私も高校総体の娘の応援に行きまして、通常、片側2車線ですけれども、一方の2車線を片側1車線にしまして、今、緊急的に通しておるところでございます。やはり国交省が動けば動くのは早いです。どうしても国がする仕事は早うございますので、今、議員がおっしゃられたように、私どもは要望を強くしていくほかは今のところございませんので、国のほうには、現状は非常によくわかっておられますので、要望を続けていきたいというふうに思います。通常は、要望活動というのは年に1回、あるいは2回、あるいは、地元の議員さんと現地調査するというような程度でございますけれども、足しげく国交省のほうには、町長含めて通いながら、要望活動をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 町長、政は人がするものでございます。私はそう思っております。それで、この際でございます。南阿蘇の村長さんあたりと一緒にしながら、国への強力な働きかけをお願いしたいと思います。人がするものです。やっぱり働きかけが一番大切だと思います。その道をいろいろ通じながら。

19年11月19日、御所小学校で期成会をしました。そのとき、園田代議士も、国から支援をという話でございました。しかし、なかなか進んでいないのが現状でございます。ぜひ、そういうことも含めて、地元の代議士あたりを使いながら、国への働きかけを強力にお願いしたい。意見を。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部阿蘇公園線については、先ほど、課長が申し上げたとおり、防災減災の道として、昨年度から、そういう方針で活動を切りかえていったところでもございます。本当にそれが現実のものになってしまったと。阿蘇大橋の崩落というのは、私どもは想定していなかったわけですが、それ以上の被災をしてしまったということでもあります。

私が今考えているのは、やはり復興を越えた発展を、やっぱり今の被災を経験した者が頑張っていかなければならない、将来の人たちのためにやっていかなければならないという思いを強くしております。

それから、方法論としては、ダブルネットワークの構想というのが言われております。これは

東名だとか、新東名だとか、そういうふうな道路網のネットワークを重層的にやっていくという考え方なんですけど、まさに今度の57号線も、俵山トンネルの崩落も、同じような地域にあるわけでありまして、ダブルネットワークは組みません。やっぱり道路網としては駒返峠をトンネルで抜くというようなネットワークの構築が、真のダブルネットワークの構築になるというふうな思いがありますので、その辺を新聞にも取り上げていただきました。その辺を背景に、私も一生懸命やらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 南阿蘇が今度の被災で、高森峠とグリーンロードだったですかね、西原から通る、上がっていく道路、2本だけが通る道でございました。阿蘇大橋のところで、崩落した阿蘇、立野の大橋のところ、上のほうから覗いて見れば、ぞおっとするようでございます。阿蘇のほうも大変な被害でございますが、いつそれが逆になって、山都のほうから阿蘇のほうに逃げ出さなければならぬというような事態が起きないとも限りません。そのためにも、ぜひ道路網の整備というのは必要だと思っております。矢部阿蘇公園線、重要な避難道路、観光道路の一つでございます。山都町の、矢部の活性化にもつながっていく道路だと思っておりますので、早期に開通に向けての強力な運動をお願いしたい、そういう思いでございます。

それから、時間がありません。我が町の主幹産業と申しますか、主要なものは農業でございます。観光業あたりが落ち込み、商店街が落ち込めば、やっぱり農業の収入が一番大きな収入源になっていきますので、農業振興、農地の復旧あたりについても、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

いっぱい予定しておりましたが、時間がありませんので、次にします。副町長にはまことに申しわけありません。終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、11番、田上聖君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、こんにちは。大変な地震でした。私どもがかつて経験したことのない、大地が大揺れに揺れ、山は裂け、大地も割れました。こんなことは、恐らく、今世紀に生きている人たち、九州では初めてじゃなかったかなというふうに思います。心から被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。そしてまた、私どもも、懸命にその生活再建と、それから復興について議員の立場から努力をしてまいりたい、そう思います。

そういうことで、今度の震災関係について、どなたもみんな同様の質問だと思いますが、私も

震災関係について質問を申し上げます。

まず、今度のこの震災で、執行部としてはどういう教訓を得たのか。これを生かすということは、将来、子や孫のために絶対大切なことでもあります。そういうことで、まず、そのことから尋ねておきます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） こちらから流したらいいでしょう。まず簡単でいいですから、町長、副町長、それから総務課長、教育長、このあたりの方々に、どういう教訓を得られたかを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 震災関連として、どのような教訓を得たかということの御質問であります。私は今度の大地震で、やっぱり生と死というのは皆さんが感じられた、経験されたことだろうというふうに思います。改めて、命よりも大切なものはないということを思いました。

次に、「想定外」という言葉がたびたび出てまいります。2回の大きな地震というのは、今までの経験ではないことだということでもあります。まことにそのとおりだとは思いますが、やはり想定外というのは想定したレベルを一つ想像しているわけでありまして、やはりそういうその想定したレベルをみんな簡単に信じてはいけない、何があってもおかしくないんだということを思っていかなければならないということを感じました。

それから、避難所では、本当に譲り合って、助け合ってということを見せていただきました。被災者同士が協力しながら炊き出しをされる姿というのは、本当に私はこの町の、これは以前からある協働の精神というのが本当に息づいているんだということを本当に思いましたし、いかに、とうといかということを確認したところでございます。

それから、全国からの個人・団体から、心温まる人的な支援や多くの救援物資を送っていただきました。日ごろからのつき合いというのがいかに大事なものであるかということを感じたところでもあります。

以上であります。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 今回の災害で得た教訓であります。私が強く感じましたのは、行政として、今回のような大規模災害時には、より柔軟な思考や判断が必要だということであり。従来、個人財産に公費を投入するということは、財政規律違反とされておりました。実際、鳥取西部地震では、当時の片山知事が被災住宅に支援をしようとした際に、国から強い反対を受けております。しかしながら現在では、それを追認する形で、被災住宅に対する支援が制度化されております。今回の地震においても、罹災判定について、当初、家屋本体で評価するということになっておりました。しかしながら、本町は、家屋についてはそれほどの被害はないにもかかわらず、敷地に大きなひびが入っているとか、あるいは、裏の石垣が大きく膨らんで、居住することは極めて危険というケースが多数ございました。こうした中、最近、罹災判定については、敷地の損壊についても加味するというふうに判断基準が改正されました。

我々行政に携わる者として、現行制度、あるいは前例に捉われず、例えば、今の制度でカバーできない部分があったとすれば、現場の実情を訴えて、制度の拡充や、新たな制度の創設など、国や県にしっかり働きかけていくことが必要だと感じました。このことが今回の災害で得た一番大きな教訓であります。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 私から、事務方として感じましたことを申し述べたいというふうに思っております。発災直後の初動体制ですとか、応急対応を含めまして、対症的な対応しかできなかったというふうに反省をいたしております。これは平常時からの災害に対する備え、物的、心的両面にわたりまして足りてなかったということを痛感いたしております。

さきの中越地震ですとか東日本大震災、こういった情報というのは、我々行政にはかなり多くの量が流れてまいります。それらに漫然と目を通していただけではなかったのか、そこを教訓として積極的に学ぼうとする姿勢に欠けていたのではないかと考えております。

今回の地震で、多くの課題ですとか、問題点が見えてまいりました。それを今後しっかりと検証しまして、本町の実情に合った防災計画を再構築をしていきたいということと、今回のこの経験を次世代に確実につないでいくということが教訓を生かすことになるのかなということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えしたいと思います。

今回の地震で、どう教訓として受けとめたかということですが、まず子供たちにとっては、本当に苛酷な経験でした。しかし、今回の地震をやっぱりつらかったということで終わらせてはならないというふうに思っています。子供たちは、避難をしながら、そして、その中で家族の絆であるとか、地域の方たちとの絆、つながりであるとか、そういったことも含めて体験しておりますし、あるいは、全国からの支援ということでも、そのことを受けとめておりました。子供たちはやっぱり未来に生きていくわけですから、今回のことを踏まえながら、やっぱり子供たちがどう困難を乗り越えていくのか、そして子供たち自身も今回の避難生活の中で、あるいは、いろんな経験をしながら、子供たち自身も行動する、そういった様子も見られました。このことは非常に大事なことだと思っています。

そうしまして、子供たちが、これからさらに強く生きる、そして今回のことを成長につないでいく、そのことを考える必要があるというふうに思っています。まさに生きる力ですね。そのことを改めて大事にしていくんだということを教訓としたところでした。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。それぞれ皆さん貴重な経験をなさったと思います。私も含めて、全く、皆さんがおっしゃると同感です。町長のお話のように、生と死と、私は本当に生きた心地はしませんでした。私の村は、狭い谷間の村ですから、いつ何どきこの大

岩が落ちてくるか。単なる土砂崩れじゃないんです。前兆なしに岩が落ちてきます。御存じのように緑川、あるいは矢部地方どこでもそうでしょうが、いわゆる柱状節理の岩壁が多いんです。ですから、すっと落ちてきます。溶岩が固まるときに、いろんな形態で塊になっていきます。みんな柱状をしているんですね。これが組み合わさって、何とか岩壁を保っておりますが、今度の地震では、それすら物すごいエネルギーで落としてしまっている。ですから、巨大な、ちょっとした自動車の大きさぐらいの岩がごろごろと道に落ちたということです。ですから、私も本当に生きた心地がしませんでしたから、町長の「生と死」というのは、これは後の子供たちの体験にもつながっていかうかというふうに思います。

そして、この「想定外」という言葉は、今になれば、今さら想定外と言っちゃならないということを経験家はおっしゃっています。経験家は、もう早くから第一変動の時代に入った、次の大きな災害はマグニチュード8ぐらい以上を想定した西南海トラフ地震というもの、これはもうあと30年もすれば間違いなくやってくると。その中にあるこの布田川断層、日奈久断層というのは、ずっと警鐘を鳴らされてきた。しかし、先ほどからありますように、まさか自分たちのところにはと、私もそう思いました。この大地震とか、大災害というのはよそのことと、常に私たちは思ってきたんですね。私どもの通常の暮らしているのが非常に、余りにも恵まれた自然環境にありますから、全く感性が麻痺して、想像力が働かない。そういう……、入っていますかねえ、ごめんなさい、いつも私のマイクは入らないそうですので、事務局から叱られます。

とにかく、そういった麻痺した感性というか、この自然が私たちにそういった感性を育ててしまってくれている。しかし、そうじゃないよと。日本は震災列島だ、地震列島だと。歴史年表を一度開いてみてください。大昔から地震の記録ばかりです。この文字に記録されるようになってから、平安時代からこっちでもいいですが、もうしょっちゅう大地震、大地震というのが起こっております。皆さん御存じの方丈記。方丈記にも大地震のことが出てきます。これは鎌倉時代ですね。鎌倉末期になりますかね、1200年。「ゆく川の流れば絶えずして、もとの水にあらず」という、あの方丈記。あの中で、鴨長明が地震のことを怖いものの中の一番怖いものだと書いております。牛も馬も立っておれない。人間は鳥のように羽を持たないから、飛び上がるわけにいかない。家の中におれば押し潰されそう。外に飛び出ると、大きな穴をあけた大地が待っていると。鳥だったら飛び上がられるけども、人間はそうはいかないということで、この大地震のことを書いております。これは800年前ですよ。

そして、この地球科学の専門家の人の話を聞きますと、今、1,000年と100年の周期で、そういう大変動の時代に入っていると。これは決して不安を駆り立てているんじゃないです。そういうことをシビアに受けとめて、リアリティーを持って受けとめて、日ごろの心構え、日ごろの防災体制を持つ必要があると。後で私が質問しておりますけども、そういうことから、この防災マップもやっぱり見直す必要があるし、子供の防災教育も考え直す必要があるということを私は思っております。

そういう意味で、さっき、事務方のトップの坂口課長は、やっぱりどうしても法や制度に規制される、そういうところがあったと。そういうことで、やっぱり発災直後は対症療法的なことし

かできなかったと。これはせつかく昨年、防災係をつくりましたね。これが本当にどう機能したかということも、これは検証してもらう必要がありますけれども。我々の防災というのは、地震のことはあまり頭に入れていない。そうでしょう。風水害ですね。風水害が毎年これは定期的に来ますから、そういうことは頭にあるけれども、地震のことは余り頭に入れてない。

ところが、鴨長明が言ったように、地面が動くというのは、これは怖いものの中の怖い、一番恐ろしいものです。私がお化け屋敷に入って一番怖いのは、お化けじゃないんです。あれはローラーで動かしていると思いますが、通路がいきなり動き出す、これが怖いですよ。それを地球規模で、あるいは、この西日本一体、全部、この地震のエネルギーが動かしたということですから、益城あたりの方々は、大変、私たち以上に生きた心地はしなかつたろうと。私も、16日の夜中はずっと起きておりましたので、立ち上がりましたけれども、柱につかまって、本当に、すぐ外に飛び出なきゃ上から岩が落ちてくるという恐怖感がありましたが、身がすくんで動けないんですね。皆さん、そういう経験をたくさんなさったと思います。

そして、いよいよ今、再建にかかってきました。皆さん、随分苦勞なさっていると思います。それに、さっき副町長がおっしゃったように、柔軟な対応、思考をしなきゃならないと。これは、政府の役人と現場で、あるいは国会あたりでも、政府側と野党側のやりとりの中で出てくる答弁は何かというと、そういうことをすれば東日本大震災のレベルを超えてしまうと。だからそれがやっぱり上限みたいな答弁が盛んにあっておりました。そうじゃないんだと。法律に合わせて体をつくれないんですね。法律という体に無理やり服を着せろというのが、この解釈の仕方ですね。そうじゃなくて、副町長がおっしゃったように、柔軟に自由な思考で、そして、今度つくることが前例になるんだ、これが新たな法律制度の基準になるんだという、それくらいの気構えが必要だろうと。

私は途中で、総務課長に申し上げたことがあったと思いますが、そういうことで、国の役人たちが言ってきたならば、もうできる限りの抵抗、けんかをなさいと仰いました、復興に当たってはですね。今、罹災証明を出している。皆さん、非常に板挟みだろうと思うんですよ。被災者と、それから、そういった制度との、あるいは前例との板挟み。その場合、どれだけ、副町長がおっしゃったような自由な発想、柔軟な発想で被災者に寄り添うことができるのかということが、今、地方自治体、現場の自治体に求められている大事なところだろうと思います。

これは実態に即した対応をしていくのが一番大事だと。副町長がおっしゃったように、そのような対応、あるいは総務課長の、自分たちはどうしても対症療法しかできなかった、日ごろからもっと十分な想像力を働かせた防災体制をつくっていく必要があるということ。そういうことを教育長は、子供たちが未来に向かって、この恐怖体験を生かしていく。これがトラウマにならないようにするのが教育なんですけれども、それこそカウンセラーも置いているはずでしょうから、そういうことで未来志向でやっていってほしいというふうに思います。

それで、この震災、ずっと余震も続く中で、さっき田上議員からも出ておりましたが、こういう場合は、やっぱり一番批判的になるのは役場なんです。次に議員なんです。役場は何をしているか、議員は何をしているかと。これは、たくさん私も聞きました。しかし、こういった非常

事態で、一緒になって悪口を言っておったんでは前に進みません。どれだけ理解していただくように説明するのか。こちら側の説明責任が問われます。その辺、若干しゃくし定規的なところもあったことは私も承知しております。やっぱりこういう場合、役場や議員に対する批判が集まるというのは、弱い被災者の皆さん、心も傷ついております、ですから一番頼れるのは行政であり、あるいは、側における行政に近い議員であるわけです。その期待の裏返しなんです。

だから、そこに私どもは精いっぱい誠実に応えていく。一緒になって批判しておっても始まりません。ゆっくり総合計画をつくり上げるときには、その細かなことを私ども、皆さんにも忌憚なく申し上げていきますけども、現段階ではそういうに事態だということで、私は聞いてきました。

そこで、改めて聞きますが、発災と同時に災害対策本部をつくったわけですね。それと、これはこの間の説明のときもちょっと批判が出ておりましたが、職員は自主的に集まってくるという形ですが、これは本来は、そういう自発的な気持ちが必要なんですけれども、場合によっては、私は招集指令といいますかね、非常招集。余りこの非常招集という言葉は私は好きではありません、戦時中やたらと聞かされた。軍隊を集めるときは非常呼集ということで成立させて、いざ鉄砲を担いで打って出れというときは非常呼集ですよ。職員の非常招集体制はどうか。これで見ると、自主的に登庁するとなっておりますが、それで十分間に合ったかどうか。

坂口課長、そのことをちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま地震時の職員の参集のことについてのお尋ねがございました。

まず、防災計画上でございますけれども、震度4を記録した場合は、総務課の職員が担任すると。職員配置体制というのは、総務課の職員が当たるというふうになっております。そして、震度5になりました場合には、総務課を含め、建設課、農林振興課、健康福祉課、教育委員会といったところが参集するというふうに規定をいたしております。それから、震度6以上、これになりますと、職員配置というのは全職員ということになっております。当然、私からも、震度4から震度5、震度6につきましても、それぞれの必要に応じて、関係課へ連絡をする体制になっております。震度6以上ということになりますと、全職員ということになりますので、先日はそういった意味で、自主的な登庁ということでお答えいたしましたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そういうことであれば、自主登庁でなくて、連絡するというのであれば、担当課というのは、一つの指示を受けるということでしょうか。そうであれば、やっぱりきちんとした指示命令系統をはっきりさせるべきじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

あわせて、消防にはどうか。火事があったときは消防は非常招集されますね。第何分団は出動してくださいというふうになります。これは町からの要請でそうなるんですね。これも役場の職員ですから、要請でということであれば、きちんと明記すべきじゃないでしょうか。自主登

庁でいいということでしょうか。

ここは町長の考えを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 自主登庁ということを申し上げましたが、これは防災計画の中できちんとたわわれていることとございますので、これはもう、みずからが登庁するという捉え方で私はおります。ただ、これは常時登庁できる体制にあるかどうかというのは非常に、個人の生活もあるわけですからなかなか難しいので、自主登庁ということを言っているわけではありますが、現実的には、全体がそういう危機管理を共有しながら、登庁しているということで、私は捉えております。

また、消防のほうにも、これは本部をつくりましたなら、それなりの、団長と打ち合わせながら、どういう体制をとっていくということをきちんと前もって決めておりますので、それに基づいて、消防団も災害対策本部に詰めていただいております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 非常にこれは、デリケートなところがあるのは、私もわかります。職員の暮らしの問題もあります。職員それぞれの実態もありますから。これはやっぱり、限りなく指令によって集まるという中身だろうと。これは運用の中でそういうことをやってもらわないと、今度のような非常事態には間に合わないのじゃないかなと思います。

だから、職員は、使命感を持って、そして集まってくるということが大前提になるはずですね。そこは強調しておいてください。それでないと、職員は漫然と、行く者は行く、行かん者は行かんというふうになっているんじゃないかと。さっき言ったように、行政には一番批判が集まりますから、そういう批判のないように、我々はこういう形で、常に使命感を持って、いつ何どきも集まりますよと。これはあちこちの被災自治体で、我が家が被災をしておる。しかし、そっちはそっちのけで、いろんな介護の対応をしたり、あるいは、住民の皆さんのいろんな不安に対する対応をしたりと、やってらっしゃいますね。私は甲佐や嘉島、そして益城というふうに、被災地に見舞いに行ったり、ちょっとした支援に行ったりして行き来をしておりますが、あの中では、役場の職員、中には被災した人たちが役場の職員を悪く言う人もおるんですよ。役場の者の顔はちょっと見えない。よそ者ばか。というのは、ボランティアで来ておられる、あるいは、よその自治体から応援に来ておられる。みんな全員が出て、いろいろなところを対応しているわけだから、場所によっては顔の見えないところもあるかもしれませんね。こういうことも、住民も理解しなきゃいけません、皆さんの説明責任が非常に大きいと思う。

だから、こういう場合も、常に使命感を持って、限りなくこれは義務的に出てくる町長の指示に従って行動するというのが実態であろうと。また、そういうふうに、町長、してってください。ここに書いておるような報告では非常に誤解を受けますよ。これは、そういうことが大前提にして、こういう建前にしておりますということをお願いしたいと思います。

それから、情報発信がどうだったかなと。住民も、道路が寸断されている、水道も来ない、いわゆるライフラインが、いろんなところで寸断されていく。しかし、放送だけは生きていたんで

すね、放送だけは。だから、放送を頼りに、住民の人たちはいろいろ安心をしたり、してきたと思います。その辺はどうでしたか。私が聞く限りじゃあ、もちろん放送をしょっちゅう聞いとるわけはありませでした。怖くて、外に飛び出たり、私も車中泊を二、三日やったんですけれども。こういう場合に、一番、さっき言ったように、便りになるのは行政。だから、行政が発する情報、だから、どういう状態になっておるかという実態の情報と、もう一つは、役場がついていますよ、安心くださいという、そういった情報の伝達が必要かと思います。

町長のそういう放送を1回だけは聞きましたけどね。果たしてどれだけの町民の皆さんが聞いておられたか。夕方1回はそれを聞きました。町としてはこうして対応していますから、御安心くださいという意味の放送でした。あれは1回でなくて、今度みたいにずっと余震が続く、それも小さな余震じゃないんですね、震度3とか4とかというのがいきなり来ますから。こういう状況では、せっかく無線放送がありますから、防災放送がありますから、これをもっと私はフルに生かすべきじゃなかったかなと。これは電波法か、放送法の関連もあるかもしれませんが、その制約もあるかもしれませんが、そこはどうだったのか坂口課長に聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

災害が発生をした場合には、防災や災害情報、これを確実に住民の目や耳に届けるということは御指摘のとおりだと思います。これが住民の安全確保のために非常に重要なことであるということは、間違いございません。発災直後と申しますのは、情報が混乱をして、誤った情報が出かねない、また、それに惑わされかねないという状況になりかねないために、行政側としましては、お知らせする情報をわかりやすく、しかも、多様な手段を用いて、組み合わせせて、効率よく確実に伝えていくということが必要になってくるというふうに思っております。

今回の災害発生時におきましては、主に防災行政無線、それからインターネット、デタポン、こういったものを活用して情報発信を行ったところでございます。

特に、防災行政無線につきましては、一どきに多くの方へ情報を伝達できるという利点がございまして、発災直後からこれまでの間、道路情報ですとか給水情報、それからバスの情報、交通手段等についての多くの情報を提供したところでございます。

しかしながら、今振り返ってみますと、いち早く情報を伝達しようとする余り、刻一刻と変わります情勢、それから内容に振り回された面もあったのではないのか、それを整理しないまま次から次に流してしまって、単に放送の上書きをしていた面はなかったのか、それと情報過多の面もなかったのか、検証が必要なところだというふうに考えております。

なお、また、一部、防災行政無線、停電した地域では、戸別受信機、こちらは電池が消えてしまっていて、一時は行政の情報が届かないという事態が発生をしたのも事実でございます。もし、これが非常に重要な生命にかかわるような緊急情報が届かないというような状況であったならばということで、大変深く反省もいたすところでございます。

それから、冒頭、確実に住民の目や耳に情報を届けることが肝要であるというふうに申しましたけれども、難聴者の方ですとか、弱者の方、そういった方への伝達手段等は十分であったかど

うかということも、検証しなければならない一つだというふうに思っております。

さらに、避難所につきましても、多くの高齢者の方がいらっしゃいました。なかなか口頭での伝達だけでは正しく伝わらないことも多いという可能性もありますので、紙による配布の方法、こういったことを用いる、そういった工夫や配慮というのも考えていかなければならない、今後の検討課題としたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この災害弱者というのは、比較的、年寄りが多いんですよ。インターネットは若い人が使いますがね。だから、これだけで安心しないようにしてください。これは一般論としても言えることでありますから、それは考慮しとってください。

私も、決して不備があったとは思いませんけれども、やっぱりいろんな、実際こういうことに携わった職員の中には、ああすればよかった、こうすればよかったという反省がいっぱい出てくると思います。ぜひ、それを積み重ねて、今後に活かしてもらいたいというふうに思います。

それから、教育委員会では、これは非常に、子供たちをいつまで休ませるかやきもきしたと思えますが、幸い連休に入ったということで、その後、コミュニティバスが何とか一部を除いて動くようになったことですが、さっき話を聞きますと、やっぱり子供たち、トラウマになった子のケアが必要な子がおるという話を聞きましたが、これは子供に限らず、災害弱者をどうみんなで守っていくかというのは、非常に大きな課題だと思います。

いつか、ここに呼んだことのある手話ネットの倉田君ですね。彼はいち早くこの相談所を立ち上げました。私の友人知人が電話番号に交代で行っておりますけれどもね。やっぱり目が見えなかったり、耳が聞こえなかったり、足が不自由だったり、そういう人たちの相談にそこで当たっております。

災害のときは、私たちのすぐそばには、めったにはいらっしゃらないけれども、多いのはお年寄りですね。このお年寄りをどう、そういうところから守っていくかというのは、非常に大事だろうと思います。この場合、私は避難所にあちこち、千寿苑と、ここにしょっちゅう行ったり来たりして、見ておりましたけれども、みんな非常に感謝されておりました。ここにおいていいですよと町長さんがおっしゃったと。

ところが、それと裏腹に、ここは通常業務に差しさわるから、ここをあけてくれとおっしゃったと。そこに来とった私の友だちがびっくりして電話してきました。それで、ひよっとするとそうかもしれんけれども、それに対しては、やっぱり少し前提となる説明が必要だろうと。こうこういうことだから、御迷惑かもしれませんが、千寿苑のほうにスペースがありますので、あしたからはそちらに移っていただけますとか、あるいは、ここを半分は縮小しますが、本当に申しわけないが、よごしますかとか。そういうような細かな、人情の機微を逆なでするようなことでなくて、細かな心遣いが私は必要だとつくづく思いました。

若い人たちは生活経験が非常に浅いから、非常にしゃくし定規に物を言いたがる。それが行政批判にまたつながってくる。その辺はどうだったか、その実態を知って。町長はそのことは知っ

ておりましたか。そういうことがあったこと。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 避難所でのことですね。いろいろ私のほうにも連絡があったりしました。やはりいろんな指示を行うにしても、声が小さいとか、指揮命令系統がなっていないんじゃないかと。日ごろからやっぱり危機管理がなっていないとか、いろんな意見がありました。そのときに私が申し上げたのは、議員もおっしゃったとおり、四角四面の対応をしようとするからそうなる。行政がある程度管理をしていくというのは、基本的には大事なことでありますけども、こういう特異な場合はですね、被害者の立場に立って考えて、これを言ったらちょっと非常に逆鱗に触れるという言葉がちょっと悪いですけども、そういうことはやっぱり想定すべきですね、人として。やはりその辺をよく注意して、理由を説明したり、そしてまた、何でそれを言うのかという意味を少しつけ加えて、わかっただけのかなど。そういうことも注意しながら、しゃべってもらいたいということを指示したところでございます。

非難は甘んじてやっぱり受けなければなりません、今後の教訓にさせてもらいたい。そしてまた、繰り返しになりますが、被害者の立場に立った物言い、行動、これをすべきだというふうを考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そのことについては、決して行政職員だけの責任でもないんです。我々議員にもやっぱり責任があるかと思えます。常日ごろ、そういうことを説明する。理解を求めるようなこと。つまり、物事には自助、共助、公助、自分のことは自分ですというのが大前提ですね。しかし、自分の個人の方ではちょっと難しいというのは、地域の人たちとともに助け合う。これは共助ですね、協力して助け合う。最後に、最後というか一方では、可能な限り公的な助けも必要だと。だから、何でもかんでも町がやれとか、何でもかんでも町のほうでできますよと。私たちがそういうふうなことを吹聴することになればかえって、できないことをそういうことで吹聴すると不信感を招きます。

その辺の明確な日ごろからの意識づけというのは大事だろうと思うんですね。自助、共助、公助。そのことについて、企画課長、あなたはいつもそのことにはぶつかるとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

自助、共助、公助、今回の震災でも一つクローズアップされた言葉ではないかと思えます。阪神・淡路大震災のときに、このことは学者もかなり、復興のために研究されたことでもありまして、改めて今回の熊本地震の中でも、このことは私たち自身も感じたところでもあります。

通常、自助7、共助2、公助1という書き方がしてありますけども、決してそういうものではありませんで、皆さんがみんなが一体となって、自分のできることは自分でやるということをきちんとやりながらも、最終的に、公でなければできないのがたくさんありますので、ここをしっかりと認識しながら、対応していくことだと思います。

幸い、自治振興区制度という自治組織、こういった制度もありまして、つくっております。今回改めて、自主防災組織、それから行政にも総務課に防災係ができて、こういった対応ができつつある中で、こういうことが起きてしまいました。私どもも、みんな申し上げておりますが、本当に教訓とすべきことがたくさんありましたが、改めて自分たちで、地域でやっていくことの大事さ、そういった部分につきましては、いろんな計画の中で、あらゆる計画に反映できるように、今後は考えていかなければならないし、見直しも図っていかなければならないというふうに考えます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは、自助、共助、公助を数値で比率をあらわすことはできないと思いますね。その状況次第で、これは本当に、ひょっとすると100%町が見るべきだという場合もあるだろうと思います。これはもう自分たちでやってくださいよということもあるだろうと思いますね。こういう極限の状態の体験をすれば、やっぱり人の優しさとか、人と人のつながり、これが改めて浮かび上がってくるわけです。

ただ、表に出てくるのは、そういう美談ばかりじゃないんですね。いろんなことがあります。例えば、ある自治体のある集落で、全く行政の手が届いていないところに、お年寄りばかり、トラックのガレージに十四、五人だったかな、避難しておられました。聞いてみると、風呂にも入っていないから、下着が欲しいと。だから、私どもは中高年の女性の下着を、私の連れ合いを連れて行って20人分ばかり、これは1人分が3点セットいるそうです、それをそろえて、持っていったこともあります。聞いてみると、何かたまにパンが来ると。だから、おにぎりが食べたいとおっしゃったということで、うちの子供たちが行って、びっくりして帰ってきて、そんな話もしたことがあります。どうしても目が届かないところが出てくるんです、これだけの混乱した状態の中ですから。だからといって許されるべきじゃないから、本当にそういうとが出てこないような目配りをしながら、この自助、共助、公助というのをちゃんと日ごろから、そういう意識づけが大事だろうと。この企画をつくって山の都を創造していく上には、この意識づけが、これからのまちづくりの一番基本になるんです。だから、あえて申し上げておきます。

もう時間がなくなりましたが、総務課長、今後の課題として、これは大変な今後の財政計画が待っております。今度の補正だけでも、災害関係が約10億、それから、次に補正で、臨時議会を出すか、9月で出すか知りませんが、やっぱり9億ないしは10億ぐらい、今、積算中でしょうから、出てくるでしょう。20億ぐらい今まで予定して、これこそ想定してなかった、想定外の出費が来ますね。もちろんこれは激甚災で、特別な計らいが得られると思いますが、その辺の見通しを聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 震災関連での財政運営におけます今後の課題ということをお答えしていきたいと思っております。

まず、国ですけれども、今回の地震対応のための大型補正予算を編成したところでございまして、住宅の確保や生活再建支援金の支給など、被災者の支援に要する経費を計上したところでご

ございます。また、県も、この国の補正予算に呼応しまして、補正予算案を発表いたしました。新聞報道でも出ましたけれども、しかし中身を見ますと、県の財政貯金ゼロにという見出しで、ショッキングな記事が載っております。県の貯金に当たります財政調整用4基金117億円を全て取り崩して復興財源へ充当するというのでございますので、これらの基金が枯渇するという非常事態になっているという記事でございました。

本町でも、基金の取り崩しを今回の補正予算で行っております。今回の補正予算では、財政調整基金を約2億円取り崩すということにいたしております。一応、補正から、当初予算から合わせますと、前年度末、基金の残高が12億8,000万円ほどあったものが、今回の補正では7億程度になるというような状況になります。後年度の財政運営に与える影響というのは、小さくはないというふうに思っております。

こうした財政状況に加えまして、通潤山荘ですとか、中央体育館の復旧費というのも、現在調査中でございます。今回の2号補正予算には未計上でありますし、まだまだ国の支援策について不明な点というものもございます。政府はこのことに対しまして、必要な財政支援をしっかりと行うというような答弁をしておりますけれども、地方負担をゼロにした東日本大震災並みの特措法制定は明言をしております。県も、地方負担をゼロにする特措法の設置を求めています。県と歩調を合わせながら、引き続き要望していきたいというふうに思っております。

なおまた、先ほど議員もおっしゃいましたように、国の支援メニューにない、いわば公的支援が及ばない被害というのも数多く報告が上がってきております。こうした多様な被害に対しましては、さきの中越地震、それから東北大震災、こういった例も参考としながら、きめ細やかで柔軟な対応をしていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、こうした事業につきましては多額の一般財源を要することは間違いございません。厳しくなることは必至でございますけれども、悪化をしないように、今後の財政需要を見きわめながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっきの田上議員からの質問にもありましたが。とにかく町民マインドが後ろ向きにならないように、下向きにならないように、町が可能な限りの対応をしてください。財政的にかなり厳しくなることは、私も承知の上で申し上げておきます。

そして、町長のほうではぜひ、町村会あたりで特措法の特別立法をぜひともつくってもらいたい。東日本大震災ではそういうことをしなかったと言いますが、これは新たなスタートにすべきなんです。この国の列島の強靱化というのは、言葉ではきれいごとを言いますが、この強靱化のスタートにする。これはまた、地方創生の一番ベーシックなものになっていくというふうに思いますから、よろしく願いしておきます。

それから、当初、初動はどうだったかということをるる御答弁いただきましたが、私は最近、あれは何に載ったんだったかな、ドキュメント熊日というのが載りました。これは危機管理のあり方で大変参考になると思います。皆さん読んでみてください。大変逼迫した中で、輪転機がとまった、どうするかと。これは東京に行とった編集局長が急遽、やっとの思いで、帰りの飛行

機一つつかまえて帰ってくるんです。そして、チームで、この局長の的確な判断力と迅速な対応、これで何とかその朝晩に間に合わせたというようなドキュメントなんです。これは行政にとっても大変な参考になることだというふうに思って、私は読ませてもらいました。

ことほどさように緊急の場合はどう判断するか。的確な判断、そして迅速に対応する。行政の場合は、私は、町長にぜひ求めておきたいのは、こういう場合は、やっぱり専決でどンドンやってもらいたい。原則はいけませんけれども、専決でやってもらいたい。今度も専決で幾つか出てきますけれども、やっぱり一々議会を開いて、議会にお伺いを立ててという間延びしたような対応でなくて、場合によっては専決でやる。そういうことは、私は議会も認めるだろうと思います。そこが議会の見識、良識だろうと思いますので、ぜひそのようにやってほしいと思います。

それから、教育委員会は、子供たちが今度の恐怖体験を将来に生かすということ、それと同時に、やっぱりどんなに文明が発達しても、自然の前には人間は無力だということ、そういった自然観といいますか、そういうことも子供たちに教えていってほしいと思います。人間がおごっておれば、こういう場に直面したならば、戸惑ってばかりおって、本当の危機管理ができない、そういう人間になってしまうと。そして、何かに執着するとまた、執着したことで、自分の命を落としてしまうこともあるかも知りませんね。

そこ辺は、この前、日本に来られたウルグアイの大統領、もう有名になりましたね。世界で一番貧しい大統領。これは貧しくないんです。私は貧しい大統領じゃないんだと。日ごろはナッパ服を着てポンコツの車を自分で運転しておられるわけですけども、やっぱり貧しいというのは、物を持たないことが貧しいんじゃない、金を持たないことが貧しいんじゃない、物欲に捉われて、それを満たそうと、限りなくそれを満たそうとする心、そういう人が貧しいんだということをおっしゃっております。

今度、私の友だちが被災して、全てを失ったと。けれども、一つだけ私には残ったものがあると。御主人が歌人ですから、石碑が残ったと。私の夫がつくった歌が何とか公園に、それだけは残りましたと。彼女はこれで全てを失ったけれども、大事なものが残った。これで心が満たされているんだなと思って、その横顔を見たところです。そういった心の教育を今後やっていって欲しいというふうにお願ひして、質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時08分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 1番、吉川美加です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、一般質問に先立ちまして、今回の平成28年熊本地震における、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、家屋の倒壊、農地の被害、また、大きな土砂災害など、まだまだ先の見えない対応に苦慮していらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思います。しかし、このような究極の状況の中でこそ、生活の問題点が浮き彫りになるということも今回強く感じているところです。町長は就任以来、防災、減災のまちづくりを目指してこられました。今こそ、このことを強く感じているときはないんじゃないかと思っております。これから先、山都町がより頑丈なまちづくりとなりますように期待をしております。

今回の災害が、都市の災害に比べて死亡者が少なかったということは、単に人口が少ないからとか、夜中であつたからとかということではないと思っております。そこには、災害の多い日本において徐々に構築されてきた災害への取り組み、行動が深化したことによるものではないかというふうに考えています。農村地域における共同の意識が強く存在するというのも、都市型の災害とは違うのだというふうなことも感じております。

この震災後、私なりに町の内外を歩きながら感じたことをきょうは質問の形とさせていただきます。また、今回の地震の影響で、通常どおりの議会が開かれない自治体が多い中で、このように予定どおりに議会を開くことができたということに感謝をしながら、また、午前中の質問となるだけ被さらないように、通告書に従って無駄のない質問を心がけたいというふうに思っておりますので、執行部の皆様にもよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、質問席に移ります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ではまず、先ほど申し上げました防災のまちづくりについて、幾つかお伺いしていきます。

今回、前半にもありましたように、さまざまな団体、あるいは個人の方が、この被災地に入つてこられました。そして、私は具体的には、五ヶ瀬の自然学校あるいは美里の自然学校を中心として結成されたRQ九州という民間のボランティアセンターのお手伝いをさせていただいたところ。

そこは、さまざまな都合のことから連休のころに、発災直後から立ち上げをされ、五ヶ瀬で活躍をされていたのですが、場所の観点から、ただいまはそよう病院のお隣の旧馬見原中学校の体育館を拠点に、物資の搬送、そして人材の派遣をされているところです。

今回、本当に思うんですが、「九州のへそ」という言葉をよく使いますが、そのことがきょうほどというか今回ほど強く感じられた、今までは観光のキャッチフレーズであるとか、そういった拠点になります、真ん中にありますというイメージで使っていた、この「九州のへそ」という言葉が、今ほど本当に意味を持ったときはないんじゃないかというふうに思っております。

そこを拠点として、また、今回のこの大きな大きな地震に耐え得た馬見原の地あるいは五ヶ瀬の地というものが本当に九州の中心となつて、そして、五ヶ瀬のその方々の活動が、そこを拠点として南阿蘇へ、西原へ、益城へ、嘉島へというふうに縦横に走っていったということがありま

す。しかも、そこにはそよう病院という拠点の病院があり、そよう病院の方に伺ったところ、立野の病院で治療が受けられなくなった方の受け入れですとか、益城で怪我をされた方の受け入れですとか、そういった対応もできた。水がやや濁ったものの、ろ過をしながら使うことができたというふうなことも聞いております。

そういう被災地へのアクセス、そしてそよう病院の存在、そしてこの地盤が固かったというか、災害があまり大きくならなかったという観点から見ても、ここを拠点とした「九州のへそ」としての本当の役割を持ってきたこの町で、今後の兼ね合い、そこを考えたまちづくりというものをどういうふうに捉えていらっしゃるかということを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 「九州のへそ」である本町の防災拠点としての役割をどう考えるかという御質問であります。

東日本大震災によりまして、複数の県にまたがるような広域的な災害対応の必要性が認識されておりまして、九州においても南海トラフ地震の想定、それから、同時多発的な豪雨災害などのリスクの高まりなどから、県境を越える広域的な災害対応の体制の整備が必要となってきているというふうに考えております。

そこで、議員の御指摘のとおり、九州の中央に位置する本町は、防災活動の拠点として最適な環境を有しているというふうに私も考えております。その地理的な優位性を生かす意味においては、交通網の整備が喫緊の課題であるというふうに考えております。

まず、九州中央自動車道の整備によりまして、九州の主要都市間を結ぶ幹線道路網としての機能を発揮できますし、本町のインターチェンジから熊本市内までの交通アクセス性も高まり、バックアップ体制も十分とれる立地となり得ます。

次に、矢部阿蘇公園線の全線開通も、阿蘇大橋や俵山トンネルの壊滅的なダメージにより、南阿蘇に向かう道路事情が悪化したことを受け、阿蘇方面への交通災害時の救援や物資輸送を支える基幹ルートとしての役割に大きな期待が高まっていると考えております。

今後とも、こうした本町のポテンシャルや優位性を明確にして、交通基盤整備の加速化を国や県に求めていく必要性を強く感じているところであります。

また、今回の地震対応につきましては、陸上自衛隊の一次集結や活動拠点として大矢野原演習場が活用されました。具体的には、4月20日から5月8日まで、2,300名という北海道の北部方面隊というところが中心になって、給水や給食、それから入浴支援などをですね、この大矢野原演習場を拠点として、各被災町村へ向かわれたところであります。この演習場は、災害のリスクが低い一帯でありまして、迅速な対応が要求される緊急時の実動部隊としての機能発揮の施設として、その役割を十分に果たされたというふうに考えていいというふうに考えております。

本町が真に熊本における広域防災拠点としての役割を担っていけるよう、交通基盤はもとより、各種体制と機能の充実強化を促進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひ、今のようなことで、よく言葉に、喉元

過ぎればなんとやらという言葉がございますが、今こそ、まだまだ復興の道は長いとは思いますが、けれども、そここのところ力を入れて、今だからこそできる発信というものを心がけていただきたいと思えます。

そして、私も先ほどもう一つ言い損なったのは、本当、今、町長から御指摘の大矢野原の活躍でした。やっぱり大矢野原があるということも町の本当に強みになるというふうなことは、今回つくづく感じたところでございます。

次に、指定避難所についてなのですが、私が住んでるところなんかでも、旧朝日小学校の体育館が指定されておりましたが、外壁が壊れたりとかいうことで、避難された方が不安に思い、公民館のほうを使うとか、その他の馬見原の地域においても、馬見原の体育館、今回、先ほど御紹介しましたが、そこを避難所としていたが、やはり天井の高い、そしてライトの下がってくる様子を見ると、ちょっと怖くて居れないなというようなところで、自分たちが自主的に公民館のほうに避難先をかえられたというふうなことを聞いております。

そういうふうなことを含めまして、やはり私たちが一番頼りになるというか拠点になる施設というのは地域の公民館ではないのか、一番小さい単位で、30軒、40軒というところがぱっと集まれるところはそういうところでないかというふうに思っておりますが、公民館におきましても、やはり、もちろんこれは住民が努力をしながら、積み立てをしたりとか分け合ったりなんかして建てていく性質のものだと思っておりますけれども、この際、公民館の役割というものをもっと重要視をして、本当にそういったときの地区の拠り所となるものであるために、整備をする必要があるんじゃないかなというふうに強く感じたところなんです。今回、いろいろ補正予算等もありますけれども、こういうふうに、今回直接ではないけれども、公民館を今後の避難所として充実させていくための予算というようなものは、今回のそういった国とかからの支援が受けられるものなのか、あるいはそうでなければ、やっぱり先ほど坂口課長からもありましたけれども、町単独でもやっていくべきものではないのかというふうなところを考えるわけなんです、そのことについて御回答をお願いします。町長か坂口課長どちらでも。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 指定避難所の見直し等々の質問でございますが、災害の危険性があって避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、または、災害により家に戻れなくなった住民を一時的に滞在させるための施設を指定避難所といいます。本町では、主に管内の公共施設を中心に32カ所を定めております。

また、これに対して災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため緊急に避難する場所として、指定緊急避難場所を66カ所設定しております。この66カ所については、先に述べました指定避難所を含んでおり、地区公民館等を加えた内容になっています。町のホームページや防災マップにおいてこの66カ所の避難場所を掲載、案内をいたしていますが、今回の地震では、指定した避難所や避難場所に限らず、指定以外の最寄りの公民館等に多く避難されました。

現在、この今回の地震対応を踏まえた防災計画の見直しを進めておりますが、この中で指定避

難所の見直しも行ってまいりたいというふうに考えております。

見直しに当たっては避難所の耐震性や耐火性の確保、それから土砂災害警戒区域を念頭に避難経路にも留意しながら、今回実際に避難された箇所を中心に、改めて整理を行う必要があると考えております。こういうこの対応は、対応としながらもですね、財源計画というのが非常に重要になってきて、その改修進路にですね、すごく影響をしております。このことについてはですね、総務課長が申し上げたとおり、いろんな方面に対応の重要性をですね、申し上げ、私も考えておるのは復興基金あたりの造成でですね、なにかこう、制度事業には乗らないものを掬い上げていけないのか、二次災害を防止するという観点からもですね、すごく重要なことだというふうに考えております。最悪の場合は、単独費を使ってでもやらなければならないというふうに考えてる次第でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。お金のかかるものもかからないものもあると思っております。例えば、今回地震の直後、皆さんよくスマートフォンを使っていらっしゃると思うんですが、あれでの災害の情報発信、もちろんいいものもあって悪いものもあって、取捨選択をしなければいけないような状況ではありましたが、やはり停電でテレビがつかないとかそういったときに、インターネットの情報というものは、大変有効に働いたというふうに思っております。私が使っているものにしても、思いがけず安否確認のですね、情報が走りました。「誰々さんは安全ですよ」と。逆に私から、「私は安全ですよ」というふうなことを発信すると、私の知り合いに「あ、大丈夫だったんだな」というのが確認が行くというふうな、いいものもありましたし、そういったことをするにつけ、やっぱり公民館とかですね、そういうふうな公共施設には、Wi-Fiの対応が迫られてるのではないかなというふうに思っています。それには、そんなに私詳しくは調べておりませんが、そんなにお金がかかるものではないというふうに、我が町の災害時だけではなく観光施設としても、例えば、キャンプ場あたりには本当にそういった施設をつくるべきだと思っておりますし、そこに来られたお客様が、そこから情報発信をしていただけますし、また、災害のときにそういったものがあれば、そこから電話は通じなくても、Wi-Fiを使ったインターネットのやりとりというものができるとはではないかというふうに、今回深く感じたところですので、できるところからでも、そういった整備を急いでいただければ、常日ごろからの対応として、これは有効なんではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、今まさにおっしゃったんですけれども、そういう自主防災組織というものが、前回ぐらいでしたか、お伺いしたところ60%超えるぐらいのものであり、まだ100%には遠いなあというふうなところがあります。自主防災組織とか、それから今の避難所のこととか、日ごろから自主防災組織とはいえ、やはり自主性に任せていては、なかなかこの設置率が上がってこないんじゃないかなというふうに感じています。先ほど冒頭も申し上げましたように、昔からの絆とか結とかというふうな考え方がある一方で、今、やっぱり移住者を促進していくというような新しい方々の住まいというものも徐々に増えてきています。そういった方々も含めたところですね、

やはり、もう一度地域の力というものを構築していく必要が今こそあるんじゃないかというふうに思っています。

せっかく総合計画のときに、28自治振興区をやまとが輝く28の未来図をつくりましたね。あれが各家庭に配られており、こういうことを目標にしながら地域の力を強めていこうというふうなことを、あのとき声高らかに掲げたと思うんです。でも多分、どうでしょう、そういったものがもうお家のどこにあるかわからないという方々の方が多いんじゃないでしょうか。今こそ、ああいうものをもう一度引っ張り出して、やっぱり私たちの地域ではこういうことを目標にもっと顔を合わせていこうよというふうなまちづくりが望まれるんじゃないかというふうに思っているんです。

なので、自主防災組織のですね、設置率を上げるためには、やはり役場がちょっと音頭をとって、主導して行っていただく、啓発していただく、そして、地域の絆が深まるような、例えば、頻繁にというか、月1回、あるいは2カ月に1回、避難訓練をやっていただくような啓発をしていく、そこに地域の絆が深まっていくというような地域づくりが、本当にいろんな対応のときに必要ではないかというふうに思っているんですが、その点に関しての方向性といいますか、それについて町長よろしいですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 自主防災組織の設置率アップと機能充実ということで御質問でございます。

地域において協力して安心・安全のための活動を進めるに当たっては、地域コミュニティが機能していることが重要であるというふうに考えております。そのためにも地域防災活動の核となる、自主防災組織の設立が必要であるというふうに考えております。

また、先ほども話題となりました自助、共助、公助の中で、地域で協力し合う体制、活動である共助の部分では、自主防災組織が担うべき活動の中核として位置づけておるところであります。

こうした中、本町でも自主防災組織の組織率の向上に向けての取り組みを進めておりまして、組織率も昨年から約8ポイント近くアップし、68.3%となっております。

ただ、いまだ県においてはですね、下位にあるというのは承知しております。組織率のアップと同時にですね、自主防災組織の機能充実が町にとって、また、地域にとりましても急務であることは、御指摘のとおりであるというふうに考えております。

68.3%ということを少し説明させていただきますが、自主防災組織と申しますのは、地域における地域防災計画、それから体制、そしてそれに伴う訓練、それから装備などが揃ってですね、自主防災組織が私は整備されたというふうに考えております。よその町ではですね、どこかのこの組織をそのまま使った自主防災組織ということで100%ということがありますが、我が町においてはそういうことはせずに、きちんと完備した中で、自主防災組織という位置づけをやっておりますので、その点を十分に考えながら、今後もそれは続けていきたいというふうに考えております。

今回の地震災害のような場合、発災直後は、地域で救援活動に当たる人も含めて多くの人が被

災者であり、自助と地域住民の共助がその活動の中心というふうになります。その際、安否や被害についての情報収集や救出活動、あるいは住民の避難誘導活動など、自主防組織に期待される活動や役割は非常に大きいものがあります。

ただいま申し上げましたが、初動対応以降も、復旧、復興に向けて、町や消防団等、ほかの団体との連携をしながら、継続的に活動を求められるところであると考えております。住民が安心・安全に暮らすための取り組みとしての防災対策は行政以上、最も重要な施策の一つであります。そして、災害対策の基本となる災害対策基本法においては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、市町村がその充実に努めなければならないという旨規定をされております。

今回の地震対応を十分に検証しまして、自主防災組織の意義と役割に鑑み、機能の強化と取り組みを早急に進めていくこととしたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） どうぞよろしくお願いいたします。この機会にやるしかないというふうに思っております。皆さんのそういう防災に対する意識がアップしている今、それをするときであるというタイミングを外されないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

そして、今、町長がまさしくおっしゃったように、自主防災組織というのは、本当にそういう総合的にでき上がるものであり、形だけではないと。やっぱり実のある自主防災組織にしなければならないということは本当おっしゃるとおりでして、私も本当にそのように思っております。これがただ単純に100%になればいいと、そういう問題では全くないというふうに、これが本当に地域での、そういうお互いが顔の見える助け合いが、いざというときにできる、そういったものが、こういったものにあらわれてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

済みません、先ほど未来図のほうを申し上げましたので、そういった観点から本田課長にもちよっとお伺いしてよろしいですか。せっかくつくられたこの総合計画、そして28振興区の未来というふうなところで、この冊子、これが無駄にならないような活用法、これがどのように地域のこの繋がりに役立っていけるのかというようなことを課長のほうの観点からお話いただければと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

御質問いただきありがとうございます。自治振興区の活動の中で、ああいった地域ごとの計画を自分たちで見直していただく、つくり上げていただくということでは、非常にいきっかけだったと思います。ただ、あれは、冊子化しましたものの、きっかけでありまして、これからやはり中身の充実というのを図っていただきたいと。前回やりましたのは、地域の宝を探そうとか、地域の魅力あるものは何か、人材は誰がいるかということとをみんなで話し合っていたいて、それぞれの隣近所の、もしくは28全体像を皆さんに見ていただきたいという思いがありました。ただ、それから先、じゃあその村づくり、地域づくり、集落づくりをどうやっていくかということ

が一番大事でありまして、ここに向けて先ほどから質問いただいておりますように、今後の地域づくりに、この防災、減災、もしくは地域づくりという観点をもっと充実させていくということでは、こちらのほうも一緒に、御支援、アドバイス、また、いろんな御協力を差し上げながら、あれがまずきっかけであったという思いを伝えていきながら、有効に生かしていけるように、今後もお手伝いなり御支援なりやっていきたいというふうに考えます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひ、そういう思いを一つに、強固な集落のつくり方、形成の仕方、そして、それが町全体に波及していくような政策をぜひお願いしてこの質問を終わります。

次に、災害ボランティア活動についてなんですが、皆さんも御存じのように、全国的に社協がこういった場合に災害ボランティアセンターの立ち上げをするというふうなことの決まりがあるんですけども、御多分に漏れず我が町も、報告によりますと、4月の21日に社協で災害ボランティアセンターを立ち上げられ、現在までに130名を超える方が登録をされ、そして27件でしたか、対応をしてきたというふうなことを、この間の行政報告の中でいただきました。

私も実は、何かやっぱりしたいなという気持ちから、社協の災害ボランティアセンターに登録をいたしましたところ、それは連休の直前だったんですけども、以来、まだ1回しか出動要請が来ておりませんで、はっきり言って、ちょっと残念なというか、やる気満々で行った割には、まだお仕事がいただけなかったというふうな残念感があるんですけども、ついこの間の新聞に、災害ボランティアセンターの存在を知らない、頼みにくい、被災者が気が引ける、そんなところをお願いしていいんだろうかというふうなさまざまな高齢者、そういった発信を、先ほど情報の提供という問題もありましたが、そういったところの人たちに情報が本当に届いていたのか。「このぐらいはやっぱり自分でせないかんのではないだろうか」という、やはり皆さんの従来のお気持ちが強いは思うんですが、この際、「こういう助けもあったのよ」というようなことを、ひょっとするとまだ町内にも、私は町内にもそういうお年寄りで、まだ家に帰るのが不安だと言って避難所に来られてる方がいらっしゃると聞きますが、ひょっとすると、家の片づけもできてなくて家に帰るのが億劫じゃないのかという方もひょっとするといらっしゃるかもしれないなど。だから、そういったところのニーズの調査というか、そういった避難所あたりで、そういうニーズを探るというようなこともできたんじゃないかというふうに思っております。

また、そういうふうに行く気満々であった登録者に対しても、他の自治体との、「上益城は一つだ」というふうに町長もいつも言っていたらっしゃるんですけども、そういうふうには、本当にお隣の益城や御船、嘉島、甲佐が大変傷んでいらっしゃる中で、そういった連携は図れなかったのかということ、過去のことはともかく、今からまだまだあちらはニーズがたくさんあると思うので、そういった未来に向けての取り組みができないのかというようなことをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

今回の熊本地震で熊本市、益城町を初め、被災した市町村に全国からたくさんのボランティアの方が、今なお活動されております。ここ山都町におきましても、山都町と山都町社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書に基づきまして、町より災害ボランティアセンター設置を要請し、4月21日から社会福祉協議会がセンターを開設・運営しております。

山都町におきましては、町内の方のみの募集を行ったところでございます。これまでに山都町内138名の方が、ボランティア登録をさせていただき、27件の依頼を受けて、延べ192名の方が活動されてまいりました。ボランティアの中には、被災されている方や高校生、大学生も含むたくさんの方に応援いただいております。主な活動といたしましては、支援物資の搬入、搬出、仕分け作業、避難所での調理支援、家屋の片づけ、瓦れきの撤去、運搬などに支援をいただきました。

こうした災害時の対応は行政だけでは困難でございます。今回、ボランティアの皆様方に支援物資の作業や被災者の方々の復旧支援など、懸命な活動をしていただいております。本当に感謝申し上げたいと思います。今後も、先ほど議員がおっしゃったように、高齢者やひとり暮らしの方など、被災された方で瓦れきの撤去、運搬等で困っている方がある場合などは、他人に頼みにくいかもしれませんが、気軽にセンターにぜひ依頼していただきたいなと思っております。また、今後とも、引き続き、センターへの依頼周知を図っていきたく思っております。

なお、近隣自治体との連携につきましてということでございますが、上益城郡管内5町の社会福祉協議会が、災害時の職員派遣、相互応援協定を締結しておりまして、嘉島町、甲佐町社協の要請に基づきまして、社協がスタッフを派遣されております。なお、またさらに、今月からは益城町に派遣を予定されております。

また、昨年度、山都町で実施いたしました災害ボランティアセンター養成講座の修了生59名を対象に、本年度第1回講座の一環で、益城町災害センタースタッフとして派遣も考えております。

これからは、本町で登録されたボランティアの方が他町村でも活動できますように、熊本県の社会福祉協議会災害ボランティアセンターや、特に被害の大きかった益城町や西原村などの社協と連携していきたいと考えております。

また、今後の災害ボランティアセンター運営につきまして、迅速に、より円滑に対応できるような体制を社協と一緒に取組んでいきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 連携をぜひ深めていただきたいというふうに思っておりますし、もちろん社協職員の方が連携されるのは、本当に当然のことであろうと思います。ただ、私が申し上げたのは、登録しているボランティアの有効活用という意味で申し上げましたので、今後のお話し合いなどによって、それが有効に、本当に今、新聞等々でも御存じのように、やっと罹災証明が発行されて、家のほうの片づけがやっとなお家がたくさんある中で、多分猫の手もかりたいというふうな状況ではないかというふうに思っておりますので、あとはもう本当に、手弁当で自己責任でいけばいいというふうに思っておりますので、そういったニーズの調査とか、そういった連携を図っていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

次に、学校のことをちょっと伺います。先ほどもちょっと出ましたので、私のほうからは違った観点でちょっとお伺いしたいんですけれども。

今、小中学校に一時避難で通われてる方が、先ほどの報告では、小学校が18名、中学校が3名いらっしゃるというふうにお伺いしております。清和の小中学校にもいらっしゃいます。その中で、中学3年生なんかもいらっしゃるわけなんですよね。そういったときの学校の対応、もちろんほかの子供たちと一緒にされるわけなんですけれども、益城から、あるいは松橋からというふうに、違う学校から転校、転入していらっしゃる方に対してのケアといいますか、学力と、それから生活のバックグラウンド、そういったものは学校としては、これは今回に限らずいつでも起こり得ることなんですけれども、そういうふうな連携というのはどういうふうにして図っていらっしゃるのかということをお伺いを教育長に教えていただきたいんですが。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、午前中の田上議員、それから中村議員の質問のときもお答えしたわけですが、現在21名の子供たちがですね、一時避難ということで受け入れをしております。午前中も申し上げましたように、その中の6名は本町のほうに籍を移しております。益城から13名、熊本市から2名、宇城市から4名、甲佐、それから御船から1名ということで、それだけの子供たちが、現在、本町のほうに来ております。

もちろん、受け入れをする場合には、向こうの学校とのきちんとした連携、連絡等を行った上での受け入れですけども、先ほど御質問のように、特に中学校3年生の対応については心配な部分があるってことでのお話だったわけですけども、本町の子供たちにとっても同じことでして、本町では6日間の休校措置をとりました。これも非常に悩みながらの措置でした。幸い、本町では被害が少なかったとはいっても、何らかの形でそれぞれの子供たちには心的なストレス等がありますし、それから学校等におきまして、校舎等におきまして、いろんな被害がありますので、それをしっかりとまず把握をして、そして子供たちが、休校の間はそれぞれの避難場所で生活をしたりとか、あるいは非常に不安な中で我が家で過ごしたりとか、しかも、保護者の方がお仕事で居られなくて、子供たちだけで家で生活をしてるとか、そういう状況も把握できましたので、何とかして子供たちを日常の生活の状況に戻したい、それがまずありました。

ただ、すぐに学校がスタートできるかといったら、それは学校に集める以上は、登校させる以上は、安全性というのがまず大事ですので、それもきちんと点検をして、把握をして、その上で授業のほうを再開したわけですけども。

特に受験生にとっては大事な時期です、この1学期というのがですね。ですから、今回、本町では6日間の休校措置をとりましたが、じゃあ、そこをどういう形で、休校した分を回復するのかってことでは、子供たちには申しわけないですけども、夏休みの始まりを6日間遅くしました。その中でしっかりと、1学期の間に学習すべき中身をそこでしっかりと学習をして、そして夏休みに入ってもらいたいということにしました。

そして、中学校3年生は、9月に入りましたらすぐに共通テストというものがあります、第1回ですね。それは、進路にも資料として使われていきますけども。そういったこともありますので、特に中学3年生にとっては不安な状況でもありますので、何とかきちんと学校がそれに対応していく、町もそれに対応していく、そういう措置をとったところでした。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） わかりました。本当に心のケアはもちろんなんですけれども、特に中学生の勉強については、進学に必要な資料ということで1学期までがとても大切なものでありますので、特によそから来られた方に対しては漏れのないような指導、受け入れをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

このことに関しまして、以前にもちょっとお伺いしたこともあるんですけども、こういう非常時でなくても、そういうふうな、子供たちが山都町でずっと育つにつけても、その子の生活背景とか学習背景とか、そういったものを一貫して病院のカルテのように、この町内で移動しても、あるいは小学校から中学校に進級しても、そういったときにスムーズに子供たちのケアができるというふうなことが望まれると思うんですけども、そういうふうなその子供を一つ、1枚の紙といいますか、通知表のようなもので、ぶつ切れではなくて、全部が通じていくような、今、システムというかそういったものはございますか。お伺いします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今回の震災にかかわらず、本町では、子供たちの例えば、これは保育所からもう繋がってるわけですけども、就学前から小学校に入る、そして小学校から中学校に進学をしていく、上がっていく。そしてさらに、これは矢部高との間ではできてんですけども、ほかの高校でももちろんやっているといるんですけども、中学校から高校に上がる前もその学校間の連携をとっていくということで、具体的に子供たちのことについての申し送りということで、これは単に形だけってことでなくて、例えば、支援の必要な子供であるとか、いろんな状況の子供たちがおりますので、それぞれの子供たちにかかわって、特に担任がきちんとそのことを、自分の取り組みもまとめながら、それを次の学校のほうに申し送っていく、必要な場合には職員同士で入学前に一緒に顔を合わせる会を持って、その中で具体的にレポートを準備しながら、具体的な中身で子供たちを繋いでいく、学校を繋いでいく。そういった取り組みも本町ではあっております。

それから、カルテ的なものも、これはほとんどの学校で先ほど言いましたような中身になりますけども、準備をして申し送りをしている状況はあります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひそういうふうな取り組みはスムーズにいくように、山都町全体の子供、また全ての子供のためによりよく取り組みをしてください。

できれば、本当そういったものが一つの自分の生活の記録として、その子に、例えば義務が終

わるときに手渡しができるような、「あなたたちの生活はこうでしたよ」「あなたたちの学習の足跡はこうでしたよ」というふうなことを卒業証書みたいにして差し上げられたらいいんじゃないかなというふうなことも時々考えたりします。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、住宅の課題についてちょっとお伺いしたいと思います。

今回、今の中学生、小学生ということは、つまり御家族で転入されてきた、先ほどの説明では、もちろん御実家があるというようなところが大きかったんじゃないかなというふうに思っています。ただ、そのほかにも、単独でというか、やはりより安全な山都町に引っ越してきたいという方も、多分お問い合わせがあったんじゃないかというふうに思っております。先ほど私もちょっと感じたところでは、本当に清和とか、馬見原というか蘇陽のほうとか、一部、今回の地震にもかなり耐え得た土地柄でありますので、そういったところに引っ越してきたいという方も少なからずいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているんです。

そういった方々の希望がどのくらい出てきたかというふうなことを把握していられれば、教えていただきたいんですが。山の都ですかね、空き家情報ということです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 空き家情報、それから移住・定住という観点からお答えしていきたいと思います。

発災直後に、被災者の住宅の支援、応援ということで各課が連携しまして、まずは町内で被災された方々の対応ということで町営住宅、それから民間のアパート、それから県職員住宅、いろいろなところの調査を行いました。

また、空き家登録ということで申しますと、山都町のホームページのほうにも掲載しておりますけれども、空き家バンク登録20件ということでしておりますので。

また、まちづくり矢部のほうには、地域仕事センターのほうに熊本市のほうから3件、御船町のほうから2件、益城町のほうから2件、西原村から1件、町内からも4件ということで、合計12件の相談がございました。

町内の空き家と、それから町営住宅のほうに入居の案内をしました。また、アパート等につきましては町内に9軒の物件がございましたので、そういったところを紹介したところでございます。御指摘のとおり、空き家情報だけではこうした緊急時の対応はなかなか難しいというふうには考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） じゃあ、空き家情報という観点から、引き続き榎林課長にお伺いしたいというふうに思います。

このような状況下にあってもなくても、やっぱり日ごろから、今、少し前進はしているというふうに認識しております、空き家情報がきちんとホームページにあがっていることとか、そういった情報が外側からでも見えるようになったということは大変な進歩だというふうに思っています。ただ、今回のようなときに、例えば、私も、ずっとニュースにさまざまな情報が流れましたね、上に下にテロップが流れていって、町内外から、県内外から、「うちにはこんだけの空き家

がありますよ、皆さん来ませんか」と、町営住宅あるいは市営住宅といったところがありました。本当にすぐお隣にあった我が町が「山都町に5軒ありますよ」というふうな情報が出らんかったというのは、非常にやっぱ残念なところだったのではないかなというふうに感じています。

やはり日ごろから、例えば、住宅整備のために改修のために50万というふうなお金が出ますよということですが、50万のお金の用意ができるのであれば、そういった、すぐにでも簡単に手を入れて、すぐに住めるよというモデル住宅のようなものを日ごろからキープされたらいかがかなというふうに思うんですが、そのようなお考えはございますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御指摘のとおり、山の都創造課のほうにも空き家改修の補助金はありますけれども、実際にこの補助金につきましては空き家を貸したい人、あるいは売りたい人が改修する場合に補助をするということで、なかなかすぐに入居できるような空き家の物件はございませんので、実際に、もうすぐ欲しいというときにその物件を見られても、それから改修しなければならないということであれば、大工さんの手配をしたりとかいうことでなかなかすぐに入居できる状態ではないということで、事前にしたらいいんじゃないかというような御指摘も受けました。そういったことを受けまして、やはり、移住・定住、それから災害対応ということで、いろんなことで考える場合はそういったところの視点が非常に必要になるというふうに思っておりますので、この空き家改修の要件につきましてはもう少し、要綱の改正あたりも少し検討していきたいと思っております。

また、短期滞在型ということで、今、1年ということで蘇陽地区に持っておりますけども、そういったものを矢部、清和にもつくっていくということが大事になってくると思います。ことしは清和のほうにも1軒用意するように、今、計画をしておりますので、そういったことで少しづつやっていきたいというふうにも思っております。

今、山の都創造課内のほうでも、そのあたりの検討の一つとして、やはりこういう緊急対応時に、11の指定管理施設も持っておりますし、いろんなバンガローとか宿泊施設も持っておりますので、そういったところの緊急時の利活用、あるいは、そもそも、そよ風パークあたりは農村と都市との交流を促す長期滞在型の施設として農水省の予算でつくった経緯もございます。そういった点をおきますと、やはり移住者にお試的に体験していただく施設として、そこに滞在して物件を探す、あるいは仕事を探すというようなことも必要になってくるということで、もう少し柔軟に、こういったところの考え方に取り組んでいきたいというふうに、課内のほうで今検討しておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 空き家対策をどんどん進めて、今のような、そよ風パークの利用法なんか、多分、私たち一般にわかっていないことですので、そういった情報をもっと課内のほうでも練り上げていただいて、発信していただきたいというふうに希望いたします。

それと、短期滞在者住宅について、また清和で1軒ということで、これはまたうれしい情報なんですけど、矢部地区におきまして、同和保育所の横にある住宅、アパートですね、2階建ての。

あそこがどうも空き部屋があるようなと思っているんですが、ああいうところは短期滞在者、これ、済みません、きょう通告にないのでお答えいただけるかどうかわかりませんが、あそこを改修して、改修せんと入れんよというような状況であるというふうには聞きましたけれども、これは建設課なんでしょうか、ああいうところは、手を入れて一時滞在とか、あるいは若者向け、今度、若者向けは別に建ち上がるような予定にはなっておりますけれども、差し当たっての若者向けというか、小さな家族ですとああいうアパートもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、その件についてももしお答えいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 空き家、あるいは住宅の空き家、それから、同和地区にあります住宅とか、そういったところに、今、町内にはいろんなあいている施設、使用してない施設がございます。これは矢部高校応援プロジェクト会議の中でも議論されたことでございまして、これから矢部高校生を町外から受け入れる場合に、やっぱりそういったことで受け入れる施設、アパートなり下宿なり、そういったものが必要になってきますので、そういったところをどう対応していくかということで、教育委員会、生涯学習課、学校教育課もあわせて、建設課とですね、住宅に関する各課が1回寄りまして、そういったことも検討しました。やっぱり、そういうぽつぽつと空き家を合わせていきますと、非常に、民間の空き家以外にも公的施設の中にもいっぱい空き家がございますので、そういったところを今後少し整理していかなければならないということと考えております。

また、企画と総務のほうでも遊休施設の利活用については検討が今されておりますので、そういったことを合わせて、総合的に受け入れ体制をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。

本当にいろいろと質問させていただきましたけれども、今こそ本当に防災のまちづくり、そして安心して住める町。今まで、安心・安全なまちづくりって言ったときに、どうしても私たち有機農業が中心である町というようなところから、食に関する安心・安全を発信してきたと思うんですね。だけど、本当にこれを機会に、機会にと言うと語弊があるかもしれませんが、今回、本当いろいろなことを考えさせられています。そして、今こそ、この「九州のへそ」であり、安心・安全なというものが食だけではなく住まいもそうなんですよ。地震に耐え得たこの山都町ですよというようなところを、ひとつ大きくアピールして、本当に行政も私たちも一体となって、本当に安心した安全なまちづくりができるようにというふうをお願いをし、また、協力をしていきますというようなこと申し上げて、きょうの私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） どうもお疲れでございます。4番議員の後藤です。

4月14日、16日の2日間にわたり、熊本地震において町民の方々には、住宅の災害を初め、避難生活とか、車中での生活等々、非常に心に痛手を負って生活されたのではないかなと思っておりますし、いまだに、まだ余震は続いております。なかなか通常の生活に戻れないという状況がありまして、日々不安な夜をまだまだ続けていらっしゃる方もいらっしゃると思います。また、家屋においても、半壊、全壊、大規模半壊というような状況で、工事をしたいにも、なかなか材料不足とか、あるいは人手不足というのが続いております、なかなか家の増築、改築もできない、修繕もできない状況が続いております。

また、今回の震災につきましては、公共施設の破損とか、住宅のみならず、商店街の破損とか、生活に不安を及ぼすような災害がたくさん出ているところでもあります。私個人的には、南阿蘇のほうに近いので、阿蘇の大橋、全部迂回してまいりました。南阿蘇におきましては、非常な災害におきまして店を畳んでいるところも多数ございます。その中で、役場の職員も、朝から晩まで不眠不休の状態で震災に取り組んでいる南阿蘇村と高森町の状況でありました。それを踏まえながら、私も西原、益城、いろいろなところを見て回りまして、本当に今、悲惨な状況にどう対応していいのかというふうなことも考えました。

また、山都町におきましては、たくさんの皆さんがボランティアにおいでになり、励ましの言葉をいただき、また、民生委員の方々も水を配ったり、消防の方々も一緒になって復興支援に地元のみならずいろんなところから応援をいただきました。このことに関しましては、全国の皆さん方にこの場をかりましてお礼を言うべきじゃなかろうかと思ひまして、早急に立ち直りながら、自分たちの町を構築していく必要があるというふうに考えております。

また、職員の皆さんにおかれましては、竹原地区においては、10日間にわたる断水、停電が続きまして、非常に情報がない状況でございました。それにもかかわらず、消防の皆さん、あるいは職員の皆さん方が、水道が出ないというところで、不眠不休でそれこそ取り組んでいただきました。この場をかりまして、職員の皆さん方にもお礼を申し上げたいところでございます。本当にありがとうございました。

こういう災害につきまして、震災のみならず、1番議員の吉川さん、あるいは田上議員からも話がありましたように、今後どのような対応をしていくかということは、非常に町の根幹にかかわる問題でございます。この震災のみならず、矢部高校の応援プロジェクトもございます。ここらを合わせまして、今後の町あり方について自席より質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この1番目に書いてあります震災に伴う商工観光及び公的施設の状況の対応についてということで、11番の田上議員からも質問がありましたけれども、あえて、ま一遍、執行部の方にお聞きしたいというふうに思います。

まず、商店街、観光協会等が大変大きな被害を受けておりまして、直接被害もありました。風評被害も今から3年ないし4年、継続してまだまだ続くというふうに考えられます。その中で、商店街の皆さん、観光協会の皆さん方におきましては、特に観光面においては、本当に、立野の橋が寸断されたことによって、特に蘇陽地域に来るには矢部を経由して来なくちゃなりません。また、今、道路としても、グリーンロードが使われておりますけれども、携帯も通じない状況で、上り坂、下り坂ありまして、非常に困難を来しているところであります。この中で、観光の試算がとれるのかということ非常に懸念しておりますし、多分とれないだろう、この風評被害は四、五年続くであろうというふうに考えております。

そこで、町長にお尋ねしますけれども、商工観光において、観光協会、あるいは商工会のほうから、支援についてどのような考え方をしているのか、支援をしてくださいというような話はあったのか、なかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 商工会と観光協会から連名で、商店街の振興、観光にかかわるいろいろな施設、そして、営業にかかわることについて支援をしてくださいという要望はございました。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 実は、きのう、通潤橋の田植え祭りもありまして、私たちもオールドカーフェスティバルというのをやりまして、1,000人近く人が来てくれました。その中で、食事をしてもらったり、いろいろなことがあって、いろいろな話もできました。その中で、やっぱり、これは深刻な問題だなということは、商工会の皆さん方もいらっしゃいましたので話しました。観光協会の皆さんとも話しました。また、虹の通潤館の職員の皆さんとも話しました。非常に深刻な問題だろうというふうに思っておりますし、商工会、観光協会においては、今後続くであろう、今までの収入の70%以上の減収であると。こういうことになると、当然、経営ができないわけなんです。南阿蘇の商店街、あるいは久木野の商店街につきましては、いち早く諦めムードになって、店を畳んでいるところもあります。

しかしながら、山都町においては、そこまではないと。店もがっちりしてますし、熊本矢部線もしっかりしてますし。先ほど話がありました南阿蘇線、そちらを整備することによって、何とか南阿蘇の観光とつなげるようなことも計画されるであろうというふうに考えております。

そこで、何とか支援について、前向きに取り組みをされて、商工会、観光協会についてですね。先ほど11番議員からもありましたけれども、起債を起こしてでも、町単独でも、補助金交付要綱、災害に対する要綱をつくって対応すべきじゃないかと思えます。

それは、店をされている方に、よし、頑張ってみようというような気持ちを持たせるような答弁が、私は必要だろうと思うわけです。ぜひ、そういう「前向きに取り組みます」というような言葉がないと、何とんかんとんわからんこっちゃ、ほんなごと、聞いとる人も何とんかんとんわ

からんじゃ困ります。

その中で、先ほど言いましたように、幾らか金を取り崩してでも、やりましょうというような、田中角栄じゃありませんけど、わしが責任をとるといぐらいの勢いで、町民を安心されるような言葉が私は欲しゅうございましたので、その支援につきまして、町長、どのようにお考えなのか、方向性についてだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 中小企業を含めて、商店街が主ではありますけれども、今回の補正でも出しております。再建に当たっての支援をやっていくということで、今度の補正予算のほうに出しておりますし、運転資金から、経営についての、3年、4年と後藤議員おっしゃいましたけれども、そんなにかかるとはわかりませんが、そこ辺あたりの経営の立て直しに係る資金についても、経済産業省を通して、県のほうも補てん、そして支援、これにも今、取り組んでおられますので、それと歩調を合わせるようにして、私もしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。細かい部分については、担当課長のほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 実は、手元にあるんですけど、5月17日に熊本県のほうから町村宛てに、復旧・復興にかかわる所要見込み額調べというのが来ているかと思います。これによりますと、経済産業省関係では、いろんな50項目にわたる補助が記載してあります。ちょっと気になったのが、被災した工場等の早期開業に向けての貸し工場とか、あるいは、新事業の展開とかあるわけですが、22番目に風評被害対策への国庫補助の創設というのを書いてございました。

また、国土交通省関係で見ますと、道の駅の防災拠点の強化というのもあります。

なお、また、そのほかに、43番目に風評被害対策についての国庫補助制度の創設という項目もございます。これにつきましては、私も県のほうに直接電話して聞きました、どのようになっているんですかというところで。うちの副町長も県のほうから来ておられますので、そこところは詳しいことがわかるのじゃないかなと思いますし、もともと蘇陽におられました伊藤課長が県庁のこの対策の課長をしておられます。ですので、こういうところへは積極的に行って話をし、早急に状況を話して、補助の申請をするなり早急に対応をしていくというのが執行部のあり方だと思いますし、私も一遍、顔を見に行ってみらないかなと思っておりますし、そこ辺の早急な対応が私は必要というふうに考えるところでございます。

副町長も、そこらのところは、人脈も県庁にございますので、ぜひ私たち山都町が、南阿蘇を含めて、拠点になって皆さんに支援できて、私の町を通って行ってくださいよというぐらいの方向性を示したほうが、私はいいいんじゃないかなと思っております。

ぜひ、一般商店街につきましての支援も精いっぱい努力をしていただき、風評被害に負けなような山都町の商工観光づくりを頑張ってくださいたいというふうに考えておりますので、そこへの努力はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町が出資及び設置をしております主要な施設がございます。これは要するに、指定管理者制度をやっている施設でございます。この施設につきまして、全部調べてみますと、そよ風パークで50～60%収益が落ちております。2億4,000万というのが1億になるだろうという見込みです。まして、清和の物産館が、どうですかと聞いたら、50という話でした。1年のうちには80になるって言うたけん、何の根拠もないことは言わんがいいぞと言っておきました。ちゃんと根拠ばつかんで言えって言っておきました。虹の通潤館におきまして70のオフです。

その中で、金は第三セクターで準備してくれという話も聞いておりますけれども、なかなかそれは難しいと思いますし、どぎゃんすっかいという話になったら、これは、指定管理者制度があと3年です。3年後にはなくなる。そうすると、今の状況でいったとき、果たして3年後まで70%オフで、ない状況でいったときに、経営は私はどうなるんだろうと考えたとき、到底できないというのが、一般的に考えたらそうなるだろうと。人員を半分にしても無理です。

ですから、その中で、町内の商工観光と一緒になりますけれども、想定外が起きた、想定外の収入がなくなった、そうしてくると、先ほど話がありましたように福岡行って売りましようとか、宮崎と一緒に協力してネット販売しましようとか、そういうことになると、当然、別の金がかかるわけですね。そうすれば、そこは何とか町のほうで支援するような考え方を持たなきゃいけないし、いろんな形で、設置者であり投資者であるならば、そこ辺のところは相互に話し合いながら、これを存続するのか、もうぎゃんになったけんやめって言うのか、そこ辺なですね、やっぱりきちっと答えを出して、一緒に考えていかなんいかんと、私は思います。

そこで、ただ単に補助金を出すというだけじゃなくて、今からちょっといろいろ考えたところ、何が問題かという、3年しかないです。金は借らにゃいかん、そんなとき、運転資金がどれだけ要するのかわかりません。やってみらんとわからん。虹の通潤館も、そよ風パークも、清和も、通潤山荘も、人を切れやせん、何とか持ちたい、できるならば、指定管理者がいらないということになったら町が管理しなくちゃいけない。地方自治法の224条の3項の2の規定ですか、地方自治法による規定がありまして、間違っていたら後から直しておいてください、これは委託することができるわけですね。法的に委託することができるとなっている。本来ならば自分たちでせにゃいかんわけです。委託することができるなっていますので、受け入れ手がいないときは町でせにゃんいかんわけですね。ですから、私はそのとき、町長の考え方を、ちょっと後でまいつときで話を聞きますけど。まず、1億円借りれと言われました。誰も資産のないところへ金は貸しません。そして3年で指定管理者は終わります。もし1億円借りられたとしたとき、誰が払うのということになってくるわけですね。そのときは、当然、設置者であり投資者である町というふうに裁判上ではなっていくのじゃないかなと思いますし、そこ辺の、今後の第三セクターのあり方について、つぶしちゃいかんのか、どうでんいかんならつぶさないかんとか、そこ辺のところ。今後3年、5年の間、何とかもちこたえていくなれば、どのような形で考えているのか。設置者である町が、指定管理者とどのような会話を持って、どのようなタイムスケジュールでやっているのかなさっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 三セクの件でありますけれども、非常に厳しいと考えております。それで、一番厳しいところについては、やっぱり運転資金がないということがあります。運転資金については、先ほど言いましたとおり、経済産業省からの、制度がありまして、これは、財産がないじゃないか、担保がないじゃないかと言われますけれども、保証制度によって借りれるということになります。それで保証制度のところを県が補てんをしていく、補助金を出していくということで、運転資金は借りれると。当面ですよ、その運転資金というのは、何年もという話ではありません、当然。まずは、ここ1カ月か2カ月か、運転資金を借りれる分です。まずはしのぐということになります。

その後については、当然、再建計画を建てなければいけないということを話し合っております。これは、三セクの社長がみずから考えるということが大事であります。これは、「役場がこう言ったからこう書かざるを得なかった」なんていう話では、私はいけないと思っています。みずからが考えて、再建計画を立てる。そしてそれは、第三者が専門家を入れてと。要するに、それは、お手盛りの再建計画じゃだめだと。専門家を入れた中で再建計画を立てて、「これならいけるんだ」ということを皆さんが、議員さんも含めて、それがよくわかるような再建計画でなければならぬと私は考えております。それを今、指導というか、私はこの話をしております。

再建計画に伴って財源計画も要りますし、人員の再編の計画も当然要るわけでありまして。そのときに、やはり一番気になるのが雇用の問題であります。人員の計画をやったときに、それはもう首だという話には、非常に難しい。地域経済に対する影響は非常に大きゅうございますので、そこ辺をどうフォローするのかを、今、いろんな方面に話をしているところであります。まずは、その再建計画をきちっと立てていってもらおうということと一緒に、町も一緒に入っていきます、それから銀行への相談も、そういう金融機関の相談にも一緒に行きなさいという指導をやっているところであります。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 再建計画を指定管理者がすると、しなくちゃならないと町長は言われましたけれども、ここにありますよね、設置者であり、なおさら出資者である町が「しなさいよ」と言っても、資産がないところは金も借られんわけですよ。あるところじゃ、職員6名やめてくれという話になっておりますね。ましてや、賃金カットもされました。支払いの延期申請もされました。雇用助成金の申請もされております、私の調べたところですね。金融機関への融資活動もされてますけど、なかなか貸してくれません、資産がありませんので。なかなか難しいと思います。

そういう中で、やっぱり頼む以上、出資者であり設置者であるならば、それは2人同じテーブルで、「どうしようか」「ここはこういうことを削減して」と。何とか存続するためには何が必要かということは町が一番考えないかんです。頼んだばってんできんなら、町がせなんわけですよ、これ。

ですから、投げやった、もうせんで言ったら、もうどうなるんだろうなと私は思いました。そぎゃんなったらどうするとですか。設置条例によると、基本的には、「指定管理者に委託さ

せることができる」。しない場合は直営ですよ。虹の通潤館あたりでも売り上げがどんどん減っております。多分、課長は福岡に行かれたと思いますけど、それでも、それくらいのレベルで間に合うレベルじゃないです。何とか中身を変えなんいかんわけです。それは、頼んだ人が、こんなくらい削減したらどうかいとか、同じテーブルで考える。そして、私たちも一緒になって考える。経済建設委員会もみんなあるわけですから、そこ辺は考える。というのが私は普通と思いますけど、副町長、その辺のところどやんお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 済みません、ちょっと運転資金が借りれないじゃないかなと、自分たちの不動産等がないからですねという話を今されたので、その辺は、保証会社が保証をやってくれば金を借り入れるようになっております。保証会社の保証金を幾らか、例えば1,000万借りるとすれば、例えば1割を保証しなければいけないと仮定しますと、その分について県のほうが補助をやるということで、借りれないことはありませんので。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは、1,000万、2,000万のレベルじゃとてもじゃないが、私は追いつかんというふうに思っております。基本的には、虹の通潤館の話聞いても、清和物産館の話聞いても、そよ風パークの話聞いても、とてもじゃないけど、2億4,000万あったのが1億しかないって。1億4,000万減額。職員ば6人切ったレベルじゃとてもじゃないが追いつかん。その中には、町の体制、これは一過性のもんじゃないかと思いませんよ。これは永遠と続くと思います。

そして、借りた金は、5,000万借りたとき誰が返すかと、全部調べてみましたら、いろんなところで、ここ辺のところは全国的に裁判もいっぱいあっております。指定管理者と町の裁判なんですよ。もう調べていらっしゃると思いますけど、そういう裁判はいっぱいあっております。それは、どこが責任持つかということなんですよ。指定管理者はあと3年で終わるわけですよ。3年間で1億円なんて返しきるわけない。そういうところを掘り下げて、私は考える必要があるんじゃないかなと思います。

不安をあおるような、「指定管理者になつとるけん、あんたたちがせなんばい」というんじゃないで、一緒にテーブルで、じゃあこの際どうしようかということ、今こそそれに立ち向かう姿勢がなくちゃいかんと思います。

それは、町長が中心になって、「指定管理者、あんたたちに頼んだばってんが、こぎゃん状況になったけん、何とかやろうじゃないか」というぐらいの、「つぶすわけにはいかん」、そのぐらいの気持ちを持って立ち向かうべきじゃないですか、今。

私は、その言葉が欲しいだけです。ぜひ、そういう気合の入った、とことんやってやるというような気合を見せてくださいよ、ここで。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 繰り返しになりますけども、資金繰りについても再建計画についても、私が直接出るわけにはいきませんので、担当課の係長に、全て今後は出席して、資金繰りについ

ても、そして再建計画についても入って、そして、私のほうに逐一報告をして、私が出張る必要があれば、そのとき出張るということで、しっかりとその辺はフォローしていきたいというふうに先ほど申し上げたところであります。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 檜林課長、今、町長の話がありました、係長じゃなくて課長も出られないかんですよ、これは、当然。

それでやっぱり、課長、真摯に受けとめて、商工会の問題も、観光協会の問題も、きちんと方向性を出してくださいよ。そして、私たちの前で、「こういうふうにしてやっていく」というような方向を見せてもらわんと安心できないです、ほんなこつ。仕事しよる者も。

これはつぶるつとじゃないかしらん。どやんすつとかいな。来て何て言わすかしらん。受けた者が何て言わすかしらん、おぞしてたまらんごとあるなら、どうしようもない。課長、しっかりせなよ、ここは。そこが、行政に立つ人の考え方なんです、相手に安心を与えるのが。安心をせんごたるなら、やめないかん。「無理、やめた」って言えばいい。「もう空き家にしてしまえ」って。それくらいの話です。やるかやらんか二つに一つしかないわけですから。

この話はそのくらいにして、ぜひ気合入れて頑張っていたきたいというふうに思います。

続いて、まあ、そこ辺のところはよろしくお願ひしたいと思いますが、今回、震災によりまして、避難者が2,000人ぐらいですか、おられましたですね。私もいろんな話を聞きました。大変ですねって言いながら、話しながら。蘇陽のほうにも、馬見原の公民館のほうにも行って、どぎゃんですかって。したら、なんさん怖かったって話でした。もう帰りとうにゃあって。家がすんくだれとるけん、扱うと100万も200万もかかると。そこまでして帰ったっちゃ、もう隣近辺には誰もおらっさんって。できたら、今度、この際、皆がおるところに引っ越したいって言わした。それはどぎゃんこつですかって言うたら、もう年寄りだけん、金も持たんけん、菅尾にある介護付き高齢者住宅、そぎゃんところがあるなら、一緒に買い物に行ったりするなら、それがよっぽどええって話がありました。なるほど、だろうなと思いますし、真摯な言葉でした。

そういうところを踏まえて、あと一つが、今回、避難された方も自分の足じゃ全然できんだったわけです。消防団が連れにいたり、何じゃらんじゃらん、地域の人が連れて行って、ここにおったがええばいと、車の中におんなつせとか、いろんな話がありました。そこで、私は、これは何か、どぎゃんかせないかんなどと思ひまして、福祉課長とも話しました。これは何とかねって。この震災を通じて感じたことにはゃあかいて。そういう住宅を今後つくる必要があるんじゃないかなと。あした、あさってつくるという話ではない。考えとかないかん。

そしてなおさら、介護タクシーも1台あるばってんが、そのタクシー券ば発行したほうがよきはなかかと。そこまで行ききらっさんわけ。停留所まで行ききらっさん。そういう人が、あんま券と一緒に、これは。そういうところもやっぱり一緒に、今度、この際、震災を見て反省した点を皆さんで考えながら、今、山都町に必要な救済措置は何なのか。それを、タクシー券、あるいは介護付高齢者住宅というのをね、若者住宅も必要じゃあるかもしれんけど、年寄りがこれしこ多くなってきた段階で考えなんいかんときじゃにゃあかなと思います。

人口は減るばかりで、蘇陽は今に至っては3,700人、清和2,500人、矢部9,800人か、全部で1万5,000人、もう6年前から見ると、半分になろうとしよる。こういう中で、この災害の中でここにはおれんばいってというようなことが出てきたら困るわけですよ。いかに地域に優しいまちづくりをするかということは、今度ちと借金したっちゃ、「やるべきことはやる」というぐらいの気迫が欲しいわけですが、健康福祉課長いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

後藤議員と、今の件につきましてはお話ししたところでございます。山都町では、高齢化、過疎化の上に、広大な面積を有するため、民家も点在し、ひとり暮らしの上に、緊急時には頼る人がいないという状況の中で生活をされております。また、地域のつながりも、介護保険の導入とともに希薄化しておる現状でございます。なおまた、今回の震災で、さらにひとり暮らしの不安が増した方もあると感じております。

町としても、震災で見えてきました課題や各地域の実情、また、高齢者のニーズなどを踏まえまして、今後も高齢化の進む中、十分検証し、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができますよう、高齢者の住まいのあり方の検討も必要だと考えております。

既存の高齢者共同住宅や優良老人ホームの利活用のほか、例えば、空き家を利用して高齢者が共同で生活を行うことで孤立を防止する施策とか、冬場の厳冬地域の一時避難住居などの住まいのあり方も含めて、今後、十分検討をしていきたいと考えております。

今後、地域のつながりの維持・強化の対策が必要と考えておりますし、関係機関と定期的な検討会を今後実施いたしまして、さまざまな高齢者支援対策の構築を図っていきたくと思っております。

なおまた、山都町高齢者保健福祉委員推進委員会、当然、議会の厚生常任委員会の方も策定委員会のメンバーでございます。早速、本年度、そのことも踏まえまして、十分協議していきたくと思っております。

なおまた、先ほどおっしゃった移動手段でございます。このことにつきましても、通院や買い物等、高齢者の日常生活を送る上でも大切な事業だと考えております。外出時の交通手段に不便を感じている人や交通空白地に住んでいる人の移動支援は、特に必要でございます。今後、実態把握や高齢者のニーズを十分把握し、他市町村の取り組み状況を参考にしながら、例えば、NPO法人による移動支援とか、先ほど議員がおっしゃったようにタクシーの利用料金の一部を助成する制度なども含めまして、今後取り組んでいく課題だと認識しておる次第でございます。

先ほど言いましたように、今後とも関係機関とも連携して、今後、山都町で高齢者が一人でも安心して、この住みなれた地域で暮らしていけますように、高齢者の支援の構築を今後図っていきたくと、このように思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 非常に私も、それは関連したことじゃないかなと思いますし、聞いたところ、高齢者住宅の中に、10家族くらいいますと、タクシーで行くときにも1台で4家族一緒

に行かれるわけです、一緒に行こうかという話で。非常に効率がいいし、ぜひ、高齢者は年金生活で金もそうあるわけじゃないし、共同で風呂に入ったり、買い物したり、一緒におかずをつくったりすれば、経費も4分の1で済むわけです。そういう総合的なバランスを考えたときに、ぜひ保健師さん等も、たくさんすばらしい職員がいらっしゃるわけですので、ぜひそこら辺の皆さんと意見を交換しながら職員の意見を吸い上げて、本当に住みよい町、お年寄りに優しい環境を整備していくというのが、健康福祉課長のその名のとおり、健康で福祉が豊かな町にしていくのが基本でございますので、ぜひそれを忘れないように頑張っていたいただきたいというふうに思います。

続きまして、その他、震災の対応について全般というふうに書いておりますけれども、これは実は全員協議会のほうでも話しましたけれども、宅地の一部、庭が裂けていたり、裏が裂けていたり、梅雨時を迎えて雨が入ってきて崩壊する可能性があるところが、私の調べたところ3軒、4軒ありました。町のほうにお願いしたころ、補助事業がないけん知らんって。そこまで冷たくはなかけど、補助事業じゃないけん、できんですもんねっていうぐらいのレベルで話がありました。後藤さん、何とかならんのですかって。これは雨が降って壊れたら、家ぐるみ飛んでいくっていうような話がありました。

それで、町長も、全員協議会の中じゃ、ぜひ前向きに検討するという話でありましたけれども、これは国レベルとか治山事業レベルとか、そういうレベルの話をして、私は負担し切らんと思います。50%です。ですから、町単独の、ちょっとした、地元の人たちでしがらを組んで、雑石組んで、落ちんごつするぐらいのレベルで、私はいんじゃないかなと。それだけで安心できるわけです。農地災害復旧でも一緒じゃないですか。40万円以下は無理よという話ばってん、地元の人たちで、ちょっと土手ついてしがらでもすればできるって。それに対して50%ぐらいの補助ばすると。

ましてや、神社仏閣につきましては、この前、話はしませんでしたけれども、先ほど言いました神社仏閣でも当然避難場所になつとるわけです。竹原においても、道路は崩壊して、家は傾いております。何とかせなんいかんばってん、それば地元でやれば50%。簡易で自分たちでいいじゃないですか、「幾らかかった」って。それに100万かかったけん、50万ぐらい補助しますよというような、農地水のような考え方で私はいいいと思います。

それを今度ぴしゃっと創設して、条例化して、早急に課長会議、こういうふうな条例の話し合いをしながら、震災に対する対応というのをぜひ考えていただきたいと思いますが、これにつきまして町長よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、考えているのは、新潟県の泉田知事が山都町にも来られまして、中越の大地震のときには復興基金というのを国から3,000億円借りられて、それを原資としていろんな制度、事業では乗らない部分について対応したと。結果的にはそれが一番効果的であったと。要するに、コミュニティを維持していくための、先ほど言われた神社とか仏閣だとか、それにまつわる参道、玉垣の崩壊だとか、いろんなことがあります。そこについて対応したんだということがありました。

私は一番、町村会のほうにもそれを申し上げて、町村会のほうも取り上げてもらって、国に対しての要求もしていただいております。そしてまた、県のほうにも要望をいただいております。それが一番いいんだと思っているんですけども、それでもなかなか難しいということについては、やはり、この町に住み続けられるということを私どもが確保してあげなければいけないというふうに思っておりますので、議員が言われたことは、十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） このことにつきましては、ぜひ、方向性がまとまりましたら、課長会議、庁舎内の会議において、各課長に指示して、各支所、今までそういう相談があったのかなかったのか確認しながら、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、先ほどから道路の話をしてしてはすけれども、私たち竹原の人間としては、北部の人間としては、立野が崩壊した中で、グリーンロードかミルクロードしかないわけです、市内に行く道は。とにかく、こぎゃん雨が降れば、霧が深くて1メートル先は見えません。ましてや、冬場になれば通行不能です。

その中で一番困っているのは、携帯が全然通じらんわけです。久木野に入った途端、西原出るまで何も通じらん。明かりいっちょない。久木野まで来たって明かりがない。西原まで行ったって、まだ崩壊した状態で明かりがない。そういう状態の中で走っているわけですけども、その中で、携帯ぐらいいは早急に、ドコモとかソフトバンクとかに相談されて、町長にこの前言いましたけれども、自主財源でもいいですから、高森、南阿蘇村と提携してアンテナを立てて。今のを女性に聞きましたら、行き切らんで。明かりが10分も20分もにやあところは走り切らん。携帯が通じらんなら怖い。出るとはイノシシかタヌキか猿かキツネしかおらんし。ほんなこつ大変です、あそこ通るのは。何も通らんです、8時から先は。そういう中で、熊本に行きたくないですもん。一切行くごとない。して、今度は、ミルクロードに行けば、渋滞、渋滞、渋滞で3時間はかかる、出るまで。そういう状況の中での生活ですので、ぜひ隣接町村と協議されて、携帯ぐらいいは通じるようなことを早急にやっていただきたいと思っておりますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 携帯のことについては、議員が先日おっしゃいましたので、その日のうちに県のほうに連絡して、実はこういうことなんだということで要請をいたしました。これは、県が主導で、連携をとって申請をするということも大事でしょうが、今、県道に昇格しております、御案内のとおりだと思いますが。そういうことも絡んで、重要な代替路線ということで考えておられますので、県のほうが主導されたほうがいいと私は考えて、県のほうに申し上げております。

それから、あの道路は携帯がなかなか使えないというだけではなくて、農面道路としての整備がされましたので、側溝のほうがあいております。要するにU字溝のふたがかかっていないということがあります。

それから、今もそうでありますけれども、勾配が非常にきついんですね。農道の規格というのは12%——100メートル行って12メートル上がる下がるという勾配ですね——までオーケーなものですから、あそこの表示だけで私は見ましたが、11%という表示が多分3カ所あったと思います。これはもう冬場1カ月か2カ月は、多分、大型車が通れば、まあ乗用車以下は何とかなりますけど、大型車の場合はちょっと横を向いたら上りも下りもできないという状態で大渋滞を起こすことが想定されます。やはりその辺の対応も県のほうにしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひ、そこを前向きに検討させていただきたいと思います。

あと一つ、これは、できるかできないか、非常に厳しいわけですが、交通弱者、先ほど言いました。病院に通うとき、熊本の病院しかどんこんいかん、日赤とかそういうところに通わにゃいかんというときに、持たん人は足がないとですよ。バスがない、汽車がない、何もありませんから、どこさん行って市内の病院にかかろうかというときに、タクシーで行くしかにゃあわけですね。できたら、あそこを、冬の間は無理にしても、バス路線1本ぐらい、1日2回ぐらいでもいいけん、西原、熊本までつなぐようなことも、できるかできんか別として、ぜひ、そこら辺も努力していただいたらなと思っております。

これは、交通弱者にとっては、ひとり暮らしの人にとっちゃ重要な話なんですよ、バス路線というのは。汽車はなくなったでしょう。足がないわけですから、とにかく、タクシー以外に。竹原から市内のあそこに行くには1万5,000円とられるとです。往復で3万です。年金はそれで終わり、一遍、病院に行ったら。そういう状況です、今。ですから、そこ辺のところもぜひグリーンロードについては取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

あと一点が、今回、機構改革が行われました。蘇陽には20名の職員がおったし、清和も20名職員がおりました。非常に蘇陽地区においては、ドタバタ劇でした。誰もおらん状況で、水道だ、電気だ、何だかんだで、留守番する者がおらん状況です。本庁から応援はにゃあつかって、本庁に来て見たら、本庁は職員が何人か職員が机に座って仕事をしていました。

やっぱり、この災害時において、それは課長は一人ですよ、指示能力がある人は一人しか置いてない、管理職。これはやっぱり、災害があったときは、この辺の指揮系統はきちっとしてもらわんといかんなどは思いました。災害に強い町というのであれば、そこ辺のところも考慮して、災害に強い町と言うならば、当然、蘇陽支所、清和支所のことも十分配慮していただきたいというふうに、これも要望にかえさせていただきます。

続きまして、支援物資につきましては、まだまだたくさんあると思います。残っていると思います。これにつきましては、妙な情報が入っていくとは嫌じゃないですか。職員が持って帰りよるとか。言われたもんだけん、そぎゃんこつがあるかって言いました。ばってん、人の口には戸は立てられんもんだけん、そぎゃんげなたいというふうに。誰がと。知らんと。そぎゃん話があつてたまるかっていう話ですよ。誰が言いよつとやって。持って帰ったっちゃ黙っとけて言おうごたるですよ。そぎゃんこつは俺に言うなって言おうごだったです。ばってん、言わにゃんしよ

うがないけん、言います。

支援物資の話が、ラーメンが1箱来たけん誰かが持って帰ったげなとか、そぎゃん話が町内に飛んで回ったらだめですよ、これ。指揮能力にかかわることでしょう、そぎゃんこつば言いよるということは。それも、町民の人がそぎゃん話を聞いたて。もつてのほかですよ、これは。それについては、課長会議でも開いてね、十分そういうことがないように、今後そういうことを言われないように頑張っていたきたいと、これも要望にかえときます。

もう時間がありませんが、最後になりましたので、2番目の特産品開発と支援については、多分、ここまで行き切らんと思いますので。

矢部高校応援プロジェクト。この前の議会で配られました、2枚ですね。その中で、山都町の魅力継承浸透プロジェクト、山の都塾ですね。これは町長が最重点課題として、最優先順位、二重丸。それと、全国発信、生徒を全国から募集、これも二重丸。これがおおむね二重丸。このタイムスケジュールを見ますと、これも一緒に配られましたよね、まずは山の都塾開設につきましては、カリキュラム作成、講師依頼が4月20日まで。カリキュラム、講師選定が5月10日まで。それから、参加者募集、これが5月いっぱい。会場手配、準備、諸連絡、これは5月10日から6月のきょうまで、おおむね、というふうになっているわけですね。言いわけをすれば、震災があったけんできんだったと言われるかもしれませんが、この進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 山都塾についてお尋ねですので、お答えしたいと思います。

ただいま後藤議員のほうからもございましたように、今回の震災で、最初の案では5月にこのことをして、6月にこれをしてということでの準備をしておりました。ただ、その準備は確かにおくれました。おくれましたけれども、まず、今どこまでできているかということと言いますと、まず、一応原案はできておりますので、これを校長会等で説明をしまして、それから、あわせて保護者の代表からもいろんな意見をいただきました。その上で、その準備のための委員会等もつくりまして、この中には町民会議のメンバーの方も入っていただいているわけですが、そうしまして、今、7月にスタートするということで準備を進めているところです。

確かに、震災があったということで、言いわけではないわけですが、やっぱりこの状況の中で何をしていくかということでは、随分考えました。その上で、確かにおくれはしましたけれども、中身としては、これは地元の子供たち、高校生、中学生、小学生を、これは本当に将来を担う人材ですので、その若い人たちを育てていくんだ、そして、その中身としては、ふるさと学、それから未来学ということでもありますけれども、その中身をしっかりと、やっぱり中身づくりを考えながらやっていくんだという、その思いをしっかりと持ちながら、今、7月にスタートする予定で進んでいるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続いて、後で言いますけれども、農林業、ファームステイですね。こ

れの実施概要、協議決定があつて、ファームステイ先確保というのが今月いっぱいにはできる予定になっていますね。山の都ですね。ここはどうか、どのくらい進んでいますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えしてしていきたいと思います。

矢部高校応援プロジェクトにつきましては、昨年、町民会議で議論をしまして、そして、ことしの計画を立てまして予算立てもしていただきました。そして、その予算に基づいて、今、プロジェクト会議、生涯学習課、学校教育課、山の都創造課の3課で、学校とやりとりをしながら進めているところでございます。

ことしの主な事業計画については、町内外への矢部高校の魅力の発信、それから、定住対策としての下宿や寮の整備の受け入れ体制づくりの整備、それから地元の農林業連携ということで、就職支援強化、あるいは山都の魅力を伝える山都塾の応援というようなことで、これがすべて矢部高校につながるものとしてやっております。

その計画を具体的に今度進めるという段階になりまして今回の震災でございましたけれども、矢部高校とも協議をしておる中で、矢部高校自体も校舎の被害もあっております。校長先生と、そこらあたりについての今後の進め方等も、ちょうど進めている矢先の今回の震災でございましたけれども、それはそれとして、ことしの1年間で学校の募集活動も必要でございますので、そういったところでは、今、おくれた分を取り返してやっていきたいということで、つい先日も校長先生、教頭先生、事務の先生とともに協議をしたところでございまして、ことしは具体的には、町民講座の開設、それから、保護者、有識者、生徒との意見交換会、あるいは矢部高校の店、農産物をつくっておりますので、そういった店を開くとか、そういったことで具体的に、今、事業を進めておりますので、6月までに本来着手してなければなかった分についても、今、取り組んでおりますので、今後、事業として盛り返していきたいと思っております。

また、ふるさと塾ともあわせて、矢部高校と執行部、町との間をつなぐコーディネーターのほうも契約ができましたんで、そういった形で進めておりますので、今後、7月から逐次動かしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 課長のほうから言われたのはよくわかります。教育長が言われたのも気持ちはわかります。あつたからと、多分そういうふうと言われるだろうなと想定どおりでございました。

私、ちょっと心配しているのは、全国発信、生徒を全国から募集というのがありますね、项目的に。これ、ある人から聞いたら、来たって下宿先がないじゃないかという、スキームができていない状態での取り組みなんです、これ、実際は。それはやっぱり、これを言うならば、ちゃんと下宿先はどうするんだとか、そういうスキームをきちんとした上で取り組まないと、来たから何とかせにゃいかんばいという話じゃだめでしょう、これ。

それとあと一点は、配られたんですよ、これ。4月からこういうふうにしますよと。予定通りせんと4月間に合わんじゃない。3月いっぱい、終わりには間に合わんわけでしょう。当然、

予算も伴っているわけじゃないですか。するせんは別にして、4月、5月ができんってわかったわけですね。そうしたら、この段階で、「タイムスケジュールはこのように変更します」ぐらいの。全協もこの間あったわけじゃないですか。配られた本がありますよね。それにこのとおり書いてありますよね。若干の変更が必要ですかというぐらいの話があつてよかつたんじゃないかなと思つたわけです。

そうせんと、聞かれたら、いや、それはなつとるはずだがと言われんわけです。そぎゃんなつとるばつてん、募集はにゃあね、蘇陽総合支所に行って、もう部屋を借りに来たろうたいって言つたら、何もつて。全然わからんじゃないですか。絵に描いた餅になってしまうわけだけ、ここ辺のところは、執行部側の責任としては、議会中にでも、スケジュールの変更をこういうふうにしたいと思ひます、ご了承お願いします、ぐらいの言葉は全協で言われてもよかつたんじゃないかなと思ひます。

特に、山の都塾かね、これにつきましては非常に町長の肝いりで一生懸命さしたわけじゃないですか。そういう思ひがあつたわけだけん、そこ辺は町長みずからでも、本当は早くしたかつたんですけどというぐらい、提案理由の中でも、若干は触れてあつたばつてんが、ぴしつと、こういうふうにしてぜひ継続してやりたいと思ひますとかいう話をしてほしかつたなというふうに思ひましたので。

タイムスケジュールの変更につきましては、どのようにされるかわかりませんが、できるだけ議員にはわかりやすく、変更の資料でも出していただいてしてもらふのが適切だと思ひ、来年の3月に向けた計画をもう一遍出し直していただきたいというふうに思ひます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） スケジュールの調整につきましては、当然、変更につきましては、相応の変更計画なりをお示ししたいと思つております。

また、先ほど、矢部高校生の募集というお話がありましたけれども、募集はあくまでも県立高校矢部高校がするわけでございますので、私たちはその応援をする部隊であるというふう認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、山都塾については、町長のほうから御発言がございませぬ。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 山都塾につきましては教育長のほうから話がありましたんで、そういう方向でぜひお願ひしたいと思ひます。

あと、ちょっと災害と関係ないこともありますので。特産品開発の支援事業と経費と実績について。これ、私も観光協会のほうからもらつておりますし、今後、これでどのぐらいの商品が買えて、どういう流通で、どう流していくのか。あるいは、ほかの団体ですか、商品が見えてないと私は思ひますけれども、そこ辺は今後どのように指導していくのかということにつきまして、今までの実績と今後の方向性について、課長のほうからお話しいただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 230万円の予算も使ひまして、地方創生の先行形で行いまし

た。観光協会がみずから、自分たちが自分たちの場所で売れる商品をつくりたいということで、補助金の申請がありまして、それを補助金交付して一緒になってやってきたわけです。

6品目の山都の食材を使った、メイシヤントンとか、いろんな農産物の食材を使った6品目の新商品ができております。このデザイン、パッケージにつきましても、地元のデザイナーを採用して、まさに山都色を打ち出した商品としてできております。

現在のところ、物産館のほうと、それから、それぞれの店舗で600万ほど売り上げておりますので、今後はこの6商品をネット、それからホームページで掲載し、それぞれ店舗の自店の販売等をしっかりしていただきたいと思いますということで考えております。

これは、3年間で継続してやっていきたいということで、補助金つくつかないは別にしても、今後、新しい山都の商品をどんどん開発して、物産館で売っていききたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひ頑張って商品の消費を進めていただきたいというふうに思います。

なお、こういう商品ができれば、ふるさと納税等もありますし、ここら辺を十分に活用してやりましたと、こんな商品ができましたということも打っていきながらと。自分たちの震災に負けない力がここなんです。自分たちは震災があってもこういうことをきちんとやっておりますということもホームページを使いながら、ぜひ地域住民と一体となって、顔が見える売り込みをしていただきたい。それが役場の役割です。それが仕事なんです。ぜひ、一刻の猶予もありません。今こそやるべきだろうと私は思います。ぜひ、手を抜かず、震災が終わって一段落したからと安心せずに、今からが勝負です。ぜひ一丸となって頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） これをもって、4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時09分

6 月 8 日 (水曜日)

平成28年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年6月2日午前10時0分招集
2. 平成28年6月8日午前10時0分開議
3. 平成28年6月8日午後2時38分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 報告第1号 平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第2 報告第2号 平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
 - 日程第3 報告第3号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第4 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第5 報告第5号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第6 報告第6号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
 - 日程第7 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第8 議案第44号 専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求め
ることについて
 - 日程第9 議案第45号 専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求め
ることについて
 - 日程第10 議案第46号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告
並びにその承認を求めることについて
 - 日程第11 議案第47号 専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4
号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第12 議案第48号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認
を求めることについて
 - 日程第13 議案第49号 専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第14 議案第50号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並び
にその承認を求めることについて
 - 日程第15 議案第51号 専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告
並びにその承認を求めることについて
 - 日程第16 議案第52号 専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1
号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第17 議案第53号 山都町職員の退職管理に関する条例の制定について
 - 日程第18 議案第54号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第19 議案第55号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第22 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第23 発委第2号 九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議
日程第24 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
-

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、報告第1号「平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、報告第1号、平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

本件につきましては、平成27年度第7号及び第8号の補正予算におきまして設定、追加及び変更行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、実際に翌年度、つまり平成28年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

それでは繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、ただいま申し上げましたように、7号補正予算、8号補正予算等々で追加、変更を行ったものでございますが、概略を簡単に御説明したいと思っております。

まず、2款の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業です。これにつきましては、マイナンバー導入に伴います個人番号利用事務に係るセキュリティ対策費、システム設計費や専用のサーバー、パソコン整備費に係るものでございます。こちらを7号、3月補正のほうで計上いたしましたものでございます。

続く地方創生戦略事業です。これにつきましては、地方創生加速化交付金事業ということで、内容につきましては、農産物のブランド化推進ですとかインターンシップ事業等々です。これも7号補正に計上したものでございます。

続く、個人番号カード交付事業です。こちらにつきましては、国に合わせまして平成27年度、それから28年度の2カ年間で交付をするということで、これも7号補正予算で計上いたしましたものでございます。

続く、阿蘇火山等防災特産対策事業です。こちらは茶の降灰対策事業です。国のスケジュールに合わせ、3月末に契約を行いました。28年度、今年度に執行する予定でございます。

続く、担い手確保、経営強化支援事業です。これは、補助金の交付決定が3月になりましたので、これも7号補正予算で計上したものでございます。

続く、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業です。浦田水路でございます。これは、調整防衛交付金の追加交付がございましたものでございますので、これも3月補正7号で編成をしたものでございます。

青年就農給付金事業です。こちらにつきましては国の27年度補正予算に係るものでございまして、県の繰り越しに伴い、町も合わせて繰り越しをしたものでございます。こちらも7号補正予算で編成をいたしております。

続く、林道補修事業です。林道の清和砥用線、それから矢部水越線でございます。それぞれ、のり面保護工事等の工期内の施工が困難であったり、施工箇所が他の災害復旧工事と重なり、復旧工事を優先したために施工がおくれたというようなことで繰り越しを行うものでございます。

続く、治山事業です。これは、作業路の設置予定地、地権者との交渉に不測の日数を要したと

いうものでございます。7号補正予算に計上したものでございます。

山のみち地域づくり交付金事業です。これも、他所管の道路改良工事と施工区間が重なりましたために、工事車両の通行等ができない期間が生じたということで繰り越しを行うものでございます。

続く、道整備交付金事業、林道分です。これは用地交渉に不測の日数を要したことが原因でございます。

続く、7款ですけれども、こちらにつきましては、3月定例会におきましては、非常に件数が多いので、少し資料をお配りして説明したところでございますけれども、簡単に概略だけまたこれも説明させていただきます。

まず、道整備交付金事業でございますけれども、中の設計委託分につきましては、線形決定で、こちらに地元の意見等々の調整が不測の時間を要したということでございます。

それから、大川大矢線ですけれども、入札の方式が今回は総合評価方式ということで、入札の期間が非常に長うございました。本来は9月定例会で報告する予定で、契約承認を求めていくところでしたけれども、今回、12月定例会ということになりましたために、適正工期がとれずに、こちらを繰り越したということにいたしております。

続く、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございます。町道鍛冶床線でございます。これも調整交付金事業の2次配分の決定が遅くなりましたので、これに係る繰り越しでございます。

ページをめくっていただきまして、社会資本整備総合交付金事業でございます。

これは主なものとしましては、瀬戸福良線ですけれども、県道稲生野甲佐線との交差点協議に不測の日数を要したということで繰り越しを行ったものでございます。

続く、トンネルの詳細調査事業でございます。こちらにつきましては、調査の期間が非常に長くなりまして、調査に使用する部材の試験結果というものが非常に長くかかるということで、こちらを繰り越しを行ったものでございます。

続く、高速道路対策事業でございます。国のインターチェンジ付近の工事と町の工事との関係で不測の日数を要して、年度内完了が見込めないということで繰り越しを行ったものでございます。

続く、矢部高校応援事業でございます。地方創生交付金事業に係るものでございます。矢部高校の応援啓発事業ですとか魅力発信事業等々に係るものでございます。これも7号補正予算に計上いたしましたものです。

続く、10款につきましては、それぞれ農業施設、林業施設、公共土木施設、いずれも査定後の入札で、年度内の完了が見込めないということで、繰り越しをするものでございます。

以上、21事業、繰越額としましては9億7,572万2,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第1号の報告が終わりました。よって、報告第1号「平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第2 報告第2号 平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、報告第2号「平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第2号、平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について報告をいたします。

本件につきましては、平成27年度当初予算におきまして設定をいたしました継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、実際に翌年度、つまり平成28年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、事業名は民生安定事業ですけれども、具体的な工事名は上鶴線の道路改良工事でございます。平成27年度に2,950万円、28年度に1億2,100万円、この2カ年間で合計、継続の総額にありますように、1億5,050万円を執行する旨、設定を行っているものでございます。なお、本表は、見づらくございますが、円単位となっておりますので、御留意をいただきたいと思っております。この継続につきましては、設定期間中の年度で支出ができなかった場合には、これを翌年度に繰り越して使用ができるというものでございますので、今回は、ただいま申し上げました27年度設定金額2,950万円のうち、執行済額を除いた残額91万7,127円を28年度に繰り越して使用するため、今回計算書を作成し、報告を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 報告第2号の報告が終わりました。よって、報告第2号「平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第3 報告第3号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、報告第3号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） おはようございます。それでは、本課が担当しております11の指定管理施設のうちの三つと「まちづくりやべ」について報告させていただきたいと思っております。

報告第3号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成28年6月2日提出。山都町長。

「虹の通潤館」につきましては、資本金350万円で町が200万円、JA75万円、そして商工会75万円の出資法人でございます。

お手元の資料2ページをごらんいただきたいと思っております。

通潤山荘の27年度の事業報告ということで、対前年度比で、2,425万円の増益を見ております。表1のほうに、それぞれ宿泊、宴会、レストラン、売店、大休憩室、温泉館、イベントということで一覧で対前年度比でちゅうことで出ております。人数が13万5,123人で、2億5,543万6,000円の総売り上げを見ております。

各部門別でそれぞれ御説明申し上げます。3ページをごらんいただきたいと思います。

宿泊部門。インバウンドに特に力を入れまして、本年は1億2,521万4,000円の売り上げを見まして、約3,430万円の増益を見ております。

表4に、稼働率並びに客単価表ということで書いてございますけれども、その中で下のほうに、部屋の稼働率ということで書いてありますけれども、27年が71.9%ということで、その前年度が56%でしたので、部屋の稼働率がかなり上がっております。

それから、レストラン部門ということで書いてございますけれども、こちらのレストラン部門につきましても、約326万6,000円の増益を見ております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

宴会部門です。宴会部門につきましては、減少しております。法事関係、団体関係の宴会が減っているということの報告でございます。

それから、売店、大休憩室、温泉館ということで書いてございますけれども、こちらについては若干減少しておるような状態でございます。

決算書の報告をしまいたいと思います。

7ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表。資産の部で、現金預金1,900万円から、それぞれ売掛金等々を合わせまして、総資産合計が3,596万8,000円となっております。

それから、負債の部が、未払金1,300万以下、前受け金等々ございまして、総負債の合計が2,376万3,000円ということで、資本金が350万です。そのうち繰越利益として、純利益が434万6,152円ということで、利益を上げております。

純資産の部の合計が1,220万4,628円ということで、昨年が785万円程度でございましたので、430万ほど資産の部はふやしております。

次の8ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書で、それぞれの売り上げについての総計表が出ております。

国民宿舎の総売り上げといたしまして2億5,543万6,714円となっております。それから売り上げ原価、経費等々を引きまして、最終的な当期純利益が434万6,152円となりました。平成26年がマイナス958万7,000円でしたので、かなりの回復を見ているところでございます。

それから、一般管理費等がございまして、見ていただきたいと思います。

9ページに、役員報酬からいろいろな経費を合わせて出しておりますけれども、この中で役員報酬、それから給与手当、賞与、雑給与、それから法定福利費、合わせますと9,264万7,581円ということで、これだけの給与が支払われているということで、正規職員が15名、パート職員が35名ということで、合わせて50名の人件費が支払われておりますけれども、その合計が9,260万程

度ということになっております。

平成25年、それから26年と連続赤字の決算でございました。経営コンサル、それから人事の見直し、それから支配人の交代等を受けまして、2年間にわたりまして経営の立て直しに当たりました。それでやっと黒字回復を見たところでございます。本県の今回の地震を受けまして、また予断を許さない状況になっておりますけれども、また今後は九州観光旅行の支援事業あたりをプランとして出して、この危機を乗り越えたいというふうに思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第3号の報告が終わりました。よって、報告第3号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第4 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 報告第4号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況を、地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成28年6月2日提出。山都町長。

「まちづくりやべ」につきましては、資本金2,000万円でございます。うち1,000万円が町の資本、出資となっております。

それでは、事業の報告をしまいたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

「まちづくりやべ」につきましては、企画事業部、そして人材派遣事業部、地籍事業部、そして総務ということで三つの部署に分かれておりまして、それぞれ1年間、企画事業部にあつては、山都地域おこしセンターあるいは人材派遣事業、中心市街地の活性化に係る支援事業等をやっております。人材派遣事業部につきましては、保育園の保育士さんの人材派遣等26名の契約の締結、あるいは民間企業8社との契約を行いまして、労務管理を実施しているところでございます。また、地籍事業部におきましては、蘇陽地区、矢部地区の一筆調査等の測量事業を実施しております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

経営状況報告ということで、3部門について、一覧表がございますけれども、人材派遣事業部につきましては、受注額が合計で8,337万5,000円ということでございます。それから受注原価を引きまして、粗利としまして、一番下に、479万5,935円となっております。地籍調査事業部につきましては、受注額が5,618万7,000円となっております。経費等を引きまして、粗利として2,712万2,329円となっております。それから企画事業部。サポートセンター事業、それから地域しごとセンター、いろんな中心市街地活性化の支援ということで事業を行いまして、受注額1,695万7,

802円ということで、経費を引きまして、マイナスの148万8,207円を計上しております。あとは総務管理部門でございます。

4ページの貸借対照表を見ていただきたいと思います。

資産の部、流動資産として、7,124万4,000円ということで計上しております。それから固定資産等々合わせまして、現在が7,513万1,830円となっております。負債につきましては、未払金、預り金、仮受金等々合わせまして1,063万9,000円となっております。

純資産の部が、資本金2,000万円を合わせまして、6,449万1,842円となっております、トータルの純資産の合計が現在6,449万1,842円となっております。

損益計算書のほうでは、売り上げの総売り上げとして1億5,651万9,961円となりまして、売り上げ原価等々を引きまして、最終的に、「まちづくりやべ」の当期利益といたしまして、一番下に記載してございます741万9,540円となっております。

「まちづくりやべ」につきましては、地籍事業、それから人材派遣の事業を順調に消化いたしまして、その収益をもとに、企画事業部で地域おこし、まちづくり支援に取り組んでおられまして、中心市街地活性化の中核を担っていただいております。今後はこの活動を全町的に広げていかなければなりませんので、ここらあたりを今後、「まちづくりやべ」の新しい取り組みとしてやっていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告第4号の報告が終わりました。よって、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第5 報告第5号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、報告第5号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第5号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成28年6月2日提出。山都町長。

2ページをごらんいただきたいと思います。

一般財団法人の文楽の里協会の概況ということで記載してございます。

3ページにその沿革について記載してございますが、文楽の里につきましては、平成4年に落成しまして、平成23年4月には一般の財団法人への移行がなされております。

本年度の状況につきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

利用者数等一覧表がございます。文楽館、天文台、物産館ということでそれぞれ記載してございまして、トータルで6万7,111名のお客様をお迎えしているという状況でございます。全体の

成果として、ここに記載されておりますとおり、今、淡路のほうに太夫・三味線・人形遣い手ということで2年間の研修が終わりまして、つい先般にも発表会があったところでございますけれども、これからはその若い後継者の諸君が研鑽を積みまして、文楽の里協会の文楽人形芝居を支えてくれるものと思っております。

各施設の事業報告につきましては、5ページに記載してあります。

まず、清和文楽館のほうからでございます。本年は、見学者が公演鑑賞等含めまして、トータルで6,228名ということでございました。

事業の中では、教育委員会の支援をいただきまして、人形の頭、手足の修理等を町の負担で行いまして、そういった人形自体の保存、補修等も町の支援をいただいてやっております。

また、施設に関しましては、文楽人形保存会の皆さん方の休憩するスペースもないというようなことで、町の負担で事務所の改装を行い、環境の改善を行ったところでございます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

物産館の収益ということで記載されております。21年を迎えまして、物産館のほうも新たな取り組みが必要な時期に来ております。収益につきましては、1億1,900万ということで、昨年は増益を見ているところでございます。販売につきましては、清和ならではの高原野菜、そういったものをしっかり販売してきたところでございますけれども、ふるさと納税の返礼品、あるいはおせちの通販あたりは伸ばしているところであります。

7ページに食堂についても記載がございますけれども、やはり21年という長い歴史の中で、郷土料理として単なる料理を出していたという分で、やはりここらあたりでもう一回メニューの見直し等が必要ではないかということで、外部の指導者も入れたところで、今、研究を重ねておられるところでございます。

それから、8ページの天文台を見ていただきたいと思っております。

清和天文台につきましては、本年は一応黒字ということで推移しております。2,159万6,000円の売り上げを見ておりまして、2万4,000円の黒字化にされております。

決算書の報告をさせていただきたいんですが、10ページ、11ページをごらんいただきたいんですが、大変数字が小さくて申しわけございません。財団会計につきましては、一般の企業会計とはまた少し異なりますので、非常に見にくいところがございますけれども。

11ページの正味財産増減計算内訳表ということで書いてありますが、これが、ふだん言います損益計算書に当たると思っておりますけれども、それぞれ文楽館、天文台とありますけれども、この中で、中段に経常収益というふうに書いてありますけれども、経常収益、文楽館につきましては2,813万1,234円とありますけれども、この中に、その上のほうに受託事業収入1,717万円とありますけれども、これが指定管理料でございます。ですから、経営収益の中にこの指定管理料が入っておりますけれども、この考え方につきましては、いろいろございますけれども、一応計算上は、この委託料を経常収益の中に入れてあります。

また、天文台につきましては、その横に596万円ということで、受託委託料を計上してありますけれども、合わせまして収益として2,159万6,614円となっております。

また、物産館につきましては、当然、委託料ありませんけれども、経常収益として1億1,978万5,250円となっております。

それから法人会計となっております。

次の12ページを見ていただきたいと思います。

ここに最終的な協会の法人の収支のトータルが出ております。

一般正味財産増減額ということで書いてありますが、文楽館につきましては、トータルで403万3,188円の赤字となっております。天文台は2万4,000円の黒字。それから、物産館につきましては、635万3,678円の黒字で、当然、法人会計につきましては、赤字になりますけれども、447万1,829円ということで、財団のトータルといたしまして、212万6,916円の赤字となっております。

次の13ページをごらんいただきたいと思います。

財団の重要な会計方針についてということで書いてありますけれども、ここに基本財産の明細等が書いてございます。基本財産は3,000万円です。それから特定財産として、後継者育成資金、設備投資修繕資金、それから協会の備品資金、最終的に財政の運営資金ということで、今ございまして、正味、トータルで1億879万2,246円の財産を保有しているところであります。

14ページをごらんいただきたいと思います。

本年27年に、財団の設備投資修繕資金によって行いましたことがここに書いてございます。物産館の店舗の改修、それからトイレの改修等々されております。事務所につきましては、町の一般会計予算のほうで1,100万円の補修をしたところでございます。

以上、報告いたします。

物産館につきましては、今後、先ほど申しましたように、料理の工夫、それから地元の農業者、生産者の皆さんとの協調、そういったところにいま一度、てこ入れをお願いしていきたいというふうに思っています。また、先ほど申しました淡路の研修を終えた若手の後継者のこれからの活躍にも期待したいところでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第5号の報告が終わりました。よって、報告第5号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第6 報告第6号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、報告第6号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第6号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成28年6月2日提出。山都町長。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

事業報告ということで記載してございます。

創立20周年を迎えまして、20周年記念のプランやイベントに取り組んでいただいております。

また、宿泊においては、シニア層のプランにシーズンを通して取り組んでいただいております。また、東九州自動車道の全線開通に伴いまして宮崎県からの誘客に力を入れておられます。また、一般観光客に対しましては、自社のホームページ、あるいはSNSで情報発信をし、観光情報誌などとの連携で取り組んでおられます。

27年は、これまで台風災害とかいろんな天候不良等の影響がございましたけれども、去年は気候もよくて、順調に推移したという報告を受けております。

3ページに、5期の比較推移表ということで書いてございます。27年度のフロント、レストラン、販売、浴場の人員が書いてございますが、合計がございませんけれども、合計で13万2,618人でございます。昨年よりも6,727名の増加となっております。

それから、下の売り上げにつきまして、それぞれフロント、レストランと書いてありますけれども、このトータルが2億2,094万円です。一昨年に比べますと、1,381万5,000円の売り上げの増となっております。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページに書いてございますけれども、地域内の販売ということで、中段に書いてます。ここが非常に重要になってくるというふうに考えております。物産館内の売り上げとして、3,399万3,000円あります。前年は3,000万円程度でございました。それから、自社製品の売り上げ1,362万6,000円ということで、ここの売り上げをいかに上げるかが、そよ風パークにとっても大事だし、地域経済に至っても非常に重要であるというふうに理解しております。

昨年度末の就業状況につきましても、役員2人、それから正社員11名、パート26名、合わせて39名、それからレストランの支援部9名ということで、約50名の従業員の関係者の方々がございます。その中で、人件費が9,539万9,000円を支払われております。非常に地域経済にとっても重要だというふうに思っております。

決算書のほうを見ていただきたいと思います。6ページでございます。

貸借対照表でございます。現金預金から固定資産まで合わせて3,670万5,916円となっております。負債の部に、売掛金500万円から短期借入金2,500万円、これは信用組合6カ月の短期借入でございます。それから未払金等々合わせまして、長期の借入金3,848万7,000円を合わせまして8,466万165円となっております。ちなみに、借入金の内訳でございます。長期借入金につきましては、3,848万7,000円でございますけれども、町が当初3,000万円貸し付けておりましたけれども、昨年も100万円返していただいて、今現在が2,100万円となっております。また、社長名で借り入れてございます信用組合からの借入金1,748万7,000円ということで、今年の借入残高が4,549万9,000円ございましたので、約700万円の減にはなっております。

それから、損益計算書を見ていただきたいと思います。ここに全ての売り上げ等の金額が出て

おります。フロントの4,600万円の売り上げから、レストランの1億700万円等々合わせまして、トータルの2億5,666万3,018円が総売り上げとなっております。それから売り上げ原価等々を引きまして、営業外収支を足して、法人税を引きまして、最終的な当期純利益が106万3,410円となっております。

あと、8ページに販売管理等のことについて書いてございます。トータル1億5,890万9,000円の販売管理の内訳でございます。見ていただければというふうに思っております。

最終的に先ほど御説明しました、資本の流動資産の計算書が出ております。当期末の残高として、9ページに書いてございますように、まだまだ4,736万円の当期のマイナスがありますので、これをいかに解消するかということでございます。去年は、ある程度順調に推移してきたんでございますけれども、きのうの一般質問の中にありましたように、本県の震災を受けまして、非常に深刻な影響を受けています。これにつきましては、そよ風パークに限らず、主要3施設、それから観光協会、いろんな観光にかかわる業種につきまして非常に影響を受けております。それぞれ3施設につきましては、経過も、たどった経緯も違いますし、組織体も違いますので、支援についてはそれぞれ、支援についてもそれぞれ違うというふうに認識しております。その中で、やはり一番大事なのは完全な営業ができるまでに工事の復旧をするということをまず第一に考えておりますので、そちらのほうを取り組んで、あわせて経営改善施策については、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、地震直後には、町長のほうからも、復旧復興については、各施設としっかり連絡を取りあって、支援をするようにという指示を受けておりますので、それを受けて、それぞれの団体と協議をしておるところでございますので、創造的復興に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第6号の報告が終わりました。よって、報告第6号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第7 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、報告第7号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。それでは、報告第7号について説明させていただきます。

報告第7号、有限会社「清和資源」の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成28年6月。

決算報告書において説明申し上げたいと思います。

この清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。

15期の決算報告書で説明させていただきます。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページは損益計算書でございますけれども、売り上げにつきましては、一番上でございますけど、5,760万7,200円で、ほかに測量助手人夫賃収入として170万7,500円を合わせまして、総売り上げとしましては、そこがございますように、5,931万4,717円というふうになっております。

中段の黒囲いのところにその明細がございます。

次に、損益計算書中段に、販売費、また一般管理費がございますが、これが4,579万2,000円ということでございます。この一般管理費については、4ページをごらんください。こちらのほうに、販売費並びに一般管理費の明細が掲載してございます。

3ページに戻っていただきまして、これら一般管理費を引きまして、引いた残りの営業利益が1,352万2,283円というふうになっております。

その他、営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常利益につきまして、1,335万6,000円というふうになっております。前年よりも約246万の減となっております。特別利益としまして、貸倒引当等を繰り入れしてございますけれども、税引き前の当期の純利益が1,334万6,645円、これに諸々税を合わせました充当額が330万ほどございますので、当期の純利益は一番下にあります1,002万5,245円ということになっております。

2ページの貸借対照表をごらんください。

こちらにつきましては、損益計算書の右側の純利益が1,002万5,245円でしたが、純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越金が8,998万9,387円ございましたが、これと合わせまして、繰越利益剰余金のところが9,701万4,632円ということで、現在の純資産の合計が1億1万4,632円ということになっております。今後も、地籍調査、一筆調査、測量業務をやっていくということで計画してございます。

以上、清和資源の経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第7号の報告が終わりました。よって、報告第7号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第8 議案第44号 専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第44号「専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 議案第44号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、公共工事請負変更契約の締結を別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月2日。

提案理由。工事積算基準特例措置の適用を受けるため、契約金額を変更する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容。

専決第1号。平成28年3月定例町議会において議決された民安27国第1号上鶴橋上部工工事公共工事請負契約のうち、契約金額を、5,605万2,000円を5,834万118円に変更することとする。

専決処分年月日、平成28年3月31日。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第45号 専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第45号「専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 議案第45号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、公共工事請負変更契約の締結を別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月2日。山都町長。

提案理由。工事積算基準特例措置の適用を受けるため、契約金額を変更する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容。

専決第2号。平成28年3月定例町議会において議決された民安27国第2号上鶴線道路改良工事公共工事請負契約のうち、契約金額を7,675万5,600円を7,767万5,494円に変更することとする。

専決処分年月日、平成28年3月31日。

以上です。

(「資料は。次のページ」と呼ぶ者あり)

済みません。

工事契約変更概要。工事番号、民安27国第2号。工事名、上鶴線道路改良工事。工事場所、山都町田小野地内。当初契約年月日、平成28年3月3日。工事内容。増額の理由。国土交通省より熊本県を通じ、平成28年2月から適用する公共工事設計、労務単価等に係る特例措置の適用についての通知に基づき、設計変更することとする。契約相手方、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

専決第2号、専決処分書。平成28年3月定例町議会において議決された民安27国第2号、上鶴線道路改良工事公共工事請負契約のうち、契約金額を7,675万5,600円を7,767万5,494円に変更することとする。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日。山都町長、工藤秀一。

以上です。

○議長(中村一喜男君) 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「専決処分事項(工事請負契約の変更)の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第46号 専決処分事項(平成27年度山都町一般会計補正予算第8号)の報告並びにその承認を求めることについて

○議長(中村一喜男君) 日程第10、議案第46号「専決処分事項(平成27年度山都町一般会計補正予算第8号)の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) それでは、議案第46号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度一般会計補正予算第8号を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月2日。山都町長。

提案理由です。平成27年度一般会計補正予算第8号について、年度内に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので、専決処分を行った。これがこの議案をこの議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容。平成27年度一般会計補正予算第8号。

2、専決処分年月日。平成28年3月31日です。

これは、提案理由にありましており、さきの3月定例会におきまして議決をいただきました、第7号補正予算後に判明、確定しました内容について補正を行いましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書を見ていただきたいと思います。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。

2款1項21目の地方創生総合戦略費でございます。補正額を470万円の減額といたしております。これにつきましては、地方創生の加速化交付金事業に係るものでございまして、3月の定例議会において、山の都総合戦略に基づき、山の都推進プロジェクト、それから山の都の都の幸ブランド創出プロジェクトの2本を柱としまして、4,744万円の計画を策定して、補正予算を計上したところでございます。その後、今回、山の都の住めば都推進プロジェクト事業のほうが不採択となりましたので、2,700万円を減額ということで、今回、調整を行ったものでございます。よって、後で9款のほうで出てきますけれども、単費を、2,700万補助金が減額になりますけれども、その分を単費で1,965万7,000円を措置して事業を行うものでございます。

まず、13節の委託料ですけれども、インターンシップ事業委託料でございます。大学生等の町内企業の職場体験ですとか、若者会議の開催等々を行うものでございまして、70万円の減額ですが、これは当初、3月では370万円を計上いたしておりました。これによって300万円という形になります。

15節の工事請負費です。400万円の減額をいたしております。短期滞在施設の改修工事でございます。1カ所100万程度ということで5件を計画しておりましたけれども、今回、確実に改修工事を行います1件のみを残しまして400万円を計上いたしました。当初は500万円の計上額でございました。

続く5款1項3目の農政費です。5,770万9,000円の減額をいたしております。これは国の配分額の決定に伴います減ということでございます。補正前が9,158万円あったものですが、今回の減額によりまして、補正後は3,387万1,000円ということになります。内容につきましては、地区の認定農業者が融資を活用しまして、農業用機械等を導入する際に、融資残について支援をする事業ということで、50%の国補助があるものでございます。

続く25目の人・農地プラン事業費です。375万円の青年就農給付金の減額をいたしております。国の補正分の変更に伴いまして、750万円のを半額の375万円ということで、この残額分につきましては、平成28年度に引き続き交付を行っていくという性質のものでございます。

続く17ページです。5款2項2目の林業振興費でございます。

まず有害鳥獣の捕獲隊の助成金を84万8,000円減額をいたしております。これは、捕獲頭数の実績に伴う調整額でございます。

続く、特用林産物の施設化推進事業補助金を186万円減額いたしました。JA上益城のシイタケ乾燥機、それから全自動の植菌機——菌を植える機械ですけれども、他の制度導入に伴います事業費の変更がございまして減額が生じたということで、合計270万8,000円を減額補正をいたしております。

続く、6款1項5目の山の都づくり事業費でございます。ふるさと給付金の謝礼品を2,000万円減額いたしておるところでございます。これは、通年商品と言われるもの、米ですとかトマトジュースあたりを一括ではなく通年で選択をされている方ですとか、謝礼品を選択されてない方がまだいらっしゃる。それと、そもそも謝礼品を希望されてない方等がございましたので、その精算をして、2,000万円を減額したということにしております。

7款2項4目の道整備交付金事業でございます。これは、補正額としてはゼロでございまして、中の事業費の調整を行っております。工事請負費は、大川大矢線に係るものでございます。わかりづらいんですけども、地方債が40万円減額になっておるところでございます。財源の調整も行ってあります。これは、それぞれ道整備交付金の中の事業間の調整に伴い生じるものでございまして、起債の場合は借入れが10万円単位となりますので、その10万円単位の計算上、端数処理として今回40万円が生じたということで、一般財源40万円を計上いたしております。

続く、18ページ、大矢野原演習場周辺民生安定事業費でございます。1,147万9,000円を補正として減額をいたしております。これにつきましては、主には19ページの公有財産購入費の土地購入費の不用額、それから22節の立木補償費の590万というものでございますけれども、これにつきましては年度内の相続登記が困難ということに伴いまして、補助対象経費の対象外となりましたために、結果、単費が増額となっております。1,268万3,000円が減額になりますけれども、その分を一般財源120万4,000円で補うといったこととなります。これは冒頭の繰越明許費で御説明しましたものでございます。これは追加になるものでございます。

7目の社会資本整備総合交付金事業費、これも補正額はゼロでございます。費目の調整になっております。瀬戸福良線の町道改良事業費に委託料のほうから金額を充当するという形にしております。

続く20ページをお願いいたします。

矢部高校応援事業費です。これも地方創生の加速化交付金に係るものでございます。1,047万円、国県支出金を減額いたしております。補正額は264万3,000円というふうにいたしておるところでございます。委託料としましては、矢部高校の応援啓発事業委託料でございます。これは計画額は179万3,000円でございますけれども、中の、町外への矢部高校のPRですとか、ロゴ、ポ

スター等の作成等の調整を行いまして、減額の122万3,000円、補正後が57万円ということになります。

続く、矢部高校魅力発信業務委託料でございます。これは、計画額は263万5,000円でございますけれども、140万の減額を行いますので、補正後は123万5,000円となります。入学説明会等の実施ですとかコーディネーター等の関係経費を計上いたしておるところでございます。

続く、10款1項3目の現年度林業施設災害復旧費でございます。激甚災害の指定を受けましたために、高率補助金が適用されますので、この分につきまして、財源の組み替えを行っておるところでございます。

続く、21ページです。10款2項1目の現年度公共土木施設災害復旧費でございます。これは、施越事業ということになりましたので、通常は補助金を交付申請しましたらば、交付決定後に施工するというものでございますけれども、今回は工事に緊急性がありましたので、施工完了後に交付申請をするということで、一旦、この金額につきましては、当該年度で落とすということになっております。

それから、12款2項11目ふるさと応援基金費です。1,822万5,000円。これは先ほど説明しました商工費のところ、その他のところで1,822万5,000円を落としておりますけれども、これをふるさと応援給付金のほうに積み立てをしておくということで、今回、補正予算を組んだところでございます。

次に、歳入について説明をいたします。

8ページをお開きください。特定財源につきましては、歳出予算の項でそれぞれ説明をいたしたところがございますので、それ以外について説明をいたします。

2款地方譲与税2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税から、12ページの12款交通安全対策特別交付金までは、第7号補正後に確定しました交付金等の金額に合わせて補正を行ったものがございます。中で、12ページの11款の地方交付税ですけれども、特別交付税が確定したことによりまして、1億2,402万1,000円の増額補正を行っております。これによりまして、普通交付税は60億8,891万3,000円となります。特別交付税は、5億7,091万5,000円となります。

交付税の合計は、その12ページの補正後の計の金額にありますように、66億6,792万8,000円となるものがございますけれども、これは26年度の確定額に比べまして、約1億900万円減少をしているところがございます。

14ページでございます。18款寄附金1目一般寄附金499万9,000円でございますけれども、これにつきましては、清和資源より500万円の寄附金がございましたので、合計の500万円の補正になるように計上したものでございます。繰入金につきましては、5,181万円、これを繰り戻すということになりますので、減額をいたしております。

町債につきましては、15ページですけれども、1目総務債の臨時財政対策債につきましては、財源調整、あとの6目、9目につきましては、事業費の確定に合わせて町債の金額を調整いたしたところがございます。

ページ戻っていただきまして4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正でございます。追加が1件、それから15件の変更を行っております。報告で行いました繰越明許費の分についての補正ということになっておるところでございます。

変更につきましては、この3月補正予算での繰越明許費設定の後に、事業進捗によりまして、年度内出来高額に変更が生じましたり、逆に発注がおくれたことによりまして金額変更ということになっております。

次に、6ページをごらんください。

第3表、地方債の補正でございます。先ほど歳入で説明をいたしました町債の、これは起債目的ごとの変更でございます。

続きまして、表紙の次のページをお願いいたします。

平成27年度山都町一般会計補正予算。

平成27年度山都町の一般会計補正予算第8号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,476万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7,863万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年度3月31日専決。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務課長より、先ほどの継続繰越計算書の報告について訂正の申し出がっております。これを許します。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、平成27年度の山都町一般会計補正予算継続費繰越計算書、報告第2号で説明をいたした分でございます。

大変申しわけございません。繰越計算書の表を見ていただきますと、翌年度逡次繰越額という欄がございます。ここが91万7,127円になっておりますけれども、これは左の残額、それから右の繰越金と同額にならなければならない数字でございますので、91万7,124円に訂正をよろしくお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。おわびして訂正といたします。

日程第11 議案第47号 専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 続けて行います。

日程第11、議案第47号「専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 議案第47号について説明をいたします。

議案第47号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月2日。山都町長。

提案理由です。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号について、年度内に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので、専決処分を行った。これがこの議案を提出する理由である。

専決処分の内容。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号。

専決処分年月日。平成28年3月31日です。

今回の補正は、工事請負費の減額に関連する地方債の補正が主であります。

歳出のほうで説明いたしますので、5ページのほうをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目簡易水道整備事業費。補正前の額 1 億5,023万9,000円。補正額 10万円の減。補正後の額 1 億5,013万9,000円としております。これは15節工事請負費において、簡易水道施設整備事業費の減額に関連する特定財源、これは地方債になります、の減額によるものであります。

2 ページをお願いします。

第 2 表 地方債の補正。

起債の目的。簡易水道事業債。

補正前の限度額8,810万円。補正後の限度額8,800万円としております。

表紙の裏をお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億2,572万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成28年度 3 月31日専決。山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第 4 号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第48号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第48号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○**税務住民課長（田中耕治君）** それでは、議案第48号について御説明いたします。

議案第48号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、山都町税条例の一部改正について。

平成28年6月2日提出。山都町長。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。地方自治法179条第1項の規定により、山都町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。山都町長です。

条文はかなり長うございますので、お配りしております資料の中ほどから先のほうに貸借対照表がございます。これをごらんいただきたいと思います。

（「新旧対照表」と呼ぶ者あり）

済みません、新旧対照表です。失礼しました。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも、原則として平成28年4月1日から施行されました。これに伴いまして山都町税条例等の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

それでは、今回の主な改正点について御説明いたします。

下線が引いてある部分が改正部分になります。

本条例は1条、2条、3条と大きく三つの部分から成っておる部分であります。

第1条によるものでは、ごらんいただきまして、18条においては行政不服審査法の施行によります不服申し立てを審査請求に改めたこと。19条及び43条から50条おきましては、修正申告の提出または納付税額の増額、変更等があった場合における納期限後の納付、または課税額変更、申告納付及び不足税額の納付等に係ります延滞金等の計算の基準日等について改正が行われたものであります。

ページがちょっと飛びますけれども、34条の部分におきましては、法人税の税率が、法人町民税の税率を現行の9.7%から6%に改正するものであります。

続きまして80条から91条まで、及び後ろのほうの附則の15条と16条の部分につきましては、現行の軽自動車税を種別割というふうな名称変更すること、また、環境性能による税の減免について、一定の環境性能を有する軽自動車の特例措置について、法の改正に合わせまして、特例措置の規定をするものであります。

附則の10条につきましては、固定資産税等の課税標準特例に関するもので、再生可能エネルギー発電施設に関する特例の割合を定めたものであります。

続いて、第2条部分になります。

26ページになります。第2条によります改正は、平成26年度山都町条例第7号の附則第6条の改正になります。軽自動車税を種別割に名称変更することなど、本則の改正に伴って附則を改正するものであります。

最後、第3条の部分ですが、これは29ページからになります。

これは、平成27年山都町条例第19号の附則の第5条、町たばこ税に関する経過措置に係るものであります。しんせい、エコー、わかばといった紙巻たばこの3級品につきましては、平成28年度から3カ年をかけまして特例税率が縮減なり廃止がなされてまいります。その法改正に合わせまして条項等の整理を行ったものであります。

そのほかにつきましては、法律改正による条項の整理等を行っております。

なお、この条例は、原則として平成28年4月1日施行ですが、施行期日がそれぞれ条文等によって異なっております。4月1日以外のものにつきましては各条文ごとに施行期日が定められているところであります。

以上で専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第49号 専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第49号「専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、議案第49号について説明をいたします。

議案第49号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について。
平成28年6月2日提出。山都町長。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、専決処分書。地方自治法179条第1項の規定により、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。山都町長、工藤秀一。

このことにつきましては、3月議会で行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、一括して提案を承認いただいているところです。

その中の附則の部分にありました山都町の固定資産評価審査委員会条例に関するものの変更でございます。

行政不服審査法の平成28年4月1日施行に伴いまして、固定資産台帳に登録された価格に対します審査請求に関する要件を整備したものであります。

不服審査の申し出について、現行の条例では、行政不服審査法の施行日後における固定資産台帳への登録となっていたものを、登録及び修正登録を行った後に公示を行った場合、また修正登録の場合に納税義務者へ通知を行ったものについて、今後、28年4月1日以降は適用し、行政不服審査法の施行日以前に公示等がされていたものにつきましては、従前の例ということで、不服申し立てによる取り扱いをしていくというふうに条例の整理をしたところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第50号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第50号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 御説明申し上げます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日に公布されることに伴いまして、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、また、平成28年4月1日から施行する必要があったため、専決処分を行ったものでございます。

議案第50号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

平成28年6月2日提出。山都町長。

次のページをごらんください。

専決第6号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。山都町長。

次のページをごらんください。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日。山都町長。

山都町条例第14号。山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

山都町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、次のページの新旧対照表で御説明申し上げます。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。左の欄が現行で、右の欄が改正後案となっております。下線のところが改正するところでございます。

まず、第2条2項は、基礎課税額に係る課税限度額を52万から54万に引き上げます。

第23条3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に引き上げます。

次に、国民健康保険税の減額でございます。

第23条は、今、御説明申し上げたところの額の改正でございます。

次のページをごらんください。

第23条2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額47万を48万に引き上げます。

（自席より発言する者あり）

通り過ぎました。済みません。ちょっと通り過ぎました。失礼しました。

訂正いたします。

第23条2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の乗ずべき金額26万円を26万5,000円に

引き上げます。

濟いませぬ、次のページでございます。

第23条3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額47万円を48万円に引き上げます。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 説明、いろいろ数字を書いてあつて、説明わかつたようでわからないわけですが、要は、かいつまんで言えば、どの層に税が負担が重くなつて、どこかの層が、結局、負担が軽くなったということだろうと思ひますが、そういうふうなことで説明をお願ひしたい。割り振りはどういふふうにして、割る計算されたのか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

今回の限度額の改正につきましては、高額所得者の方の限度額を52万円から2万円アップの54万に引き上げるといふことでございます。

なおまた、低所得者の方の軽減、判定の基準を、今回、先ほど説明したとおり減額といふこととする改正でございます。これは、中間所得層の被保険者の負担を配慮して、国民健康保険税の見直しが可能となるように、平準化するといふことで改正されたものでございます。高額所得の人にはもう少し限度額を引き上げて上げる、低所得者の方には軽減枠を広げてもう少し軽減をしようといふ改正内容でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 多分、上級法が変わつて、ここの町の条例も変えなければならないといふことで変わつてきたものと思ひます。税法上でございます。

ついででございます。収入は、歳入は、順調にいっているのかお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

平成28年度の国民健康保険税特別会計の予算編成に当たりましては、昨年度、随分、課内のほうで検討いたしました。その結果、26年度におきまして、国民健康保険税、大幅に増額いたしましたけれども、昨年度は税額変更なしといふことと、なおまた、28年度は同じく税額変更なしといふことで、予算編成させていただきました。

その内容といたしましては、まず特別会計でございますので、歳出を見込んで、それに伴う歳入、これを試算いたします。その中で、特に大きいのが医療費でございます。対前年度比が1%

あたりの伸びで歳出を見込んでおります。その結果、歳入に伴いまして、27年度の保険税相当額を見込んで十分対応できるということで、28年度当初予算で、3月議会で可決いただきました、32億4,313万5,000円ということで予算化されております。医療費のほうは、実質、今現在、27年の決算が6月1日に出ております。医療費1%で予算見込んだところでございますけれども、実質は0.7%の増と、若干医療費は伸びておりますけれども、0.7%ぐらいという伸び幅でございます。

なお、先ほど、税法改正に伴って、うちの国民健康保険税の限度額あたりを御説明申し上げましたけれども、その中で、今回、金額的にも若干、保険税の収入が上がっております。まず、課税限度額を2万円引き上げたことによりまして、実質404万8,062円の増でございます。なおかつ、5割・2割軽減世帯を軽減した結果、98万28円の減になります。トータルで、本年度306万6,600円の保険税の増となっておりますので、本年度の税制改正、町の税率変更をしなくても、予算以上に確保できるということでございます。あと、医療費適正化あたりを本年度も進めまして、十分な国保財政運営が担えるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 質疑ではございませんが、条例の議案を提案されるときに、附則の部分のところも読んでもらわんと、いつから施行して、どうなるかがわかりません。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） ただいま赤星議員がおっしゃったとおりでございます。今後、提案する場合は附則まで、最後まで報告させていただきます。以後、気をつけます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第51号 専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第51号「専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第51号について説明いたします。

議案第51号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月2日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年度一般会計補正予算（第1号）について、熊本地震に伴う災害復旧事業等を実施するため早急に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので、専決処分を行った。これがこの議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容。

平成28年度一般会計補正予算（第1号）。

2、専決処分年月日。平成28年4月27日です。

それでは、補正予算書をごらんいただきたいと思います。

歳出から説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

3款1項9目の老人ホーム運営費でございます。今回の熊本地震に伴いまして、老人ホームも甚大な被災を被ったところでございます。これの応急修繕、応急工事費ということで、今回850万円の補正額を計上いたしました。50万の修繕費につきましては、ガス管や水道管の破損、それからエアコン等についての部品交換を見込んでおるところでございます。

13節の委託料につきましては、建物本体の調査設計委託料ということになります。

15節の工事請負費でございますが、これは、屋根ですとか貯水タンクが破損いたしましたので、この分の応急修繕ということで工事費を500万計上したところでございます。

4款1項3目の環境衛生費は、環境水道特別会計への操出金ということになっております。

9ページです。

5款1項9目の農業土木管理費でございます。こちらは鶴ケ田の第1でございますけれども、畑地かんがい用水施設の配水管に水漏れが生じておりまして、この修繕工事ということで30万円の計上を行ったところでございます。

6款1項4目の観光施設費でございます。調査設計委託料ということで1,800万を計上いたしました。これは通潤山荘、そよ風パーク、清和の文楽館という施設が被災をいたしておりますので、これにつきましてはの復旧に係ります設計委託料というものを計上いたしております。

15節の工事請負費は、そよ風パークと天文台の応急修繕工事費を1,300万円計上したところでございます。

続く7款3項3目の災害関連防災崖崩れ対策事業というものでございます。こちらには800万円の、今回、測量設計委託料を編成したところでございますけれども、これにつきましては、崖

地の崩壊等が発生している箇所につきまして、崖崩れ防止工事を行う際に、崖地の高さが5メートル以上ですとか、人家が2戸以上に被害を及ぼすと認められるものにつきましては、国庫補助の採択要件に見合うということで、国庫補助は事業の2分の1になりますけれども、この事業に該当するかどうかの測量設計委託料を800万円今回計上をいたしておるところでございます。

続く10ページでございます。

9款5項2目の体育施設費です。町営中央体育館、それから朝日体育館等の補修に係るものということで、300万円の応急修繕料を計上いたしておるところでございます。

それから、13節の委託料につきましては、社会体育施設の危険度診断業務、それから中央体育館の補修工事に係る調査設計委託料ということで、450万を計上いたしておるところでございます。

10款1項1目の現年度農業施設災害復旧費でございます。

600万円の補正額を計上いたしております。

15節の工事請負費につきましては、白小野地内の農道応急工事に係るものでございます。300万円の災害復旧費を計上いたしました。これについての補助金が270万円ということになります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、同じく300万円を計上いたしておりますけれども、これは災害復旧事業費の採択要件に満たない農地等の小災害復旧費事業補助金ということで、30カ所見込んでの計上ということにいたしております。

続く3目の現年度林業施設災害復旧費でございます。550万円を計上いたしました。

14節では重機借上料ということでございまして、菊池人吉線ですとか矢部水越線等5路線の林道につきまして落石や崩土が発生しております。この除去等に係る重機借上料でございます。

15節の工事請負費は250万円です。菊池人吉線、それから高畑下山線等の応急工事に係るものでございます。

続く11ページです。

10款2項1目の現年度公共土木施設災害復旧費は、1億5,110万円を計上いたしました。災害復旧費に1億円計上いたしておりますけれども、この時点では76件——道路が74件で河川が2件ということで計上いたしてるところでございます。

土地購入費につきましては、白小野鶴越線のものというふうになっております。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお開きください。

それぞれ災害復旧に係ります特定財源でございます。6ページの一番下の繰入金でございますけれども、財政調整繰入金をこの1号補正予算では1億1,085万5,000円を繰入金ということで計上いたしましたものでございます。

ページ戻りまして3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。先ほど御説明いたしました町債を、起債の目的ごとの追加補正ということになります。11ページで説明をいたしました現年度公共土木施設災害復旧事業に係る起債4,080万円を計上したところでございます。

続きまして、表紙の次のページをお願いいたします。

平成28年度山都町一般会計補正予算。

平成28年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,000万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年4月27日専決。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第51号の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 震災で敏速な行動をとられたということでは感心しておりますが、このお金は現在どうなっているのかまずお尋ねしたい。この補正予算を急いで専決で組まれたが、そのお金はどうされているのかということです。わかりましたか、質問の意味が。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 説明事項のところに、今回、応急という文字をかなり使っておりますけども、これにつきましては読んで字のごとでございます。緊急に手当をしなくちゃいけない事業費ということで、それぞれの費目におきまして所管の課のほうで対応をしているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 4月27日に専決されております。それから1カ月半ぐらいになる。ならば、この2億何千万のお金がそれなりに使われていなければ何にもならないということです。わざわざ専決する必要はなかったはずで。専決をしたならばしたなりに、お金を執行しなければ何にもならないということが私の言い分です。わかりますか。きのう一般質問で、益城のお風呂の中での話をしながらしましたが、全くここも同じことではないかということで質問してるわけです。

町長、どういうことかしっかり答えてください。3遍しかなかつとだけん、あと1回しか俺は言われんとだけん。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 委託料とか工事請負費とか、これがわかりやすいんで、それから話しますと、まず自分たちが先に調査をやって、これは委託料で実施設計だとか調査をやらなければならないというのは、それは粛々と発注をやるということで、発注をやっている。そしてまた、

その次に工事請負費の準備ができた分については、工事請負費に発注をしているということでありまして、私が決裁している中では粛々とそれは進んでいるというふうに考えております。

個別の金額だとか件数については、私は一々把握を今しておりませんので、今、答えることができません。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 補正を組んで、そのことは何にも言いませんが、組んだ以上は敏速に執行して、町民の人たちが安心できるようなことをすべきだろうと思います。杓子定規に、何ですか、設計委託料ということですが、設計委託しなくても見積もりなり何なりで急々に対応すべきところは、すべきではないかと思います。

予算を組んだお金が執行されずに、全部会計課か何かにあるということであれば、それは何のために専決処分したのか。そういうことで質問をしております。みんなが汲々で、いらいらしているわけでございます。

だから、これが執行、今言われたように設計委託料をして、それから入札してということになれば半年先、1年先になるかもしれませんよ。また、明許繰越というのにもなっていくかもしれません。そういうことでは、町民のための政治というのはいけないのではないかと思います。全ては住民のためということは言うだけのことではないかという感じになってきます。

そういうことで、予算を組まれたことは早目に早急に執行していただくようお願いしたい。国・県の仕事もどンドンどンドン出ていっておりますので、町がお願いしたいと言ったって、今度は受けるほうが請け負いきれないという事態になるかもしれませんよ。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 重機借り上げなんかは、落石があったところ等々を中心に、落石の小割り、そして撤去、そして道路の上部にある転石が立木にかかっているもの、これあたりはある程度対応しているはずであります。これが6月の議会を通してやっていけば、あした通ればあしたから委託をして工事発注をしなければならないということでありまして、それは十分おわかりいただいているというふうに思います。

ただ、応急本工事として出してるのが、多分、今、20件近くは出してると思います、工事請負費で。これも測量をやって、そしてまた、国の補助事業を受けるためにはそれなりの設計をやって、ある程度の打ち合わせもやりながら、そして工事を進めるということが必要であるということもあります。今回の場合は、それをある程度町に委ねて、やっていいよということではありますが、それは見積もりをとって、発注をやって、それが過大であったり、要するに、その単価の根拠、そしてその施工内容について後で単費を課さなければならないなんてことになれば、それは相なりませんので、必要最小限度の設計というか、基本的な設計をやはりやる必要があると。単独費を後で積まなければならないということは、私は避けなければならないと思っておりますので、本当に、応急本工事としてやるべきやつについてはもうほとんど発注済みだということで御理解をいただきたいと思ひますし、それはこの6月の定例にかけておったんでは、7月中でも発

注は難しかったかもしれませんが。やはりその辺は御理解をいただきたい。5月中、6月の初めになったかもしれませんが。その辺の発注で、先にさせていただきました。専決処分をして、その辺は事業の進行をやったところであります。まだ残額はありますけれども、当初、発災後、ほんとに急いで見て回って、つかみで出した金額もございます。そういう中での専決処分でありますので、100%、今、発注済みだということはありませんが、その辺は御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 事後処理といいますか、非常に、工事を今回の場合はどうしても早くせないかなという部分で対応していただいたことは非常によかったと思っておりますが、私はこの歳入の部分でかなり国・県の支出金合わせて、これは災害復旧国庫負担金でありますし、繰り入れにつきましては、財調の繰り入れを取り崩すということで、また一方では、町債を、災害事業復旧債を4,800、合計2億3,000万ですが、要はその時点で国庫支出金、つまり国・県の支出金の災害復旧費、この負担というものが本来は、恐らく見越しだろうと思いますが、この部分についてどのように変化をしていくのかなと、余裕が出てくるのかなと、その見通しはどうだろうかということ、恐らくは最後に国・県の災害復旧の負担ということが決まりましたときには、これは軽減されるだろうと見越しはありますので、そういった分の見通しがあって、そういったことになれば、よくなれば財調も少しでも減額できるし、起債を発行もしなくてもよいと、減額してもよいということでありますので、その見通しというものと、この歳入の部分について、もう少し詳しく説明をしていただければいいんじゃないかなと思います。

恐らく、次の部分の一般会計についても言われることと思っておりますがですね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 財源につきましては、全く、今、稲葉議員おっしゃったとおりでございます。今回の災害につきましては激甚災害の指定が行われましたので、かなりのかさ上げというのは期待はもちろんするところでございますけれども、まだ補助率の決定は、負担の決定は見ておりませんので、その決定を見ながら財源調整を行っていきたいということでございます。

ほとんど今回は定率に近いような形で計上いたしておるところでございます。これが大体できますれば、もう早目に、起債の関係等もございまして、直近の補正予算等で調整をしていくと。そうなれば、国県支出金が増額になりまして、そして地方債を減らしていく。また、おっしゃったように財調も繰り戻すというような形をしていければなというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 一つ教えてください。

浜美荘の件なんですけども、応急修繕費とかいろいろこれに委託料あたりが850万ですか、出ておりますけども、これは、エレベーターあたりも損傷しとるという話も聞いとりますし、そのあたりも含まれとるとは思いますが、地割れあたりもこれは含まれとるとのか、また、地割れに対

してはどういう処置をされるのかですね。私あたり考えても、専門的なことはわかりませんので、どういふことでどういふ処置をされるか、その辺を教えてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 浜美荘については、大きな被害がエレベーターホール、それから旧館のほうに増設した大広間の旧館とのジョイント部分、それから屋上にあつては配水タンク、それから配水タンクが壊れたり、その上のやつが、地震によつてもありますけども、防水シートがかなりやられてまして、その防水工事もやらなければならない。それから、煙突が今は使つてませんけど、高いやつがございます。これもひび割れて、今後の余震によつて倒れる可能性があるということで、これも撤去しようということで。それから、今、議員がおつしゃつたように、外構のほうの道路のほうの地割れがありますし、ブロックのほうの亀裂もあります。それを総合して工事発注をやらなければならないわけですが、今回の場合は応急部分ということで、全額を上げてるものではありません。総務課長が説明したのは、当初のときの計画でありますけども、その後、専門家の国交省の専門官だとか設計担当、何人か見ていただきまして、いろいろな見解がありますんで、まずは急ぐところからやろうということで、エレベーターホールをまずはやろうと。そしてエレベーターの修正、ふぐあいのところがありますんで、エレベーターのふぐあいの分と、エレベーターホールのところは、ちょうど新館と旧館とのエキスパンジョイントがきておりますんで、そこをやり直さないとエレベーター自体が使えないということがあります。何でエレベーターホールが優先するかちゅうと、2階の部分が使えないという、居室がですね、足の悪い方とかいらつしゃいますんで、そこを居室をしっかり使えるようにするということで、エレベーターホール。それで大体、工事費が500万ほど組んでありますんで、そのエレベーターのふぐあいの部分と、エレベーターホール付近の修繕工事で大体500万程いくということで、まずはそれに今着手をしているということであります。

地割れの部分については、これは道路の災害復旧工事と一緒に、そのクラックの深さ、幅、これによつて、大体復旧方法決まっています。そういうことで、修正をかけていこうというふうに考えておりますし、準じていこうというふうに考えておりますし、ブロック構造物の干割れについては、下の根の部分掘って、どういふぐあいになつてくるかということも考えて、とにかく少し割つてやらなければならないか、そのままセメント系の補填材でいけるのか、その辺は少し研究しながらやろうと思つています。そう難しい工事にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は発言しない約束でございましたが。ちょっと執行部のほうにお願いをしときますがね、この2億3,000万は全部応急対策ですね。だったら応急対策ということの概念、定義をきちつとやっぱり説明する必要があると。これはあくまでも緊急避難的なことですね。ですから、私は非常に危険なところにおつて実感してるんですが、素早く1週間内にあの陸の孤

島を解消してもらった。もちろん、その後の危険はずっと続いておりますけどもね。これは私はこの緊急対策、緊急避難的な応急処置で十分対応できた。

今度の災害で、国と地方との関係でちょっと論議になっておるのは、地方の裁量権をどこまで見るかということ。あくまでも現場を知っている地方自治体に可能な限り権限を与えろと。これは財政措置だけじゃなくて、いろんな縛りがありますから。そういうところを今度のこの2億3,000は象徴しとるといふふうに思います。

今後、やっぱり説明する、これは私たちに説明するという事は、町民の皆さんに説明することですから。この応急措置ということで2億3,000万も使って、いつまでも着工してないんじゃないだろうかと。これは、これまでの町の契約状況がそういうところが非常に多かった。早く契約しとるけれども、実際、工事屋さんがやってるのは、これは請負業者にも問題があるんですが、年を越してからやるみたいところが、これまで大変ありましたね。事業を抱え過ぎておって、しかし仕事はどれでもとる。町のことだから甘えて、年度ぎりぎりに完工する、あるいは以前はこれをオーバーすることもあったんですよ。そういうのが我々のほうにはトラウマとしてあるんです。だから、この2億3,000万というのは、実際すぐ使われてるんだらうかという疑問が起きてくるのは、私はむべなるかなというふうに思いますから。

これは、あくまでも緊急避難。緊急避難というのは、第三者的な外部要因を阻却するんですよ。これだけで突っ走れるんです。だから、それならば一日も早く、目的は、応急処置はやってもらう。ということですから、そういうような説明をぜひしてほしいと、意見を申し上げておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 申し忘れたこともありますんで、ちょっと言わせていただきますが、土木7款で言えば、応急工事というのは道路への落石が非常に多いのが今回の特徴でございました。これをすばやく撤去をするということがあります。それから木の、道路の上に落石がひっかかっとなって、これをそのままにしておけば、下をどんなに開通させても危ないということは、その上の落石もとりました。それからもう一つ、今は応急工事でありますけども、応急本工事というのもやりました。青石地区というのが、青石集落というのがございますけど、ここがもう陸の孤島でございました。ここについてはもう即入るんだということで、測量をすぐかけまして、それから本工事も先にやらせていただきまして復旧を済ませております。一応、その測量を発注するというのは、本当に人的な、要するに、人が足りないという部分と、知恵をかりるという分が二つございます。この委託料の性質としてはそういうことがあります。今回、応急というのは、人が足りないという分で、それを外部委託すると。その分は委託料として計上しているということもあわせて説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 濟いません、ちょっとお昼前で気が引けますが、一つだけ教えてください。

農地等小災害復旧事業補助金ということで300万円組まれています。この事業は恐らく、本工

事前の応急的な工事だったり、それから田植えに間に合わんからというような感じで出されていると思いますが、その執行の要件ですね。例えば、農業関係の補助金の場合は、必ず2戸以上でないと出ないというようなことになっていましたが、今回の場合は災害ということで、1戸であってもある程度出したのか。恐らく40万円以下の災害について適用された分だと思いますが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

先ほどの続きにもなりますけれども、今回、農地等の災害復旧事業ということで、二百数十件の申し出があつておることを申し上げました。ただ、今、藤原議員からありましたように、この国の補助事業を使う場合に、御承知のとおり40万以下の工事については該当しないというものでございます。

それから、全員協議会で申し上げましたが、今回の地震の災害によります部分については、落石が非常に多い。この落石が、農道または水路に落ちた場合、当然、2戸以上の共同利用でございしますが、落石を砕く、そして移動できるようにするというので、業者の方が持っていらっしゃいます機器を借らないとどうしてもできないということで、申し出があつて、地震が16日に本震がありました、その後すぐそういう取り扱いができないかということをお内部協議いたしました、すぐ見積書を業者のほうからとっていた、そして応急工事をしてた。そして、最終的に請求書等、領収書等を出していただければ、機械の利用等については、半分、町が見ますということで対応しておるところでございます。

また、応急工事につきましては、先ほど町長からもありましたように、特に急ぎの農道、水路につきましては、この農災の中でも応急本工事ということでした分もでございます。例を申し上げますと、矢部の開パ地区等については、4月16日以降、県、農政局等と十分話をしながら、農政局の担当がこちらのほうに参りまして、現場を見て、110カ所につきましては、応急本工事です事業をすぐさま行い、7月の頭に災害の査定等を机上で行うことに現在しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

（「手を挙げよらしたい。答弁させにゃん。指名しなはり」と呼ぶ者あり）

答弁しますか。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 先ほど田上議員がおっしゃられたこととございますけれども、建設課関係の予算ではもう全て発注しております。その中で一番大きく目を引くのは工事請負費なんですけれども、先ほど町長が言われたように、青石線を含めて、現在の執行、もう発注して、また契約を今からするところが、もう9,800万超えております。もう残り少なくて、今、設計で積み上げてしておりますが、ちょっと出せない状態でございますので、今度、補正に上げますけ

れども、それがないと発注できないというような状態になっておりますので、一応御報告を申し上げたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時06分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第52号 専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 議案第52号「専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 議案第52号について説明いたします。

議案第52号、専決処分。専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求める。

平成28年6月2日。山都町長。

提案理由。平成28年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、熊本地震に伴う災害復旧事業等を実施するため、早急に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので、専決処分を行った。これが議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容。平成28年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

2、専決処分年月日。平成28年4月27日。

今回の補正においては、熊本地震による水道施設の応急修繕、それから給水対策等に要した費

用の増額をお願いするものであります。

歳出のほうから説明いたしますので、6ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額1億1,949万7,000円、補正額660万円、補正後の額1億2,609万7,000円としております。

11節需用費360万円。これは地震発生後に発生した施設の応急、それから仮復旧含めての修繕費です。

次に、13節委託料100万円。これは地震発生後の濁り水の対策として、各施設の配水池の清掃の業務を委託したものでございます。

それから、14節使用料及び賃借料70万円。これは車両借上料と書いておりますけれども、断水時の給水用の車両、それから何地区かで停電とか発生したんですけれども、その発電機等の機材のリース代として執行したものでございます。

それから、16節原材料費130万円。工事材料費です。これは漏水対策に調達しました資材、それから給水用のタンクを購入したものでございます。

5ページをお願いします。

歳入ですが、今回の補正予算における財源は、一般会計からの繰入金を充当しております。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金。補正前の額1億6,307万2,000円。補正額660万円。補正後の額1億6,967万2,000円になります。

表紙の次のページをお願いします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,689万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年4月27日専決。山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 同じようなことです。多分、水道工事は終わって、全戸給水ができているものと思います。どうか、その確認です。

それから、関連になりますが、水道関係ですが、震災で簡易水道が、水がいっぱい汚れて、濁って、使いものにならなくなりました。それは地下水の関係だろうと思いますが、やはり地震の関係で、山都町中にそういうことがいっぱい起きているのかどうか。結局、ボーリングをして下

から揚げた水はどこでもそう濁ったのか、地下水が濁ったのかということをお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。

まず、断水が解消しましたのが4月24日です。それから、濁り水が解消したのが5月2日です。この濁り水の解消については、町内25地区で水質検査を実施して、それが全部終わったのが5月2日ということで、5月2日を終息というふうに判断したところです。

それから、濁り水の原因につきましては、議員がおっしゃられるように、今回の地震で、地下の変動で原水が濁った、それから余震が長く続いたということで、なかなか落ちつくまでに時間がかかったということで、それが一番の要因だと思っております。

以上です。

（「町中」と呼ぶ者あり）

そうですね。町内の町で管理運営しています水道が浄水の1地区と簡易水道18地区ありますけれども、合計の給水戸数は4,800戸です。その中で一番ピーク時が約4,000戸で断水、それから濁り水が発生しております。実に75%のエリアで発生しているという状況でした。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません、直接、今の専決問題ではないんですが、今の断水とそれから濁り水等で、かなり各地から応援給水をいただいたというふうに思っています。他県からたくさんの方が入ってきていました。そして、ステンレスと言うんですが、ピカピカの本当に水専用の車、ああいうのがあると思うんですが、これは本町では持ち合わせがないんじゃないかというふうに思っていますが、ああいうの今後の防災対策というか、どちらの課になるかわかりませんが、そういったことについてはどういう見解をお持ちか、よければお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。

あのピカピカのタンクの給水車は、岡山県の吉備町から応援に来ていただいたものです。ちょっとお聞きしたところ、数千万の車だということを知りました。それを、今回の被害はこれだけの広いエリアで発生するということは全く想定外でしたし、これまで給水とか断水は、例えば1水路、1簡易水道地区とか、ある程度地区が限定されたものであったということで、全域で今後発生することを想定して、あの規模の給水車を町で準備しておくというのは、コスト的にちょっとどうかなどは思っておりますけれども、将来的には検討していくべきものかなと。

その程度のお答えしか、きょうはできませんけれども、よろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第17 議案第53号 山都町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第17、議案第53号「山都町職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第53号について説明をいたします。

議案第53号、山都町職員の退職管理に関する条例の制定について。

山都町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年6月2日提出。山都町長。

提案理由です。地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理について、本条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして条例文でございます。

山都町職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成年月日。山都町長でございます。

中身について説明をいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が今年4月1日から施行されました。この法律により改正後の地方公務員法では地方公務員の退職管理の適正を確保するために、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

この改正後の地方公務員法では、営利企業等に再就職した元職員に対して、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止することについて、それから、再就職した元職員に対して再就職情報の届け出を義務づけることについて、それぞれ条例で定めることができるとされております。

今回の地方公務員法の改正趣旨であります退職管理適正の確保に照らしまして、また、在職時の職務に関連して一定の影響力を有します再就職者がその影響力を行使することによって、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることなどから、さきに申し上げました働きかけの規制及び再就職情報の届け出の義務について、退職管理の円滑な実施を図るために条例で定める必要があると判断をいたしましたところから、新たに条例を制定することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

（自席より発言する者あり）

○総務課長（坂口広範君） そうですね。私がですね……。

○議長（中村一喜男君） ちょっと待ってください。説明。

○総務課長（坂口広範君） 説明、途中だったので済みません。私が今、もし仮に退職したとしますと、退職後2年間につきましては、退職前5年間の職務に属する、まあ契約事務等ですね、そういった事務上のことについて、現職の職員に対していろいろ、これをしなさいとか、するなとかいうような働きかけの行為を要求したり依頼をしてはならんよということになっております。ですから、管理職職員であった者ということで、済みません、これは全職員ですね。そういった再就職する人は、町と関連あるそういったところに再就職した場合に、退職2年間はそういう規制がありますよと。ですから、退職前の5年間の職務が非常に大きく関係してくるというものでございます。

ちょっと具体的な例というのは思いつきませけれども、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは、議員倫理条例とも絡んできますけどもね。議員が直前まで役場職員だった、そして議員になった。これ、議員の立場になればフリーなんですね。それとこの規定がバッティングしてきます。その運用はどうなのか、運用例あたりが内かんか何か示されておりますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 営利企業、そういった以外の法人ですので、国や地方公共団体になりますけれども、そういった団体といたしますか、そういった組織ですとか、その他の団体、これは社団法人ですとか、財団法人等を言うと思いますけれども、そういう団体の、地位についた場合ということですので、顧問ですとか評議員ですとか、そういう役職につかれた場合ということ。それは済みません、届け出の件ですけれども。働きかけについては、先ほど言いましたようなことで、運用面については、今、中村町議がおっしゃったようなことまでは、私も把握はしていません。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私が聞いているのは後のほうなんです。いわゆる天下り禁止ですね。これは高級官僚がいつもやっていることで、いつも問題になる。そうじゃなくて、直前まで職員だった人間が、あるいは坂口課長がこの次の選挙に出て当選してくる。その立場から、かつての部下だった職員にああしろこうしろと、これは議員の立場だから当然言えますね。そうすると、この管理規定が非常に骨抜きになってしまうということなんですよ。いや、これは、あくまでも人間のモラルの問題だから、そういうことも考えながら、今後の運用の中で我々も一緒に考えていきましょう。もう答えは要りません。そういうこともあり得るということです、この規定から

いくとですね。

○議長（中村一喜男君） 答えますか。総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 職員が退職をしてということで、そういう再就職先があつて、その間で締結される事務等の関係において、それまで関係していた職務上の行為をしちやならんよということで、それをつけ加えさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「山都町職員の退職管理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第54号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第18、議案第54号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第54号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、歳出から説明をいたします。

12ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、人件費の補正を行っております。これは、当初予算編成後の人事異動に伴います補正でございますので、人件費の説明については省略させていただきますことを御了承いただきたいと思いますと思っております。

14ページをお願いいたします。

2款1項12目の地域振興費です。820万円の補正を行います。コミュニティ助成事業補助金です。これは宝くじの社会貢献広報事業というものでございます。今回の該当は中島東部自治振興会の太鼓、それから音響機器ですね。それから仏原区の仏原太鼓の張りかえ、修復、新調、そういったもの。それと三つ目が福良公民館、福良コミュニティセンターの新築に対します助成金、補助金が交付されると。この3件が採択となったものでございます。

それぞれ中島東部地区が250万、仏原が250万、福良公民館が320万、計の820万になるものでございます。

続く16目地籍調査費です。1,536万7,000円です。

特定財源の国県支出金は、国が50%、県が25%でございます。

委託料に2,049万円を計上いたしておるところでございます。平成28年度の地籍調査事業の割り当て事業料の内々示がございまして、これで当初事業費が2億8,463万円であったものが、今回、3億512万円ということになります。これは補助対象事業ベースでの金額でございます。

続きまして、20ページでございます。

19ページからの流れで、老人ホーム運営費の15節の工事請負費です。施設修繕工事費ということでございます。建物本体の復旧工事とエレベーターの復旧工事、これらを概算で挙げているところでございます。1号の補正予算で、500万円の工事費ということで説明をいたしたところでございますけれども、これと合わせて大体合計で5,000万円程度必要であるということから、今回不足額の4,471万6,000円を計上したものでございます。これにつきましては、補助金がございますので、その補助金を今回計上いたしました。一般財源が三角の664万円になっておりますのは、1号補正時に補助金を計上しておりませんでしたので、今回、この部分で一般財源が三角になっておるところでございます。

3款2項1目の児童福祉総務費です。319万9,000円の補正を行っております。特定財源の232万5,000円は4分の3の国庫補助を充当いたしております。これは、国の補正予算におきまして、保育所等における業務効率化推進事業としまして、保育所等におけるICT化、これの推進を図るための事業が創設されたということでございます。いわゆるコンピューターですとか、インターネット技術を使った情報通信の業務のことでございます。従来は、紙で管理をしておりました園児に関します記録、これをパソコン等で簡単に作成・保管・出力することが、これによってできるようになるというものでございます。保育士が保育により集中することができるというようなことから、こういった事業が設けられたものでございます。310万円の補助金を計上いたしております。これは、みたけ保育園、明光保育園、さくらんぼ愛園の3園につきまして、それぞれ計上するものでございます。

続きまして、21ページです。

3款3項災害救助費です。1,610万円の災害見舞金を今回計上いたしております。

これは、山都町の罹災者見舞金支給実施要綱に基づきまして支給をするものでございます。全壊が20万円以内、半壊が10万円以内、それから畜舎がこの2分の1以内、こういった基準によって、罹災証明に基づき支給を行うということにいたしております。

予算編成作成時に、罹災申請の受け付け、もしくは調査をした件数に基づきまして、計上をしてるところでございます。約120件程度、この時点で捕捉をしておりましたので、これに基づきまして、見舞金の補正予算を編成したというものでございます。

4款1項1目の保健総務費は2万5,000円という県補助金ですけれども、地域自殺対策強化交付金というものでございます。それに係る8節に報償費を計上いたしております。

22ページの3目環境衛生費19節の小規模水道施設整備事業補助金です。老朽化に伴います配水管等の改修ですとか、今回の地震により被災した貯水槽ですとか配水池の整備5カ所につきまし

て、整備費の2分の1を補助するものでございます。192万5,000円を計上いたしました。

23ページの4目保健センター管理費です。

被災施設の修繕料ということで、これは、千寿苑の屋根、天井、壁が被災をいたしまして、この修繕料を計上いたしております。

委託料76万2,000円は、浄化槽が漏水をしておりますので、この調査を行うための委託料を計上したところでございます。

続く、4款2項の4目災害等廃棄物処理事業費でございます。

委託料に2,000万円、災害廃棄物処理委託料、それから工事請負費に6,480万円、被災家屋等解体工事費というものでございます。国県支出金の4,240万円は、2分の1の国補助があるものでございます。町が所有者の要請に基づきまして、被災家屋の解体・撤去ですとか、廃材の収集・運搬、こういった処理をした場合に、費用の9割を負担するというものでございます。5割は先ほど言いました国庫補助です。4割は特別交付税の措置があります。残り1割は町が負担をするということになりますので、被災者の負担はゼロということになります。

なお、市町村が認めれば個人で解体・撤去した家屋も対象になるという制度でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

5款1項3目の農政費です。1,043万1,000円の補正予算、補正額を組んでおります。経営体育成支援事業補助金938万6,000円です。これ新規就農者ですとか意欲のある経営体、こういった方々が経営規模の拡大ですとか、経営の多角化を図っていくために、必要な農業用機械ですとか、施設の整備に要する経費を支援するといったものでございます。融資主体補助型の事業ということで、事業費の30%を補助するというようになっております。残りは融資ですとか自己資金ということになります。全体事業費が3,129万円でございます。このうちの30%補助分を今回、町を通して補助金を流すということでございます。トラクターやハウス整備、5地区の10経営体が対象になっております。

それから、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金に104万5,000円です。これは新たな作物技術の導入により、収益力の向上を目指す取り組みを支援するというものでございます。1反につき5万円を支援するというもので、これにつきましては、2名の方の取り組みに対する補助を計上いたしております。

あけて26ページをお願いいたします。

5款2項の3目林業土木管理費です。245万円の林道修繕料です。これは、地震によりまして路肩や路面が損壊いたしましたので、こういった箇所に対します修繕ということで、菊池人吉線ほか4路線を計画をいたしております。

それから、続く使用料の48万円につきましては、落石防止除去等に伴いますバックホウ等の重機借上料ということでございます。御室観音線ほか2路線での計上ということにしております。

続く27ページをお願いします。

商工振興費の19節360万円を計上いたしております。店舗復旧事業の整備事業補助金ということで、今回被災しました店舗の補助につきまして、支援をするということを計上いたしたもので

ございます。これは、御案内かと思えますけれども、今回、国の経済産業省のほうで、中小企業向けの補助金が創設をされました。国が2分の1、県が4分の1という75%の補助になるものですけれども、これも要件的に非常に高いものがございますので、本事業の対象とならないような企業を救うための補助ということで、今回計上を行ったところでございます。

ちなみに、県におきましても、同じようにこの制度に乗らないようなものについて、補助金6月定例会に上程をなされてるところでございますので、今回、県とある程度そういった歩調も合わせながら、実施をしていきたいと。まだ、これにつきましては、先日説明会があったところでございますので、そこらあたりをにらみながら、適正な支出補助を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

7款2項2目の道路維持費です。2,000万円を町道の修繕料、それから400万円を重機借上料ということにいたしております。これも、修繕料は地震によります路肩や路面の修復、それから、重機借上げは落石防止除去等の重機借上料というものでございます。自然災害防止事業費の250万円は、長谷埋立線、これはバス路線になっておりますけれども、こちらの測量設計委託料ということで計上いたしました。

29ページの7款4項1目の公営住宅等管理費の1,422万9,000円につきましては、公営住宅の修繕料でございます。矢部地区の6団地、清和2団地、蘇陽2団地につきまして被災をした住宅の修繕料を今回計上いたしました。

6目の震災被災住宅応急修理費というものでございます。5,241万6,000円を計上いたしました。これも全員協議会等でも説明をいたしておりますけれども、当該災害によりまして、半壊または大規模半壊の住宅被害を受けた被災者、そのままでは住むことができない状態にあることが一つの要件になっております。ただし、応急修理を実施することで、全壊であっても居住が可能であれば、全壊でも対象になるというものでございます。半壊以上がこの修繕料の受ける要件ということでございまして、地震の被害と直接関係のある、当然それは修繕料が対象になりますけれども、1世帯当たりの限度額は57万6,000円ということになっております。これをこの時点で捕捉できました半壊以上の修繕料につきまして計上いたしましたところでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

これは、8款1項4目の災害対策費でございます。人件費、これは、この職員のここで全ての災害対応の時間外勤務手当を計上いたしました。1,669万4,000円という金額を計上いたしております。

それから、31ページをお願いいたします。

9款1項の3目教育振興費です。学校体育健康教育推進事業補助金というもので、30万円を今回計上いたしました。これは、10万円は県の補助金でございまして、その他の17万円といえますのは、県のPTA教育振興財団から10万円、それから学校保健会から7万円ということでございます。町の持ち出しは3万円ということになっております。防災教育研究の推進校に矢部小が指定を受けました。28年度の今年度、来年の29年度の2カ年間で災害に応じた避難行動等に必要な

知識ですとか、技術に関する研究ですとか、応急手当、そういったものを発達の段階に応じた防災教育の研究を行うものということで、2年間にわたって指定が行われたものでございます。

続く、32ページをお願いします。

9款2項の2目学校振興費です。報酬に143万円、共済費に21万6,000円を計上いたしております。中島小学校の複式学級、当初予算編成時には判明しておりませんでした児童数の減によりまして、当初の複式が1学級から2学級になりましたので、そのための対応ということで、教諭補助の報酬を計上いたしております。

続く34ページをお願いいたします。

9款4項6目の文化的景観事業費です。これは主に文化的景観サインの整備工事等々を上げておりますけれども、これは、当初予算のほうでは通潤橋に係るサインの整備計画ということを描画いたしておりましたけれども、御案内のとおり被災をしておりますので、このサインについては修復と歩調を合わせてその整備を行うようにしたいということで、今回は減額という措置をとったものでございます。

続く13目の通潤橋保存活用事業費でございます。

通潤橋保存修理に係る、これはソフト事業の分でございます。保存活用の検討委員会等々の謝金、それから旅費等、費用弁償等を組んでおります。

35ページに参りまして、10款1項現年度農業施設災害復旧費3,422万7,000円です。

その他は受益者負担金になります。729万円でございます。

農地122件、施設80件、計202件につきまして計上をいたしておるところですけれども、工事費につきましては、9月補正にて計上を予定いたしておるところでございます。今回は、測量設計委託料のみを計上いたしております。

それから、3目の現年度林業施設災害復旧費でございます。1億6,642万6,000円を計上いたしました。これは菊池人吉線ほか3路線の災害復旧費、測量設計費あたりも計上いたしております。

国県支出金の1億1,905万円は80%の補助率で算定をいたしたところでございます。

続く36ページの10款2項1目の現年度公共土木施設災害復旧費でございます。

これにつきましては、続く37ページの工事請負費3億円を計上いたしておりますけれども、道路が89件、河川が2件、計91件につきまして、所要の経費を計上いたしております。国県支出金のところの2億1,330万円につきましては、今回70%の補助率で算定をいたしておるところでございます。

37ページの10款3項の文教施設災害復旧費1目の公立学校施設災害復旧費でございます。3,760万円を計上いたしました。

耐震確認手数料として、まず30万円、それから工事請負費3,730万円でございますけれども、特に被災で大きかったのが、蘇陽小学校の体育館のつり天井でございます。これについては、撤去が望ましいということなんですけれど、まず耐震診断が必要と判断されるために、30万円、今回手数料として計上いたしたところでございます。

災害復旧費につきましては、今、申し上げました蘇陽小学校の体育館ほか9件、全部で10件の

災害復旧費を計上いたしております。2,486万6,000円は3分の2の補助を見込んで計上いたしたところでございます。

3目の重要文化財災害復旧費は1億3,382万3,000円です。通潤橋の、これは災害復旧費ということでございます。これも、全員協議会のほうで説明をいたしましたとおり、石管のめじ等、しっくいのかめかえ等々、または石管の補修等につきまして見積もった金額を計上いたしました。補助金の1億1,543万4,000円につきましては、重要文化財の災害復旧費補助金ということで、国が85%、県が5%、計90%を計上いたしております。

続く、38ページの4目の文化的景観災害復旧費でございます。これは通潤用水の上井手・御小屋の災害復旧費を計上いたしております。

それから、5目の保健体育施設災害復旧費でございます。2,093万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、下矢部西部体育館ほか3施設でございます。これは3分の2の補助を見込んでいるところでございます。

それから、39ページから41ページ、最終のページにつきましては、特別職や一般職の給与明細書になります。39ページが給与明細書、40と41が款項別の給与明細書となっているところでございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページからですけれども、歳出予算のところの説明いたしました特定財源については省略をさせていただきまして、説明をしたもの以外では、10ページの19款財政調整基金繰入金でございます。今回、1億9,883万円の財政調整基金の取り崩しを行います。これは、当初から、財政調整基金の取り崩しを累計で5億6,980万1,000円、約5億7,000万円、当初予算から積算しますと今回の2号補正予算で繰り入れをするということになります。平成27年度末が12億8,600万円程度でございますので、現段階での残高は7億1,600万程度ということになります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。災害復旧事業債を1号補正後、1億4,730万円を増額補正をいたします。計の1億8,810万円ということにしております。

表紙の次をごらんいただきます。

平成28年度山都町一般会計補正予算。

平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,600万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月2日提出。山都町長でございます。

以上で一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

35ページをお願いします。災害復旧の中で、現年度農業施設災害復旧費、この中で地元負担が729万というふうにございます。事業費から割り出しますと、約20%の負担と、まあ20%弱の負担ということになりまして、激甚にしては非常に負担率が高いなという感じがしますけれども、この算定をお願いしたいと。説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい、御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入のほうを開いていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、歳入の分担金負担金の負担金で6目災害復旧費負担金ということで挙げておりますが、御指摘のとおり729万円ということをございます。今回の災害復旧に係ります概算の事業費が、大体4億5,000万。そのうち採択率を90%と見ときますと、その90%を補助金、残りの2%を受益者の負担金というふうに見ておるところをございます。

通常ですと、農業施設災害の激甚につきましては、高率が見込めますし、昨年までの例を見ますと、大体95から98ぐらいの間はできるかと思いますが、ただ、ここの災害の数、それから災害を受けた方々の人員、そういうものを含めまして、最終的に査定が終わったところで事業費を確定いたしますので、その後、補助金の増嵩手続をいたします。最終的にそこで確定すると思いますが、2%程度を見込んでおるところをございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、わかりました。

激甚で2%ということをございますけれども。先ほど補正予算の中で出てまいりましたけれども、清和資源から500万の寄付があつておりました、町に。私は、総務課長に先ほど聞きましたところ、業者から500万の寄付を町がもらうということは、果たしてこれはいいものかというふうなことで聞きましたところ、問題ないというふうな話でございました。そういうことであれば、問題ないということであれば、この農地災害については、今度、非常に家も罹災されて、非常に厳しい農家の条件がございます。農地だけでなく、我が家も被災されておるということをございますので。私はこの農地の災害復旧の工事についての負担金は、いわば請け負った業者から負担金ではなくて、了解であれば寄付金として、その2%を寄付してもらおうと、農家にかわって。そうすれば、農家負担は、農地の災害復旧に関してはゼロということで、今度、災害復旧ができますよということが言えると思えますけれども、その点、そういうことが可能なかどうか、そういう考え方がないのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 受益者負担金と申しますのは、この災害復旧に限らず、応益の負

担といたしますか応分の負担を求めるということで、条例事項でもございます。また、それを業者に負わせるということは、これはできないものというふうに考えておりますので、考え方としては、ルールに沿って負担金をいただくということになろうかというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 業者に負わせるということではなくて、業者から、農家も大変だから、仕事もさせていただくならば、せめて2%ぐらいは私が寄付をしましょうという、そういう清和資源のような寛大な気持ちで、業者の方々に御寄付をいただくということにすれば、私は非常に農家も助かるし、しかも、農地の価値といたしますか、農地によっては、全て災害復旧で扱って、本当にそれだけの価値がある農地なのかというのも疑問になります。しかし、そういうことであれば、全部を復旧できて、復旧できれば、誰かがまたそれを貸し借りで耕作する人もできてくるでしょうし。そういうことを考えると、私は無理な負担じゃないというふうに思いますけれども。さっきの清和資源の業者からもらった寄付金と、それを考えれば、別に何も問題のあるようなやり方じゃないと私は思いますけども。御答弁を。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼します。

寄付金という性格上、これは自発的なものでございますので、企業といたしますか、寄付をなさる方が、そういう意思を持って町に対して災害復旧、振興に充ててくださいというような寄付については、それを排除するというような考え方ではございません。ただ、さっきおっしゃったような趣旨で町が誘導するようなお話にはできませんよということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 濟みません、同じところなんです。災害復旧の中に倉庫、あるいはこの山都町では鶏舎、厩舎、そういったものも入っていますか。今度の災害復旧の中に。お尋ねをしたいと思います。農林振興課長に。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

この農地、農業施設等の災害復旧事業につきましては、御案内のように、農地、田畑、それから農業用の施設というのは、水路、道路、それからパイプラインとか、こういうものでございます。その後、林道等も入ってくるわけですが、おっしゃるように、畜舎とか農機具倉庫、農業機械というのは入っておりません。

今回、問い合わせが多かったのは、そういうものを含む関連施設、こういうものの災害復旧はできないだろうかというお問い合わせが確かにございました。うちのほうで防災無線等でも流しましたが、その結果、214件の被災の届け出がっております。これには、総務課のほうに届け出がありました母屋と、それから畜舎、農舎と一緒に含んでるという部分もうちのほうで拾い上げた件数が今214件ということで、137名の方から上がってるというところでございます。

テレビのテロップ当たりで御存じかと思いますが、国がこの関連施設等については、半分面倒

みますよということをお承知の方も物すごく多くなりまして、うちのほうも、早々、国のほうと話をしたところでございます。

これにつきましては、平成27年の2月でございますが、大雪で雪害のためにビニールハウスの災害復旧を行いました。それと同じ事業が、今回、震災復旧の緊急対策経営体育成支援事業という形で復活したところでございます。

詳しく言いますと、被災農業者向けの経営体育成支援事業という形で個人の建物等もこれで見るということでございます。中身は、まず施設の撤去ができます。これにつきましては、坪当たりの単価が定額で決まっておりますので、その単価を含めたところで、単価の上限であれば100%出るということでございます。それから、施設をまた撤去した後に、再建する。または修繕するという形でも対象となるような事業になっております。こういうものを含めたところで、対象者に、実は6月13日と14日、説明会を行うということで既に通知をしておるということでございます。大小、被害の差はございますが、できるだけこれでひろいあげて、災害復旧に早期につながるようにしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

いいですか。1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。もちろん、この補正予算という大事な仕事なんですけれども、確認をしたいというか、私、本当に家庭の財布ぐらいしか握っておりませんので、こういう大きな予算の動かし方がよくわかっていない部分もあって、何か的外れなことを言うかもしれませんが、もともとの予算、平成28年度、123億3,000万という大きな予算があって、それに今回こういうふうに10億円なりの補正がついてきていると。そしてそれは主に災害復旧なわけで、それは国からの補助とかいろんな割合があって、しかし、やはり自腹で賄っていかなくてはいけない部分もあるということが、だんだん説明によってわかってきました。

ということは、先ほどの災害復旧費とか専決の部分で田上議員がおっしゃったように、この3月に決めた本予算の部分は粛々と進んでいるのだろうか。そういういったものの予定の変更はないのだろうか。そういうお考え、これから先のもんですね。123億3,000万円を使いながら、こういうふうにして、国やら何やら、県ももう財布ゼロになりましたとこの間おおっぴらに言いましたので、本当に国も県も厳しい状況、国も大きな赤字を抱えている中で、どこまで甘えていけるのかというふうなことを思いますし、私のような財布の感覚で言いますと、今度のボーナスでバッグでも買おうかなと思ってたけど、主人が交通事故に遭っちゃった、入院したので、バッグは我慢せなんよねっていうふうな感覚で申し上げておりますので、ちょっと的が小さいかと思うんですけれども、そういうふうにもともとの123億円を今後もそのまま執行していくのか、やはり今後の成り行きでは見直していかなくてはいけない部分があるというふうにお考えなのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願えればというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 家庭のところは、そういう考えになるかもしれませんが、うちの

一番上位には総合計画があって、そしてまた実施計画があって、それに伴って財源計画もして、当初予算を組むということで、これは非常にきちっとした財源の裏の措置をしながら、そして起債計画をしながら取り組んでいるところで、一般財源というのがどれだけ減らせるかというのは、例えば一番重要な金をふやすとしたら、その余裕を持たせるとしたら、道路の改良工事、普通建設事業と、それともう一つは健康福祉課あたりをぐうっと縮めないと、なかなか一般財源というのは、余剰金といいますか、財布が豊かになる、実質のですね、ということにはなってまいりません。

そういうとき、私どもが考えるのは、この災害という大震災のときに、観光にしろ、商業にしろ、地域経済で非常に大きな動きがあるものについて、非常にしぼんできてるわけですね、自粛ムードで。そこに向けて、そういう状況にあって、行政がこの工事の発注もとめていってしまうという話になりますと、また地域経済がしぼんでしまうという話になってきます。やはり、その辺も総合的に勘案すると、日常の生活に早く戻したいということが基本にあるということになりますと、できるだけ、益城だとか西原だとか、非常にでかいところは全然別個の話でありますけれども、やれる体力のあるところ、これは粛々と計画どおりにできるだけ進めると。工事の発注あたりは少しずつ減るものはありますけれども、それをやっぱり粛々と進めていくことによって、地域経済を早く日常に戻していくということに私はつながるというふうに考えておりますので、その辺のほうを御理解いただいて、全体的な、一般財源をどれだけ浮かせることができるかということ、非常に難しい部分もありますので、何とかその辺は御理解をいただきたいと思っておりますし、個別の一つ一つの事案について説明をしておりますので、その辺が少し違和感があるかもしれませんが、大体相対的に言うとそのことであるということに御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） わかったような気がしております。やはり、もちろん経済を動かすということは大事な仕事だというふうに思っております。

先ほど昼休みに他の議員さんたちのお話を聞いていましたところ、今、建設業者のほうも大変人員が少ないと。統合、合併とかをしてらっしゃると。町内の業者さんの数も減っているというふうなことです。やはりこういった補正に関する工事は、もちろん町内の業者にというようなことではしょうけれども、そのあたりの見通しとか、そういったところも計算上入っていくのかというようなところ、それから、もう1度念押しですけれども、じゃあ、私のような心配はもうしないで、どんと構えてろというようなことなんでしょうか。だから、当初、ことし、いろんな新しい事業ですよ。今議会の当初にありました、一番最初に可決しました保育園の事業でありますとか、それからグラウンドゴルフ場、あるいは、造り物小屋の整備、そういったいつものプラスアルファの部分も粛々と本当に町内の経済を回していくためにやっていくというふうな理解をしておいて、あとは心配いらんよというようなことを一言いただければ、私も安心して予算というか、審議に取り組めるんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 知事も言っているとおり、やはり復旧復興というのを、もとに戻すという、復旧なんかはそういう意味があります。復興についても、機能的なものを戻すという意味がありますけど、それより大きく発展させるんだというようなことも、これを機に、復興を超える、また改善をするような、発展をさせるんだという意味が、知事の意向には含まれております。

今度の、例えば観光の目玉としている八朔の造り物の拠点施設であったり、八朔の造り物小屋、これも高速道路が開通をすることを置いて、考えた上での、早く手を打っておくということでもありますし、例えば、拠点施設が計画どおりに施工しますと、私は通潤橋だけに頼りつつ観光の、ほかの方向に目を向けていただく一つの大きな要素になってくるのは間違いないというふうに思います。また、そうしなければならぬというふうに考えております。

だから、それが送りやるということになると、「通潤橋は何年かかるとかい」「その後は何すっとか」という話があったときに、私どもは、住民の皆さん方に、夢も光明も見せていかなければならぬときに、やはり「いやこれは難しいんです」「財源的なこと難しいんです」と言うだけじゃなくて、やはり計画どおり進めていって、観光の拠点をもう一つ、通潤橋に頼らない拠点を一つ設けるということ。それから、それは拠点施設だけじゃなくて、回遊性を持たせるということで、商店街の振興もあわせて考えてるわけで、そこら辺もひとつ、被災を受けたんだけど、そういう役場が計画どおりやってくれるとしたら、自分たちもやっぱり一歩前に踏み出さなければいけないなということの機運の醸成にもつながっていくんじゃないかなというふうな気もいたします。

そしてまた、財源のほうについては、今、総務課長のほうが9割ですとか、そういう説明をしましたけど、激甚のほうになりますと、多分、これは正確な話はできませんけども、公共土木施設災害復旧工事のこれまでの例をずっと考えていきますと、99%ぐらい多分いくと思います。あとは地方交付税だとか、そういうふうな手当も考えていくと、制度事業になると、かなりの負担の軽減は、今、一般財源を財源の内訳に入れておりますけど、これはかなり小さくなると私は考えていっていいと思います。

それで、その後のやつ、やっぱり今後、私が一番心配しているのは、全員協議会等で申し上げた制度事業に乗らない部分、しかしながら、コミュニティの維持にはどうしても必要なんだと、これは誰がするのかと、自分たちはもう体力ないよというところについては、新潟県のほうで地元の負担を限りなくゼロにするという意味において取り組まれたのが復興基金であります。3,000億円を国から借りて、そしてそれを原資として、そういうのに充てていかれた。もちろん宅地等々の一般の農災とか公共債で拾えないやつについても、多分、後追いで、多分補填をされたんだと私は思っておりますけども、その辺はちょっと精査してみなければわかりませんが、限りなくゼロに近くいったんだと、そういう実績が自分たちはあるんだということをおっしゃってますんで、多分そのように私は理解しておりますけども、それを私は、今、町村会を通して要望してるわけですね。

ただ、それは町の単独の費用を使ってでも、町はやらないと、この町の人口減少にさらに拍車

がかかる。そしてここに住む意味と言うんですかね、ただの自然に生かされた非常に住みよいところなんですよだけじゃ、やっぱり非常に難しいですね。やはりこの町が頼りがいのある町、そして本当に真剣に考えているんだと。個人の今の自分たちの生活のこともよく考えてある。ここは町が一肌脱いでくれるということを行っているということをやっばりお見せしていくということは非常に大事なことだろうと思います。

財源のことについて、本当に心配は物すごくしてます。ただ、心配だけしとっても、本当に明るい希望を持ってもらうということも、今、やらなければならないんで、今、財政調整基金のほうも7億ぐらいしかないぐらいまでやっていますけども、これはもう県のほうもゼロになったと言ってますけども、それに近くなるということまでも、まずは町がこれまでやらないとこの町はもたないんだということを強く示していくということが私は重要であると思います。

そして、それに向けて私は、国会議員の先生方初め、ここぞのとき、やっぱり動いていただかないかん。復興基金で、後を処理をしていただいて、この財源厳しい町に応援をしていただくということをしっかりと要望をしていきたいというふうな考えであります。

本当に、今の数字を羅列した中では、非常に不安な点があられるかと思いますが、私は勢いを見せる、そして住民の方々に光明を見出しただけるところまで、今度のやつでぜったい足りないと思います、今後9月定例では間に合わないと思いましたら、臨時議会でもお願いして、その辺の姿勢を見せていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 吉川議員から、家庭に例えて、例えば家計で大きな災害とかあったときは、歳出といいましようか、支出を抑えるんだというお話がありました。お気持ちはよくわかります。ただ、町の場合は、今、災害で、商店街、きのう話がありましたけど、皆さん非常に意気消沈してらっしゃいます。こういうときだからこそ逆に、既にお認めいただいた歳出については、予定どおりやっていくということで、今、町長申しましたけど、皆さんが意気消沈している中で、そういった事業を粛々とやることで、皆さんに、町は元気なんだという希望を持っていただくという意味において、予定どおり歳出としてやっていくということであると思います。

それから、歳入について、ちょっと御説明したいんですけど、補正予算の1ページをごらんいただきたいと思うんですけど。今回、10億補正を組んでおりますが、このうちの60%の6億円については国県支出金であります。これは先ほど午前中、総務課長も説明しましたけれども、補助率は低く、今見込んでおります。一般の災害の補助率を適用して組んでおります、ほとんど。しかしながら、激甚災害に指定されましたので、これは今後、補助率が上がるということが見込まれます。それから、起債を1億5,000万ほど組んでいますけど、これは災害の起債ですので、交付税でかなりの部分が返ってきます。交付税に算入されます。

また、一般財源についても、基本的に大きな災害については、国県が面倒を見るというのが原則ですので今後、今、交付税はこの中に組んでませんけれども、特別交付税で補填されると考えますので、この10億円については、歳入については、ある程度一般財源によらないで、国県支出

金あるいは交付税で補填されるということで、その御心配については、今後、災害に関する支出については、国・県に対してもしっかりと特別交付税措置を要望していかないとはいけませんけど、それほど心配は要らないということを申し上げておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） どなたでもいいです。15節は総額幾らになるか、誰か計算された人がおられますか。

○議長（中村一喜男君） どの15節ですか。

○11番（田上 聖君） 15節、この中身。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 計算されたかどうかということの御質問でございますので、計算はしておりません。ここでもわかちちょっと答えは出せません。また後で必要であれば、私のほうからお答えをいたします。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 山都町全体が、大変観光客が減る、売り上げが減る。一つ頼りになるのが、農業関係がという気持ちでおりますが、明るいところが、この15節が全部執行されれば、大変よろこびます。一つ明るい点が15節でございます。今後も、補正予算あたりで、震災の災害復旧あたりで、この項目は15節工事請負費でございますので、工事ごとがいっぱいふえていくと思います。

15節を聞いております。だからぜひスムーズに執行されて。業界の人たちは人手が不足に困っておられます。だから、逆に、人手が余る部分が出てきやしないかと思っておりますので、この工事請負契約の部分の一つ本町にとっても明るいところではないかと考えております。

そういうことから、15節の総額は幾らかということと、先ほども言いましたが、早急な執行をされることで、町も幾分なりと明るい気分になっていく、そういうことになりはしないかと思っておりますので、お聞きしたわけでございます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第55号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第19、議案第55号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 議案第55号について説明いたします。議案第55号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正においては、さきの人事異動による人件費の増額と熊本地震による修繕料等の増額をお願いするものでございます。

歳出のほうから説明いたしますので、6ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額1億2,609万7,000円、補正額1,387万1,000円、補正後の額1億3,996万8,000円としております。

2節給料から4節共済費までは人事異動による人件費の増額をお願いしております。11節需用費200万円、これは漏水箇所の修繕、これは本復旧の修繕費として計上しております。13節委託料、これは今回の震災で特に漏水の多い箇所が4地区判明しておりますので、その地区を重点的に漏水調査をするものでございます。15節工事請負費100万円です。これは蘇陽の菅尾地区で発生しました断水の原因である水源地まで行く町道が公共土木の災害復旧事業として施工することになっておりますので、それにあわせて施工するものです。現在は、地上配水で仮復旧の状態です。この部分を今回歳出として上げております。

5ページをお願いします。

歳入ですが、今回の補正予算における財源は一般会計からの繰入金を充当しております。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金、補正前の額1億6,967万2,000円、補正額1,387万1,000円、補正後の額1億8,354万3,000円になります。

表紙の次のページをお願いいたします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,387万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,076万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月2日提出。工藤町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第20、諮問第3号、日程第21、諮問第4号、日程第22、諮問第5号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 諮問第3号から説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年6月2日提出。山都町長。

住所、熊本県上益城郡山都町黒川524番地1。

氏名は渡邊加代子さんです。

生年月日は昭和26年3月4日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、人権擁護委員の3名が平成28年9月30日をもって任期満了となるので、再任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるからです。

渡邊氏は山都町黒川の方で、今回2回目の推薦ですが、地域の状況にも精通しておられ、住民の信頼も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をしたく意見を求めるものです。

続きまして、諮問第4号の説明を行います。

諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年6月2日提出。山都町長。

住所、熊本県上益城郡山都町万坂360番地。

氏名は、本田松代さんです。

生年月日は、昭和24年3月15日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、人権擁護委員の3名が、平成28年9月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからです。

本田氏は山都町万坂の方で、地域の社協長も経験され、福祉面についても精通しておられます。地域の状況にも精通しておられ、地域住民の信頼もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をたく意見を求めるものです。

続きまして、諮問第5号です。人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を含める。

平成28年6月2日提出、山都町長。

住所、熊本県上益城郡山都町浜町129番地。

氏名は井上里己さんです。

生年月日は昭和28年1月8日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、人権擁護委員の3名が平成28年9月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるからです。

井上氏は山都町浜町の方で、前任者からの推薦をいただいた方でもあり、地域の状況にも精通しておられます。人権擁護についての理解もあって、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をたく意見を求めるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 諮問第3号から第5号まで説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。失礼しました。第1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 各候補者の直接的なことではなくですが、ただいまの人権擁護委員が何名で、男女比がどういうふうになっているのかだけ、おわかりになれば教えてください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

矢部地区が、3名が女性の方ということで、今、町長が申された方でございます。清和地区が2名ということで、男性1名、女性1名。蘇陽地区が2名ということで、男性1名、女性1名ということで、全部で7名の人権擁護委員さんがいらっしゃいます。その中で、男性が2名、今回女性3名を合わせたところで、5名の方が女性という割合になっております。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

(自席より発言する者あり)

○健康福祉課長(玉目秀二君) 7名で、2名が男性で、5名が女性になります。
以上です。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第23 発委第2号 九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議

○議長(中村一喜男君) 日程第23、発委第2号「九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長(工藤文範君) お疲れでございます。最後になりますけれども、明るい発議を提案したいと思います。よろしくお願いします。

発委第2号、山都町議会議長、中村一喜男様。

経済建設常任委員長、工藤文範。

九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望

活動に関する決議。

上記議案を山都町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由。

平成28年熊本地震により、阿蘇地域と熊本都市圏をつなぐ重要な幹線道路を失った今、防災減災の面においては、壊れない強固な道路に頼るよりも、複数の手段や経路で交通を確保する相互補完性のある道路ネットワークの必要性が再認識された。九州中央自動車道と主要地方道矢部阿蘇公園線が相互にリンクすることで、広域的にも防災機能の高い道路ネットワークの構築が可能となり、あらゆる自然災害発生時において、迅速な復旧活動を支える極めて重要な幹線ルートとして、その役割が大いに期待される。九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の早期着工の実現に向けて、関係機関と協力のもと、本町議会も一丸となって、国及び県に対して、強く要望活動を展開していくことが必要である。

ということで2枚目です。

決議、九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議。

平成28年4月14日から発生した一連の平成28年熊本地震は県内各地において甚大な被害をもたらした。道路インフラの被害も深刻で、国道57号線の土砂崩落や国道325号線の橋梁阿蘇大橋の崩壊、県道28号線熊本高森線上の橋梁やトンネルの損傷など、阿蘇地域と熊本都市圏等をつなぐ大動脈が寸断され、迅速な災害復旧や被災者の支援に支障を来すとともに、地域住民の生活のみならず、地域の経済や産業に大きな打撃を与えている。

矢部阿蘇公園線は、昭和57年に、国道を補完する幹線的役割を持つ主要地方道として指定を受けたが、路線の一部に未供用区間があるために、その役割を十分発揮するには至っていない。熊本地震により重要な幹線道路を失った今、壊れない強固な道路に頼るよりも、複数の手段や経路で交通を確保する相互補完性のある道路ネットワークの構築が有効であり、矢部阿蘇公園線の整備にはこうした観点から大変重要であると考えます。

一方で、嘉島から矢部に至る九州中央自動車道は、小池高山から北中島間において、区間最後の構築物となる田代第二トンネルが工事着工されるなど、平成30年の供用開始に向け、着々と整備が進められており、北中島・矢部間についても供用予定年度こそ明示されていないものの、整備は着実に進んでいる。九州中央自動車道は、熊本県が進める九州を支える地域防災拠点構想において、九州の東西をつなぐ重要な広域防災路線として位置づけされており、大規模災害時の命の道として、早期の完成が望まれる。

今なお警戒が続く阿蘇山の火山活動や、必ず起こるであろうと言われている南海トラフ大地震、集中豪雨による土砂災害など、あらゆる自然災害の発生を考えると、矢部阿蘇公園線は地域住民の緊急避難路としてはもとより、救助援助や物資輸送など復旧活動を支える基幹ルートとなり、九州中央自動車道と相互にリンクすることで、広域的にも防災機能の高い道路ネットワークを構築することが可能となる。本町議会においては、九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の早期着工の実現に向けて、関係機関と協力のもと、議員一丸となって、

国及び県に対して積極的に要望活動を行っていくものとする。

以上、決議する。

平成28年6月8日。山都町議会。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 発委第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号「九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第24「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「閉会。散会じゃないの」と呼ぶ者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 閉会です。

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成28年第2回山都町議会定例会を閉会します。お疲れでした。

閉会 午後 2 時38分

平成28年 6 月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第56号	工事請負契約の締結について（矢部地区統合保育園建設工事）	6月2日	原案可決
報告第1号	平成27年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月8日	報告済
報告第2号	平成27年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月8日	報告済
報告第3号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第4号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第5号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第6号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第7号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月8日	報告済
議案第44号	専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第45号	専決処分事項（工事請負契約の変更）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第46号	専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第47号	専決処分事項（平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第48号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第49号	専決処分事項（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第50号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第51号	専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第52号	専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月8日	原案承認
議案第53号	山都町職員の退職管理に関する条例の制定について	6月8日	原案可決
議案第54号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	6月8日	原案可決
議案第55号	平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	6月8日	原案可決

諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月8日	原案同意
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月8日	原案同意
諮問第5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月8日	原案同意
発委第2号	九州中央自動車道嘉島・矢部間の早期完成と主要地方道矢部阿蘇公園線の整備促進に係る要望活動に関する決議	6月8日	原案可決
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	6月8日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
